こ成事第520号

令和5年10月12日

一部改正 こ成保第805号

令和6年10月4日

一部改正 こ成保第519号

令和7年9月8日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

こども家庭庁長官 (公 印 省 略)

保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村(特別区を含む。)に対してこの旨通知されたい。

保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

(通則)

1 保育対策総合支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和5年内閣府令第41号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この統合補助金は、地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育 の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置 を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てるこ とができる環境整備を行うことを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。
- (1) 保育士資格等取得支援事業
 - ① 保育士資格等取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」(平成29年4月17日雇児発0417第2号)の 別添1に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」の I 「保育士資格等取得支 援事業」による次に掲げる事業

- ア 都道府県、指定都市又は中核市が行う事業
- イ 地方公共団体以外の者(以下「民間団体等」という。)が行う事業に対して都 道府県、指定都市又は中核市が補助する事業
- ② 保育士試験による資格取得支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添1に定める「保育士資格等取得支援事業実施要綱」のⅡ「保育士試験による資格取得支援事業」による次に掲げる事業

ア 受験対策学習費用補助事業

民間団体等が行う事業に対して都道府県、指定都市又は中核市が補助する事業

- イ 保育士試験受験直前講座実施事業 都道府県又は指定都市が行う事業
- (2) 保育士試験追加実施支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添2に定める「保育士試験追加実施支援 事業実施要綱」により、都道府県又は指定都市が行う事業

(3) 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添3に定める「保育士養成施設に対する 就職等促進支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (4) 保育士宿舎借り上げ支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添4に定める「保育士宿舎借り上げ支援 事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (5) 保育人材等就職・交流支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添5に定める「保育人材等就職支援事業 実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (6) 保育体制強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱による次に掲げる事業

- ① 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ② ①の事業に対して都道府県が補助する事業
- (7) 保育補助者雇上強化事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育補助者雇上強化事業 実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- ③ ①又は②の事業(指定都市及び中核市を除く。) に対して都道府県が補助する事業
- (8) 保育士や保育事業者等への巡回支援事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添8に定める「保育士や保育事業者等への 巡回支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- (9) 保育士・保育所支援センター設置運営事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添9に定める「保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱」により、都道府県、指定都市又は中核市が行う事業

(10) 保育士・保育の現場の魅力発信事業

「保育人材確保事業の実施について」の別添10に定める「保育士・保育の現場の魅力発信事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 保育士という職業や保育の現場の魅力発信
 - ア 都道府県又は指定都市が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業
- ② 保育士が相談しやすい体制整備
 - ア 都道府県又は市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- (11) 保育士修学資金貸付等事業

「保育士修学資金の貸付け等について」(令和5年6月7日こ成基第18号)の別紙に定める「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は指定都市が行う事業
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う事業に対して都道府県又は指定都市が補助する事業
- (12) 保育所等改修費等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」(令和5年4月19日こ成保第15号)の別添1に定める「保育所等改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

① 市町村が行う事業

- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (13) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添2に定める「都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都市部における保育所等への賃借料支援事業 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業に対 して都道府県が補助する事業
- ② 保育所設置促進事業

民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

(14) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可化移行の ための助言指導・移転費等支援事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 認可化移行可能性調查支援事業、認可化移行助言指導支援事業、指導監督基準遵守助言指導支援事業
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業(都道府県が別途補助する場合も含む)
- ② 認可化移行移転費等支援事業
 - ア 市町村が行う事業(都道府県が別途補助する場合も含む)
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業(都道府県が別途補助する場合も含む)
- (15) 民有地マッチング事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添4に定める「民有地マッチング事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング支援、整備候補地等の確保支援 ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業(都道府県が別途補助する場合も含む)
- ② 地域連携コーディネーターの配置支援
 - ア 都道府県が行う事業
 - イ 市町村が行う事業(都道府県が別途補助する場合も含む)
 - ウ 民間団体等が行う事業に対して都道府県が補助する事業
 - エ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業(都道府県が別途補助する場合も含む)
- (16) 広域的保育所等利用事業

「多様な保育促進事業の実施について」(令和6年3月30日こ成保第179号)別添5に定める「広域的保育所等利用事業実施要綱」により、市町村が行う事業

(17) 保育利用支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添1に定める「保育利用支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (18) 3歳児受入れ等連携支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添2に定める「3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 3歳児受入れ連携支援事業
 - ア 市町村が行う事業
 - イ 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業

- ② 家庭的保育コンソーシアム形成事業 市町村が行う事業
- (19) 医療的ケア児保育支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添3に定める「医療的ケア児保育支援 事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県、指定都市又は中核市が実施する事業
- ② 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- (20) 家庭支援推進保育事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添4に定める「家庭支援推進保育事業 実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (21) 保育所等における要支援児童等対応推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添8に定める「保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県が行う事業
- ② 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (22) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」(令和5年5月25日こ成保第50号)の別添2に定める「認可外保育施設の衛生・安全対策事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 指定都市又は中核市(以下この号において「指定都市等」という。)が実施する 事業
- ② 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
- ③ 市町村(指定都市等を除く。)が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- (23) 保育環境改善等事業

「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 基本改善事業及び環境改善事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業を除く。)
 - ア 指定都市又は中核市(以下この号において「指定都市等」という。)が実施する事業
 - イ 指定都市等が実施主体として認めた者が行う事業に対して指定都市等が助成する事業
 - ウ 市町村(指定都市等を除く。)が実施する事業又は市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 環境改善事業(安全対策事業のうち「睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業」及び「ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業」)
- ア 都道府県又は市町村(以下この号において「都道府県等」という。)が実施する 事業
- イ 都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する

事業

③ 環境改善事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業) ア 市町村が行う事業

イ 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が助成する事業

(24) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添1に定める「保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業実施要綱」により行われる次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が行う事業に対して都道府県が補助する事業
- (25) 放課後居場所緊急対策事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添1に定める「放課後居場所緊急対策事業実施要綱」により市町村が行う事業(都道府県が別途補助する場合も含む)

(26) 小規模多機能·放課後児童支援事業

「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2に定める「小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱」により市町村が行う事業(都道府県が別途補助する場合も含む)

(27) 待機児童対策協議会推進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添6に定める「待機児童対策協議会推進事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(28) 新たな待機児童対策提案型事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添7に定める「新たな待機児童対策提 案型事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- ③ 市町村が行う事業又は民間団体等が行う事業に対して市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- (29) 認可外保育施設改修費等支援事業

「保育所等の質の確保・向上のための取組強化及び認可外保育施設支援等事業の実施について」の別添3に定める「認可外保育施設改修費等支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 都道府県又は市町村が行う事業
- ② 民間団体等が行う事業に対して都道府県又は市町村が補助する事業
- (30) 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添10に定める「2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業実施要綱」による次に掲げる事業

- ① 市町村が行う事業
- ② 市町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して市町村が補助する事業
- (31) 保育士等の処遇改善取得促進事業

「多様な保育促進事業の実施について」の別添11に定める「保育士等の処遇改善取得促進事業実施要綱」により都道府県が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された第2欄の種目ごと(3の(3)、(4)、(6)、

(7)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(21)、(23)、(29)及び(30)については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)については事業所ごと)の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業

- ① 3の(4)の事業以外
 - ア 第2欄の種目ごと(3の(3)、(7)、(10)、(12)から(14)まで、(17)、(18)の①、(20)、(21)、(23)、(29)の①及び(30)の①については施設ごと、(16)については箇所ごと、(25)及び(26)については事業所ごと)に、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ② 3の(4)の事業
 - ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村
 - (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により算出された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

- (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得て額の合計額 を交付額とする。

(2) 間接補助事業

- ① 3の(1)の①イ及び②ア、(3)の②、(5)の②、(8)の②、(10)の① イ及び②イ、(11)の②、(14)の②イ、(15)の②ウ及びエ、(17)の②、(18) の①イ、(20)の②、(28)の②イ及びウ並びに(30)の②の事業
 - ア 第2欄の種目ごと(3の(3)の②、(14)の②イ、(17)の②、(18)の① イ、(20)の②及び(30)の②については施設ごと)に、第3欄に定める基準額 と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から 寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方 の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ② 3の(4)の②の事業
 - ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村
 - (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事

業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により算出された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ア以外の市町村

- (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較 して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ③ 3の(6)の事業

ア ①の事業

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に 第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ②の事業

- (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を 比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付 額とする。
- ④ 3の(7)の事業

ア ②の事業

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に 第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に8分の7を乗じた額と都道府県が補助した額を 比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付 額とする。
- ⑤ 3の(12)の②の事業

ア 家庭的保育改修費等

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に

第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ アの事業以外

- (ア) 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ⑥ 3の(13)の①の事業
 - ア 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村
 - (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に40分の27を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた施設について、引き続き補助を受ける場合は、イ(ア)の算出方法によるものとする。

(イ) (ア) により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を 比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付 額とする。

イ ア以外の市町村

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額 を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 と比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。
- (イ) (ア) により得られた額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を 比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付 額とする。
- (7) 3の(13)の②の事業、(21)の②及び(29)の②の事業
 - ア 施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した 額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交 付額とする。
- ⑧ 3の(19)の②の事業
 - ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額に4分の3 (医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する市町村については、6分の5)を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ⑨ 3の(22)の事業

ア ②の事業

- (ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額 を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に

第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ③の事業

- (ア) 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額 を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額 とを比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を 比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付 額とする。

⑩ 3の(23)の事業

ア ①のイの事業、③のイの事業

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額と市町村が助成した額を比較して少ない方の額に 第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ ①のウの事業

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を 比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付 額とする。

ウ ②の事業

- (ア)施設ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と を比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア) により選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県又は市町村が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- ① 3の(24)の②の事業
 - ア 市町村ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を 比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを 比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額に4分の3を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(補助金の概算払)

5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 別表第2欄の種目の区分を超えて、事業に要する経費の配分を変更する場合には、 こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、 その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式2により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県及び市町村は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村又は民間団体等に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。
 - ①(1)から(9)までに掲げる条件。
 - ただし、(1)から(4)まで及び(8)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)、(8)及び(9)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
 - ②間接補助金を民間団体に交付する場合には、市町村が以下の条件を付さなければならない旨の条件
 - ア (1)から(8)までに掲げる条件。
 - ただし、(1) から(4) まで及び(8) 中「こども家庭庁長官」とあるのは「市町村長」と、(5) 及び(6) 中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは

「市町村長の承認」と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- ③ 都道府県が付した条件に基づき市町村長が承認する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (12) (11) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (13) 都道府県又は市町村が間接補助金を民間団体等に交付する場合には、以下の条件を付さなければならない。
 - ①(1)から(8)までに掲げる条件。
 - ただし、(1)から(4)まで及び(8)中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」)と、(5)及び(6)中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」(市町村の場合は「市町村長の承認」)と、(6)及び(8)中「国庫」とあるのは「都道府県」(市町村の場合は「市町村」)と、(5)及び(8)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、(5)の規定中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
 - ② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について 証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止 又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (14) (13) により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、 あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (15) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の 全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)から(30)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

- ア 市町村の長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出を行うものとする。
- イ 道府県知事は、アの申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認めたときは、これを取りまとめ別紙様式4に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。
- ウ 東京都知事はアの申請書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式5に添えて別に定める日までにこども家庭庁長官に提出を行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて別に定める日までに こども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を 行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
- (1) 都道府県知事は、7の(1)又は8による交付申請書が到達した日から起算して 原則として1か月以内にこども家庭庁長官に提出を行うものとし、こども家庭庁長 官は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定 (決定の変更を含む。)を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、こども家庭庁長官は、7の(2)及び8による交付申請書が 到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。) を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付決定又は変更交付決定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対し、別紙様式6又は別紙様式7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項に基づき、3の(1)、(2)、(4)から(20)まで、(22)から(26)まで、(28)から(30)に係る補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
 - ア 市町村の長は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に関係 書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
 - イ 道府県知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後、適正と認められたときは、これを取りまとめ、別紙様式9に添えて翌年度4月10日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。
 - ウ 東京都知事は、アの事業実績報告書を受理したときは、これを取りまとめ別紙様式 10に添えて翌年度4月10日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合

都道府県知事は、事業が完了したときは、別紙様式8による事業実績報告書に関係

書類を添えて、事業が完了した日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、こども家庭庁長官の交付額の確定の通知の依頼があったときは、市町村の長に対して、別紙様式11により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4,7,8及び11に定める算定方法、手続によることが出来ない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めによるものとする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
直接補助	保育士資格等取得支	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業	保育士資格等取得支援事業を実施	1/2
事業	援事業	(1)養成施設受講料等	するために必要な入学料、受講料、	
		指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2	報酬、給料、職員手当等、共済費、旅	
		 ただし、以下の上限あり。	費、需用費(消耗品費、燃料費、会議	
		 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を	費、食糧費、印刷製本費、光熱水費	
		取得する場合	及び修繕料)、役務費(通信運搬費、	
		1人当たり 300,000円	広告料、手数料)、委託料、使用料及	
			び賃借料並びに備品購入費	
		月 1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家		
		庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別		
		表1の②及び③により保育士資格を取得する場		
		合		
		1人当たり 100,000円		
		・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を		
		取得する場合		
		1人当たり 200,000 円		
		(2)代替保育従事者雇上費		
		1人1日当たり 8,040円		
		2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
		(1)養成施設受講料等		
		指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2		
		ただし、1人当たり上限 100,000円		
		(2)代替職員雇上費		
		1人1日当たり 8,040円		
		3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業		
		指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2		
		ただし、1人当たり上限 100,000 円		
		4. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業		
		 (1)幼稚園教諭を養成する大学受講料等		
		 幼稚園教諭を養成する大学の受講に要した経費の		
		1/2		
		ただし、1人当たり上限 100,000円		
		(2)代替職員雇上費		
		1人1日当たり 8,040 円		
		5. 保育所等保育士資格取得支援事業		
		指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2		
		ただし、以下の上限あり。		
		・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を		
		取得する場合		
		1人当たり 300,000円		
		・試験実施通知の別表1の②及び③により保育士		
		資格を取得する場合		
		1人当たり 100,000円		
		・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を		
		取得する場合		
		- 収得する場合 1人当たり 200,000 円		
		1八ヨだり 200,000円		

	6. 保育士試験受験直前講座実施事業(うち、保育士試験受験直前講座実施事業) 直前講座受講者1人当たり 6,000 円		
保育士試験追加実施 支援事業	こども家庭庁長官が別に定める額	保育士試験追加実施支援事業を実施するために必要な旅費、共済費、 委託料、使用料及び賃借料	1/
保育士養成施設に対 する就職等促進支援 事業	1,047,000円	保育士養成施設に対する就職等促進支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、補助金及び交付金、使用料及び賃借料並びに備品購入費	1/
保育士宿舎借り上げ 支援事業	1人当たり月額 別紙1のとおり ※令和元年度から引き続き令和6年度において本事業 の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対 象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合 には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000 円 ※令和6年度において本事業の対象者であって、令和7 年度も引き続き本事業の対象となった者が、同じ宿舎に 入居している場合には、別紙2で定める額を適用できる。	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使 用料、賃借料	1/
保育人材等就職・交 流支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,809,000 円 ※平成 31 年3月 29 日子保発 0329 第1号「子 ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自 治体への支援策について」に基づいて事業を実 施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円 2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等	用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、 役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料並	3/
	 2.保育工等のキャリアアック構築のための人材交流等支援事業 (1)保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 8,040 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円 (2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000 円 ②調整費 1人当たり 4,000 円 	のに側印料人員	3/
保育補助者雇上強化事業	1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 ・保育補助者の経験年数が3年未満	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3/

		単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。		
		1か所当たり年額 2,441,000円		
		2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合		
		・保育補助者の経験年数が3年未満		
		1か所当たり年額 3,906,000円		
		・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満		
		1か所当たり年額 4.882.000円		
		・保育補助者の経験年数が7年以上		
		1か所当たり年額 6,510,000円		
		※保育補助者を複数配置している施設においては、補		
		助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均		
		で算定する。		
		※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、		
		単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。		
10	では、現では、現代では、現代では、現代では、現代では、現代では、現代では、現代で	1か所当たり年額 4,882,000 円 1.保育士への巡回支援	 保育士や保育事業者等への巡回支	1/2
	ド月エヤ保育事業有 ドへの巡回支援事業	1. 保育エへの巡回支援 1自治体当たり 4.064.000 円	保育工や保育事業有等への巡回文 援事業を実施するために必要な報	1/ 4
4	r: WJ巡凹XI反尹耒	1目石体当たり 4,004,000円 ※都道府県が実施し、保育士支援アドバイザーを複数	接事業を美施りるために必要な報 酬、給料、職員手当等、報償費、共済	
		配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の	断、桁科、収具ナヨ寺、牧頂貝、共併	
		配置して即垣府県域で事業を実施する場合、以下の額を適用できる。	本費)、通信運搬費、役務費、委託	
		1自治体当たり 8,128,000 円 2.保育事業者への巡回支援	料、使用料及び備品購入費	
		1自治体当たり 4,064,000 円		
		※都道府県が実施し、保育事業者支援コンサルタントを		
		複数配置して都道府県域で事業を実施する場合、以		
		下の額を適用できる。		
		1自治体当たり 8,128,000円 3. 放課後児童クラブへの巡回支援		
		1自治体当たり 4,064,000 円 4.魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
		1自治体当たり 1,634,000 円 5.自己評価に係る地域協議会		
		1自治体当たり 1,634,000 円		
/13	1大1. 四大式士将		/// /// // // // // // // // // // // /	1 /0
	マイス シャス シャス マイス マイス シャス シャス シャス シャス シャス アン・マース アイス マイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	1. 保育士・保育所支援センター開設運営経費	保育士・保育所支援センター設置運 営事業を実施するために必要な報	1/2
	ンター設置運営事	(1)基本分		
業	•	1自治体当たり 2,129,000円	酬、給料、職員手当等、共済費、旅	
		(2)取組に応じた加算分	費、需用費(消耗品費、燃料費、会議	
		・普及啓発経費加算	費、印刷製本費、光熱水費及び修繕 料)、役務費(通信運搬費、広告料、	
		1 自治体当たり 3,434,000 円	科人、仅務員(地信建廠員、広告科、 手数料)、委託料、使用料及び賃借	
		・養成校等との連携加算	子数科が、安託科、使用科及び負債 料並びに備品購入費	
		1 自治体当たり 2,090,000 円 2.保育士再就職支援コーディネーター雇上費	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		2. 休育工舟祝臧又接コーティネーダー産工賃 1自治体当たり 4,000,000 円		
		※加算の対象となる場合、1自治体当たり 8,000,000 円		
		※平成 31 年3月 29 日子保発 0329 第1号「子ど		
		も・子育て支援法に基づく協議会に参加する自治		
		体への支援策について」に基づいて事業を実施す		
		る場合、下記の額を加算		
		1自治体当たり 4,000,000 円		
		3. 保育士キャリアアドバイザー雇上費		

		1	
	1自治体当たり月額 200,000円		
	4. 再就職支援及び雇用管理改善経費		
	1自治体当たり 477,000円		
	5. 潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のための経費		
	1自治体当たり 6,372,000 円		
	6. 保育士登録簿を活用した就職促進経費		
	1自治体当たり 3,588,000 円		
	7.マッチングシステム導入費		
	1自治体当たり 7,000,000 円		
	(減額の場合) 5,000,000 円		
	8. 放課後児童支援員の人材確保支援経費		
	1自治体当たり 1,325,000 円		
保育士・保育の現場	1.保育士という職業や保育の現場の魅力発信	保育士・保育の現場の魅力発信事業	1/2
の魅力発信事業	1自治体当たり 8,108,000円	を実施するために必要な報酬、給	
	2. 保育士が相談しやすい体制整備	料、職員手当等、報償費、共済費、旅	
	保育士の相談窓口の設置	費、需用費(消耗品費、燃料費、会議	
	1自治体当たり 4,035,000円	費、印刷製本費、光熱水費及び修繕	
		料)、役務費(通信運搬費、広告料、	
		手数料)、委託料、使用料及び賃借	
		料並びに備品購入費	
保育士修学資金貸付	1 保育士修学資金貸付	保育士修学資金貸付等事業を実施	9/10
等事業	(1)基本額	するために必要な貸付金、報酬、給	
	1人当たり月額 50,000 円以内	料、職員手当等、共済費、旅費、需用	
	(2)加算額	費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷	
	·入学準備金(貸付初回時)	製本費、光熱水費及び修繕料)、役	
	1人当たり 200,000 円以内	務費(通信運搬費、広告料、手数	
	·就職準備金(卒業時)	料)、委託料、使用料及び賃借料並	
	1人当たり 200,000 円以内	びに備品購入費	
	・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、		
	養成施設に入学し、在学する者		
	1月当たり貸付申請時における貸付対象者		
	の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲		
	げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年		
	齢区分の額に相当する額以内		
	(3)就職準備金		
	養成施設に在学する者であって、月額の貸付		
	を受けていない者に対して最終学年の開始時に		
	貸付けるもの		
	1人当たり 200,000 円以内		
	2 保育補助者雇上費貸付		
	1か所当たり年額 2,953,000 円以内		
	(加算分)		
	1か所当たり年額 2,215,000 円以内		
	3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付		
	保育士が要した保育料の1/2		
	※ ただし、上限 月額 27,000 円		
	4 就職準備金貸付		
	1人当たり 200,000 円以内		
	(加算分)		
1	1人当たり 200,000 円以内		

	5 未就学児を持つ保育士の子ども	の預かり支援事業		
	利用料金の一部貸付			
	・未就学児を持つ保育士の子	どもの預かり支援に		
	関する事業を利用するために			
	※ ただし、年額 123,000			
		门从内		
	6 事務費	o mari		
	・1事業当たり 4,275,00			
	・保育士修学資金貸付におい	て生活費加算を行		
	う場合			
	保育士修学資金貸付のみ			
	5,775,	000 円以内		
	※ 都道府県等から委託を	受けた都道府県等		
	社会福祉協議会が保育士	修学資金貸付等事		
	業を実施する場合に限る。			
保育所等改修費等支	(2)小規模保育改修費等		保育所等改修費等支援事業を実施	1/2
援事業	1事業所当たり	27,193,000円	 するために必要な工事請負費、原材	(注1)
	(3)認可化移行改修費等	, , ,	料費、需用費(燃料費、印刷製本費、	2/3
		39,553,000円	光熱水費及び修繕料)、役務費(通	
	※賃借料のみの場合	00,000,00011	信運搬費、手数料)、委託料、使用料	
		10,000,000円	及び賃借料(敷金を除く。)、備品購	
		10,000,000 1		
	(4)家庭的保育改修費等		入費	
	保育所で行う場合			
		27,193,000円		
	保育所以外で行う場合			
		2,966,000 円		
	(5)乳児等通園支援事業実施事業所	行改修費等		
	ア 改修費等			
	1事業所当た	り 4,527,000円		
	イ 礼金及び賃借料(開設前月分)			
	1事業所当	たり 600,000円		
認可外保育施設改修	(1)改修費等支援事業		認可外保育施設改修費等支援事業	1/2
費等支援事業	① 実施要綱4の<要件1>を満た	して事業を実施す	を実施するために必要な工事請負	
	る場合		費、原材料費、需用費(燃料費、印刷	
	1施設当たり	39,553,000円	製本費、光熱水費及び修繕料)、役	
	※賃借料のみの場合		 務費(通信運搬費、手数料)、委託	
	1施設当たり	10,000,000円	料、使用料及び賃借料(敷金を除	
	② 実施要綱4の<要件2>を満た		 く。)、備品購入費	
	る場合			
	1施設当たり	19,776,000円		
	※賃借料のみの場合	10,110,00013		
	1施設当たり	10,000,000円		
		10,000,000 1		
	(2)移転費等支援事業	して再歩た中歩十		
	① 実施要綱4の<要件1>を満た	こして尹耒を美肔り		
	る場合			
	·移転費			
		1,484,000円		
	・仮設設置費			
	1施設当たり	4,697,000円		
	1施設当たり ② 実施要綱4の<要件2>を満た			

	1施設当たり	1,484,000 円		
認可化移行のための	1. 認可化移行可能性調査支援	1,101,00013	認可化移行のための助言指導・移転	1/2
助言指導・移転費等	1施設当たり	613,000円	費等支援事業を実施するために必	
支援事業	2. 認可化移行助言指導支援	010,000 1	要な報酬、給料、職員手当等、報償	
	1施設当たり	547,000円	費、旅費、工事請負費、需用費(消耗	
	3. 指導監督基準遵守助言指導支援		品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、	
	1施設当たり	821,000円	光熱水費及び修繕料)、役務費(通	
	4. 認可化移行移転費等支援事業	,,,,,,,,	信運搬費、手数料、広告料)、委託	
	(1)移転費		料、使用料及び賃借料、備品購入費	
		1,484,000円		
	(2)仮設設置費			
	1施設当たり	4,697,000 円		
民有地マッチング事	1. 民有地マッチング支援		民有地マッチング事業を実施するた	1/2
業	1自治体当たり年額	6,200,000 円	めに必要な報酬、給料、職員手当	
	2.整備候補地等の確保支援		等、報償費、旅費、需用費(会議費、	
	 1自治体当たり年額	4,500,000 円	印刷製本費)、役務費(通信運搬費、	
	3. コーディネーター配置支援	, ,	広告料、手数料)、委託料、使用料及	
	1か所当たり年額	4,400,000 円	び賃借料、備品購入費	
広域的保育所等利用	1. こども送迎センター等事業		広域的保育所等利用事業を実施す	1/2
事業	(1)バス購入費又は借上げ費		るために必要な報酬、給料、職員手	·
	①購入費 1台当たり 15,000,0	000円	当等、共済費、旅費、需用費(消耗品	
	※ただし、2台目以降は 15,000		費、燃料費、会議費、印刷製本費、光	
	ర .		熱水費及び修繕料)、役務費(通信	
	②借上げ費 1台当たり 7,500,0	000 円	運搬費、広告料、手数料)、委託料、	
	※ただし、2台目以降は 7,500		使用料、賃借料、工事請負費、備品	
	ి		購入費、車両購入費、運行費、改修	
	※自宅等送迎事業については、1	事業当たりとする。	費、公課費	
	(2)保育士等雇上費			
	1人当たり	5,000,000円		
	※ただし、2人目以降は 3,000,	000 円を加算す		
	ప 。			
	(3)運転手雇上費			
	1人当たり	5,000,000円		
	※ただし、2人目以降は 3,000,	000 円を加算す		
	ప 。			
	(4)事業費(送迎センター実施場所	の賃借料、燃料費		
	等)			
	①こども送迎センター事業			
		10,202,000円		
	②自宅等送迎事業			
		1,119,000円		
	2. 代替屋外遊戲場送迎事業			
	(1)バス購入費又は借上げ費			
	①購入費 1台当たり 15,000,0			
	※ただし、2台目以降は 15,000	,000 円を加算す		
	S.			
	②借上げ費1台当たり 7,500,			
	※ただし、2台目以降は 7,500,	000 円を加算す		
	3 .			
	(2)保育士等雇上費			

	1人当たり 5,000,000 円		
	※ただし、2人目以降は 3,000,000 円を		
	加算する。		
	(3)運転手雇上費		
	1人当たり 5,000,000円		
	※ただし、2人目以降は 3,000,000 円を		
	加算する。		
	 (4)事業費(駐車場の賃借料、燃料費等)		
	10,202,000 円		
	ただし、1と2の両方の事業を実施する場合、(1)のバ		
	ス購入費又は借上げ費については、どちらかの事業の		
	みの補助とする。		
	ががTHIDJC y る。		
	り マゾセンY (加 L) / カー		
	3.こども送迎センター設置改修事業		
p= 1-2 , = 1 , = 2	1か所当たり 7,270,000 円		, ,-
保育利用支援事業	1. 代替保育利用支援	保育利用支援事業を実施するため	1/2
	1人当たり 月額 20,000円	に必要な報酬、給料、職員手当等、	
	2. 予約制導入に係る体制整備	共済費、報償費、旅費、需用費(消耗	
	1か所当たり 年額 2,406,000円	品費、会議費、印刷製本費)、役務費	
		(通信運搬費、広告料、手数料)、委	
		託料、使用料及び賃借料、備品購入	
		費	
3歳児受入れ等連携	1.3歳児受入れ連携支援事業	3歳児受入れ等連携支援事業を実	1/2
支援事業	1か所当たり 年額 4,549,000円	施するために必要な報酬、給料、職	
	2. 家庭的保育コンソーシアム形成事業	員手当等、共済費、報償費、旅費、需	
	(1)コーディネーターを1名配置する場合	用費(消耗品費、会議費、印刷製本	
	1市町村当たり年額 4,183,000円	費)、役務費(通信運搬費、広告料、	
	(2)コーディネーターを2名以上配置する場合	手数料)、委託料、使用料及び賃借	
	1市町村当たり年額 8,183,000円	料、備品購入費	
医療的ケア児保育支	1. 基本分単価	医療的ケア児保育支援事業を実施	1/2
援事業	 (1)看護師等を配置して医療的ケアを行う場合	するために必要な報酬、給料、職員	(注2)
	 1か所当たり 年額 5,290,000 円	手当等、共済費、報償費、旅費、需用	
	 (2)看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行	費(消耗品費、会議費、印刷製本	
	う場合	費)、役務費(通信運搬費、手数料)、	
	1か所当たり 年額 4,950,000円	委託料、使用料及び賃借料、備品購	
	※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込	入費、補助金及び交付金、受講料	
	まれる保育所等において、看護師等を複数配置してい		
	る場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置して		
	いる場合は4.950.000円を加算する。		
	7		
	(3)巡回による看護師配置を行った場合(医療的ケア巡		
	回型) 1点次件以表现。 左續 『 010 000 B		
	1自治体当たり 年額 5,010,000円		
	2. 加算分单価		
	(1)研修受講支援加算		
	1か所当たり 年額 300,000 円		
	※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受		
	講する場合も対象とする。		
	(2)保育補助者配置加算		
	1か所当たり 年額 2,412,000 円		
	(3)医療的ケア児保育支援者配置加算		
			1

		※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を		
		修了した者が担う場合、1自治体当たり年額		
		130,000 円を加算する。		
		(4)ガイドライン策定加算		
		1自治体当たり 年額 577,000円		
		(5)検討会等設置加算		
		1自治体当たり 年額 360,000円		
		(6)医療的ケア児の備品補助		
		1か所当たり 年額 100,000円 (7)災害対策備品整備		
		1か所当たり 年額 100,000円		
		(8)園外活動移動支援加算 1か所当たり 年額 40,000 円		
		※(1)研修受講支援加算、(4)ガイドライン策定加算、 (5)検討会等設置加算は単独で補助することを可能 とする。		
	家庭支援推進保育事	特に配慮が必要な家庭における児童を 40%以上受け	家庭支援推進保育事業を実施する	1/2
	業	入れている保育所等または、市町村が参集する「要保護	ために必要な報酬、給料、職員手当	
		児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加す	等、共済費、報償費、旅費、需用費	
		る保育所等で特に配慮が必要な家庭にある児童を	(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、	
		30%以上受け入れている保育所等で実施する場合	役務費(通信運搬費、広告料)、委託	
		1か所当たり 3,859,000 円	料、使用料及び賃借料、備品購入費	
		※さらに、上記の保育所等で実施する場合であって、		
		外国人子育て家庭の児童が 20%以上である保育所等		
		が実施する場合、配置する職員に応じて、以下の額とす		
		る。 (1) (1 オ) ナギ 田里 ナッ (1 A		
		(1)保育士を配置する場合		
		1か所当たり 7,718,000 円		
		(2)文化・習慣等に精通した保育士以外の職員を配置		
		する場合		
		1か所当たり 5,351,000円		
	保育所等における要	1か所当たり年額 4,567,000円	保育所等における要支援児童等対	1/2
	支援児童等対応推進		応推進事業を実施するために必要な	
	事業		報酬、給料、職員手当等、共済費、報	
			償費、旅費、需用費、役務費、委託	
			料、使用料及び賃借料、備品購入費	
	認可外保育施設の衛	1指定都市、中核市当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事	1/3
	生·安全対策事業	, , ,	業を実施するために必要な報償費、	·
	2		旅費、需用費(消耗品費、印刷製本	
			費)、役務費(通信運搬費、手数料)、	
			委託料、使用料及び賃借料、負担金	
ł		(1)基本改善事業	保育環境改善等事業を実施するた	1/3
			***************************************	1/ 0
	(安全対策事業、放課	保育所等設置促進等事業、病児保育事業	めに必要な工事請負費、原材料費、	
	後児童クラブ閉所時	(体調不良児対応型)設置促進事業	需用費(燃料費、印刷製本費、光熱	
	間帯等における乳幼	1施設当たり 7,200,000 円	水費及び修繕料)、役務費(通信運	
	児受入れ支援事業を	ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業	搬費、手数料)、委託料、使用料及び	
	除く。)	1施設当たり 100,000 円	賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	
		(2)環境改善事業		
		障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症		
		対策事業、病児保育事業(体調不良児対応型)		
		推進事業、感染症対策のための改修整備等事		
		業、保育環境向上等事業		
		1施設当たり 1,029,000円		
		1/15以当たり 1,023,000 円		

保育環境改善等事業 (安全対策事業) 保育環境改善等事業 (放課後児童クラブ閉 所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事 業)	(2)環境改善事業 安全対策事業 ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業 1施設当たり 200,000 円以内 (2)環境改善事業 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 1施設当たり 39,553,000 円	保育環境改善等事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用 保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。)、備品購入費	1/2
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業 研修開催経費 1回当たり 356,000 円 2. 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導 事業 巡回支援指導員1人当たり 年額 4,062,000 円	保育所等の質の確保・向上のための 取組強化事業を実施するために必 要な報酬、給料、職員手当等、共済 費、謝金、旅費、需用費(消耗品費、 燃料費、会議費、印刷製本費、光熱 水費及び修繕料)、役務費(通信運 搬費、広告料、手数料)、委託料、使 用料、賃借料、備品購入費	1/2
放課後居場所緊急対策事業	1か所当たり年額 1,116,000 円 ・開設準備経費(改修費等)500,000 円追加 ※事業実施月数(1月に満たない端数が生じたときは、 これを1月とする。)が 12 月に満たない場合には、1か所 当たり年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満 切り捨て)とする。	放課後居場所緊急対策事業を実施 するために必要な報酬、給料、職員 手当等、共済費、報償費、旅費、需用 費(消耗品費、印刷製本費、光熱水 費)、役務費(通信運搬費)、委託料、 使用料及び賃借料、工事請負費、原 材料費、備品購入費	1/3
小規模多機能・放課後児童支援事業	(1)基本事業 ・「放課後児童対策支援事業の実施について」(令和5年 4月 12 日こ成環第6号こども家庭庁成育局長通知。以下「実施通知」という。)の別添2の3(1)の事業を実施する場合	小規模多機能・放課後児童支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費	1/3

		これを1月とする。)が 12 月に満たない場合には、1か所当たり年額、放課後児童支援員を配置する場合の年額に「事業実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。		
	待機児童対策協議会 推進事業	1自治体当たり年額 2,948,000円	待機児童対策協議会推進事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
	新たな待機児童対策提案型事業	1自治体当たり年額 10,000,000 円 ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合 1事業当たり年額 10,000,000 円	新たな待機児童対策提案型事業を 実施するために必要な報酬、給料、 職員手当等、共済費、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、会議費、印刷製 本費)、役務費(通信運搬費、広告 料、手数料)、委託料、使用料及び賃 借料、備品購入費等	10/10
	2歳児の減少を受け た事業実施に対する 支援事業	1か所当たり年額 1,000,000円	2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、会議費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	1/2
	保育士等の処遇改善 取得促進等事業	1事業あたり 3,000,000 円	給料及び諸手当(会計年度任用職員 及び臨時的任用職員(臨時の職に関 する場合に限る。以下同じ。)に関す るものに限る。)、謝金、旅費、共済費 (会計年度任用職員及び臨時的任用 職員に関するものに限る。)、報酬、 需用費(消耗品費及び印刷製本 費)、役務費(通信運搬費及び手数 料等)、委託料、使用料及び賃借料、 会議費	1/2
間接補助事業	保育士資格等取得支 援事業	1. 認可外保育施設保育士資格取得支援 事業 (1)養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、以下の上限あり。 ・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を	保育士資格等取得支援事業を実施 するために必要な入学料、受講料、 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済 費、報償費、旅費、需用費(消耗品 費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製 本費、光熱水費及び修繕料)、役務	1/2

	取得する場合	費(通信運搬費、広告料、手数料)、	
	300,000 円	委託料、使用料及び賃借料、備品購	
	・「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月	入費	
	1 日雇児発第 1201002 号雇用均等・児童家庭局		
	長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表1の		
	②及び③により保育士資格を取得する場合		
	1人当たり 100,000 円		
	・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を		
	取得する場合		
	1人当たり 200,000円		
	(2)代替保育従事者雇上費		
	1人1日当たり 8,040 円		
	2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業		
	(1)養成施設受講料等		
	指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2		
	ただし、1人当たり上限 100,000 円		
	(2)代替職員雇上費		
	1人1日当たり 8,040 円		
	3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支		
	援事業		
	指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2		
	ただし、1人当たり上限 100,000 円		
	4.保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援		
	事業		
	(1)幼稚園教諭を養成する大学受講料等		
	幼稚園教諭を養成する大学の受講に要した経費の		
	1/2		
	ただし、1人当たり上限 100,000 円		
	(2)代替職員雇上費		
	1人1日当たり 8,040 円		
	5. 保育所等保育士資格取得支援事業		
	指定保育士養成施設の受講に要した経費の 1/2		
	ただし、以下の上限あり。		
	・指定保育士養成施設卒業により保育士資格を		
	取得する場合		
	1人当たり 300,000 円		
	・試験実施通知の別表1の②及び③により保育士		
	資格を取得する場合		
	1人当たり 100,000円		
	・試験実施通知の別表1の①により保育士資格を		
	取得する場合		
	玖侍りる場合 1人当たり 200,000 円		
	6. 受験対策学習費用補助事業(うち受験対策学習費用		
	補助事業)		
	保育士試験受験のための学習に要した経費の 1/2		
	ただし、1人当たり上限 150,000 円		
保育士養成施設に対	1施設当たり 1,047,000円	保育士養成施設に対する就職等促	1/2
する就職等促進支援		進支援事業を実施するために必要な	
事業		報酬、給料、職員手当等、賃金、共済	
		我師、和村、職員于ヨ寺、貝並、共併	
		費、旅費、需用費(消耗品費、燃料	

		及び修繕料)、役務費(通信運搬費、 広告料、手数料)、補助金及び交付 金、使用料及び賃借料並びに備品購 入費	
保育士宿舎借り上げ支援事業	1人当たり月額 別紙1のとおり ※令和元年度から引き続き令和6年度において本事業 の対象者であって、令和7年度も引き続き本事業の対 象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合 には、以下の額を適用できる。 1人当たり月額 82,000 円 ※令和6年度において本事業の対象者であって、令和7 年度も引き続き本事業の対象となった者が、同じ宿舎に 入居している場合には、別紙2で定める額を適用できる。	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な役務費、委託料、使 用料、賃借料	2/3
保育人材等就職·交 流支援事業	1. 保育人材等就職支援事業 1市町村当たり 11,809,000 円 ※平成 31 年3月 29 日子保発 0329 第1号「子 ども・子育て支援法に基づく協議会に参加する自 治体への支援策について」に基づいて事業を実 施する場合、下記の額を加算 1自治体当たり 4,000,000 円	保育人材等就職·交流支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借	1/2
	2. 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業 (1)保育士の実地派遣及び人材交流等 ①代替保育士等雇上費 1人1日当たり 8,040円 ②調整費 1人当たり 4,000円 (2)指定保育士養成施設の学生の保育実習受け入れ ①実習受入費 1人当たり 10,000円 ②調整費 1人当たり 4,000円	料並びに備品購入費	3/4
保育体制強化事業	1. 保育支援者の配置 1か所当たり月額 100,000円 2. 児童の園外活動の見守り等 ①保育支援者が児童の園外活動時の見守り等に も取り組む場合、1に下記の額を加算 1か所当たり月額 45,000円 ②その他の場合 1か所当たり月額 45,000円 ※①、②は1か所につき一方のみ 3. スポット支援員の配置 1か所当たり月額 45,000円	保育体制強化事業を実施するため に必要な報酬、給料、職員手当等、 賃金、報償費、旅費、共済費、役務 費、委託料、使用料及び賃借料	3の(6)の ①の場合 1/2 3の(6)の ②の場合 2/3
保育補助者雇上強化事業	1. 利用定員が 121 人未満の施設の場合 ・保育補助者の経験年数が3年未満	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3の(7)の ②の場合 3/4 3の(7)の ③の場合 6/7

<u>, </u>			
	※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、		
	単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。		
	1か所当たり年額 2,441,000円		
	2. 利用定員が 121 人以上の施設の場合		
	・保育補助者の経験年数が3年未満		
	1か所当たり年額 3,906,000円		
	・保育補助者の経験年数が3年以上7年未満		
	1か所当たり年額 4,882,000円		
	・保育補助者の経験年数が7年以上		
	1か所当たり年額 6,510,000 円		
	※保育補助者を複数配置している施設においては、補		
	助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均		
	で算定する。		
	※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、		
	単価の引き下げとなる施設は、下記の額を適用できる。		
	1か所当たり年額 4,882,000円		
保育士や保育事業者	1. 保育士への巡回支援	保育士や保育事業者等への巡回支	1/2
等への巡回支援事業	1自治体当たり 4,064,000円	援事業を実施するために必要な報	
	※都道府県が実施し、保育士支援アドバイザーを複数	酬、給料、職員手当等、賃金、報償	
	配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の	費、共済費、旅費、需用費(消耗品	
	 額を適用できる。	費、印刷製本費)、通信運搬費、役務	
	1自治体当たり 8,128,000円	 費、委託料、使用料及び備品購入費	
	2.保育事業者への巡回支援		
	1自治体当たり 4,064,000円		
	※都道府県が実施し、保育士支援アドバイザーを複数		
	配置して都道府県域で事業を実施する場合、以下の額		
	を適用できる。		
	1自治体当たり 8,128,000円		
	3. 放課後児童クラブへの巡回支援		
	1自治体当たり 4,064,000円		
	4.魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
	1自治体当たり 1,634,000円		
	5. 自己評価に係る地域協議会		
	1自治体当たり 1,634,000円		
保育士・保育の現場	1.保育士という職業や保育の現場の魅力発信	保育士・保育の現場の魅力発信事業	1/2
の魅力発信事業	1自治体当たり 8,108,000円	を実施するために必要な報酬、給	., -
	2. 保育士が相談しやすい体制整備	料、職員手当等、報償費、共済費、旅	
	保育士の相談窓口の設置	費、需用費(消耗品費、燃料費、会議	
	1自治体当たり 4,035,000 円	費、印刷製本費、光熱水費及び修繕	
		料)、役務費(通信運搬費、広告料、	
		手数料)、委託料、使用料及び賃借	
		料並びに備品購入費	
保育士修学資金貸付	以下に掲げる額に9/10を乗じて得た額	保育士修学資金貸付等事業を実施	10/10
等事業	1 保育士修学資金貸付	するために必要な貸付金、報酬、給	(注3)
4 1.24	(1)基本額	料、職員手当等、賃金、共済費、旅	(120)
	1人当たり月額 50,000 円以内	費、需用費(消耗品費、燃料費、会議	
	(2)加算額	費、印刷製本費、光熱水費及び修繕	
	·入学準備金(貸付初回時)	料)、役務費(通信運搬費、広告料、	
	1人当たり 200,000 円以内	手数料)、委託料、使用料及び賃借	
	- : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	子数科、安記科、使用科及U頁個 料並びに備品購入費	
	・	(二単) で開出(時)/人具	
	1人ヨたり 200,000 円以内		

・貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、 養成施設に入学し、在学する者

1月当たり貸付申請時における貸付対象者 の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲 げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年 齢区分の額に相当する額以内

(3)就職準備金

養成施設に在学する者であって、月額の貸付 を受けていない者に対して最終学年の開始時に 貸付けるもの

1人当たり 200,000 円以内

2 保育補助者雇上費貸付

1か所当たり年額 2,953,000 円以内

(加算分)

1か所当たり年額 2,215,000 円以内

3 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付 保育士が要した保育料の1/2

ただし、上限 月額 27,000 円

4 就職準備金貸付

1人当たり 200,000 円以内

(加算分)

1人当たり 200,000 円以内

- 5 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付
 - ・未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に 関する事業を利用するために要した経費の1/2

※ ただし、年額 123,000 円以内

6 事務費

- ・1事業当たり 4,275,000 円以内
- ・保育士修学資金貸付において生活費加算を行う場 合

保育士修学資金貸付のみ

5,775,000 円以内

保育所等改修費等支 援事業

(1)賃貸物件による保育所等改修費等 本園の場合

(ア)新設又は定員拡大の場合 利用(増加)定員 19 名以下

1施設当たり 18,540,000円

利用(増加)定員 20 名以上 59 名以下

1施設当たり 33,372,000円

利用(増加)定員60名以上

1施設当たり 67,981,000円

(イ)老朽化又は利便性・質の向上の

ための改修の場合

1施設当たり 33,372,000円

分園の場合

(ア)新設又は定員拡大の場合

利用(増加)定員19名以下

1施設当たり 11,124,000円

利用(増加)定員20名以上

1施設当たり 19,776,000円

保育所等改修費等支援事業を実施 するために必要な工事請負費、原材 料費、需用費(燃料費、印刷製本費、 光熱水費及び修繕料)、役務費(通 信運搬費、手数料)、委託料、使用料 及び賃借料(敷金を除く。)、備品購 入費、負担金、補助及び交付金

賃貸物件 による保育 所等改修 費等、小規 模保育改 修費等、認 可化移行 改修費等、 乳児等通 園支援事 業実施事 業所改修 費等、幼稚 園における 長時間預 かり保育改 修費等の 場合

	(イ)老朽化又は利便性・質の向上の		2/3
	ための改修の場合		(注1)
	1施設当たり 19,776,000 円		8/9
			,
	(2)小規模保育改修費等		家庭的保
	1事業所当たり 27,193,000円		育改修費
			等の場合
	(3)認可化移行改修費等		1/2
	1施設当たり 39,553,000 円		(注1)
	※賃借料のみの場合		2/3
	1施設当たり 10,000,000 円		
	1,101,100 100 100 100 100 100 100 100 10		
	(4)家庭的保育改修費等		
	保育所で行う場合		
	1か所当たり 27,193,000円		
	保育所以外で行う場合		
	1か所当たり 2,966,000円		
	(5)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等		
	ア 改修費等		
	1事業所当たり 4,527,000 円		
	イ 礼金及び賃借料(開設前月分)		
	1事業所当たり 600,000 円		
	(6)幼稚園における長時間預かり保育改修費等		
	1施設当たり 27,193,000 円		
認可外保育施設改修	(1)改修費等支援事業	認可外保育施設改修費等支援事業	2/3
費等支援事業	① 実施要綱4の<要件1>を満たして事業を実施す	を実施するために必要な工事請負	
	る場合	費、原材料費、需用費(燃料費、印刷	
	1施設当たり 39,553,000円	製本費、光熱水費及び修繕料)、役	
	※賃借料のみの場合	務費(通信運搬費、手数料)、委託	
	1施設当たり 10,000,000円	料、使用料及び賃借料(敷金を除	
	② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施す	く。)、備品購入費	
	る場合		
	1施設当たり 19,776,000円		
	※賃借料のみの場合		
	1施設当たり 10,000,000円		
	(2)移転費等支援事業		
	① 実施要綱4の<要件1>を満たして事業を実施す		
	る場合		
	·移転費		
	1施設当たり 1,484,000円		
	·仮設設置費		
	・仮設設置費 1施設当たり 4,697,000 円		
	1施設当たり 4,697,000円		
	1施設当たり 4,697,000円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施す		
	1施設当たり 4,697,000円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施す る場合		
都市部における保育	1施設当たり 4,697,000 円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施す る場合 ・移転費	都市部における保育所等への賃借	(1)
	1施設当たり 4,697,000 円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施する場合 ・移転費 1施設当たり 1,484,000 円 (1)都市部における保育所等への賃借料支援事業		(1) 10/10
所等への賃借料等支	1施設当たり 4,697,000 円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施する場合 ・移転費 1施設当たり 1,484,000 円 (1)都市部における保育所等への賃借料支援事業 1施設当たり年額 22,000,000 円	料等支援事業を実施するために必	(1) 10/10
	1施設当たり 4,697,000 円 ② 実施要綱4の<要件2>を満たして事業を実施する場合 ・移転費 1施設当たり 1,484,000 円 (1)都市部における保育所等への賃借料支援事業		

認可化移行のための	4. 認可化移行移転費等支援事業	認可化移行のための助言指導・移転	
助言指導·移転費等	(1)移転費	費等支援事業を実施するために必	
支援事業	1施設当たり 1,484,000 円	要な工事請負費、需用費(燃料費、	
	(2)仮設設置費	印刷製本費、光熱水費及び修繕	
	1施設当たり 4,697,000 円	料)、役務費(通信運搬費、手数料)、	
		委託料、使用料及び賃借料、備品購	
		入費、負担金、補助及び交付金	
民有地マッチング事	3. コーディネーター配置支援	民有地マッチング事業を実施するた	
業	1か所当たり年額 4,400,000円	めに必要な報酬、給料、職員手当	
		等、賃金、報償費、旅費、需用費(会	
		議費、印刷製本費)、役務費(通信運	
		搬費、広告料、手数料)、委託料、使	
		用料及び賃借料、備品購入費、負担	
		金、補助及び交付金	
保育利用支援事業	1. 代替保育利用支援	保育利用支援事業を実施するため	
	1人当たり 月額 20,000円	に必要な報酬、給料、職員手当等、	
	 2. 予約制導入に係る体制整備	 賃金、共済費、報償費、旅費、需用費	
	1か所当たり 年額 2,406,000円	(消耗品費、会議費、印刷製本費)、	
		役務費(通信運搬費、広告料、手数	
		料)、委託料、使用料及び賃借料、備	
		品購入費	
3歳児受入れ等連携	1.3歳児受入れ連携支援事業	3歳児受入れ等連携支援事業を実	
支援事業	1か所当たり 年額 4,549,000円	施するために必要な報酬、給料、職	
义]及事未	1が7/13/29 平領 4,549,000]	過9 37 60 元 37 安 3 報酬、相称、職 員手当等、賃金、共済費、報償費、旅	
		費、需用費(消耗品費、会議費、印刷	
		製本費)、役務費(通信運搬費、広告	
		料、手数料)、委託料、使用料及び賃	
医療的ケア児保育支	1. 基本分単価	借料、備品購入費 医療的ケア児保育支援事業を実施	
			6
援事業	(1)看護師等を配置して医療的ケアを行う場合	するために必要な報酬、給料、職員	
	1か所当たり 年額 5,290,000 円	手当等、賃金、共済費、報償費、旅	(
	(2)看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行	費、需用費(消耗品費、会議費、印刷	
	う場合 1 トデッキル <i>左短</i> 4 050 000 円	製本費)、役務費(通信運搬費、手数	
	1か所当たり 年額 4,950,000円	料)、委託料、使用料及び賃借料、備	
	※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込	品購入費、補助金及び交付金、受講	
	まれる保育所等において、看護師等を複数配置してい	料	
	る場合は 5,290,000 円を、保育士等を複数配置して		
	いる場合は4,950,000円を加算する。		
	(3)巡回による看護師配置を行った場合(医療的ケア巡回型)		
	1自治体当たり 年額 5,010,000円		
	2. 加算分単価		
	(1)研修受講支援加算		
	1か所当たり 年額 300,000 円		
	 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受		
	講する場合も対象とする。		
	(2)保育補助者配置加算		
	1か所当たり 年額 2,412,000 円		
		İ	1
	 (3)医療的ケア児保育支援者配置加算		

家庭支援推進保育事業	※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1自治体当たり年額130,000円を加算する。 (4)ガイドライン策定加算 1自治体当たり年額577,000円 (5)検討会等設置加算 1自治体当たり年額360,000円 (6)医療的ケア児の備品補助 1か所当たり年額100,000円 (7)災害対策備品整備 1か所当たり年額40,000円 (8)園外活動移動支援加算1か所当たり年額40,000円 ※(1)研修受講支援加算、(4)ガイドライン策定加算、(5)検討会等設置加算は単独で補助することを可能とする。 特に配慮が必要な家庭における児童を40%以上受け入れている保育所等または、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所等で特に配慮が必要な家庭にある児童を30%以上受け入れている保育所等で実施する場合1か所当たり3,859,000円※さらに、上記の保育所等で実施する場合1か所当たり3,859,000円※さらに、上記の保育所等で実施する場合であって、外国人子育て家庭の児童が20%以上である保育所等が実施する場合、配置する場合に応じて、以下の額とする。 (1)保育士を配置する場合 1か所当たり7,718,000円 (2)文化・慣習等に精通した保育士以外の職員を配置する場合	家庭支援推進保育事業を実施する ために必要な報酬、給料、職員手当 等、共済費、賃金、報償費、旅費、需 用費(消耗品費、食糧費、印刷製本 費)、役務費(通信運搬費、広告料)、 委託料、使用料及び賃借料、備品購 入費	1/2
保育所等における要支援児童等対応推進事業	1か所当たり 5,351,000 円 1か所当たり年額 4,567,000 円	保育所等における要支援児童等対 応推進事業を実施するために必要な 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済 費、報償費、旅費、需用費、役務費、 委託料、使用料及び賃借料、備品購 入費、補助金及び交付金	2/3
認可外保育施設の衛 生·安全対策事業	1市町村当たり年額 354,000円	認可外保育施設の衛生・安全対策事業を実施するために必要な賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金	3の(22)の ②の場合 1/3 3の(22)の ③の場合 1/2
保育環境改善等事業 (安全対策事業、放課 後児童クラブ閉所時 間帯等における乳幼 児受入れ支援事業を 除く。)	(1)基本改善事業 保育所等設置促進等事業、病児保育事業(体調 不良児対応型)設置促進事業 1施設当たり 7,200,000円 ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業 1施設当たり 100,000円 (2)環境改善事業	保育環境改善等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、 需用費(燃料費、印刷製本費、光熱 水費及び修繕料)、役務費(通信運 搬費、手数料)、委託料、使用料及び 賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、 負担金、補助及び交付金	1/2 3の(23)の ①のイの 場合 1/3 3の(23)の ①のウの

	障害児受入促進事業、分園推進事業、熱中症対策		場合
	事業、病児保育事業(体調不良児対応型)推進		場合 1/2
	事業、感染症対策のための改修整備等事業、保		1/ 4
	育環境向上等事業		
	自塚境円工守事業 1施設当たり 1,029,000 円		
保育環境改善等事業	(2)環境改善事業	保育環境改善等事業を実施するた	2/3
(安全対策事業)	安全対策事業	めに必要な機器等の購入費、リース	27 0
	ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購	料、導入費用	
	入を行う事業		
	1施設当たり 500,000 円以内		
	イ ICT を活用した子どもの見守りに必要な機		
	器の購入を行う事業		
	1施設当たり 200,000 円以内		
保育環境改善等事業	(2)環境改善事業	保育環境改善等事業を実施するた	1/2
(放課後児童クラブ閉	放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児	めに必要な工事請負費、原材料費、	1/ 4
所時間帯等における	受入れ支援事業	需用費(燃料費、印刷製本費、光熱	
乳幼児受入れ支援事	・	水費及び修繕料)、役務費(通信運	
業)	1加西政当たり 33,333,000 []	搬費、手数料)、委託料、使用料及び	
		賃借料(敷金を除く。)、備品購入費、	
		負担金、補助及び交付金	
保育所等の質の確	1. 保育所等の質の確保・向上のための研修事業	保育所等の質の確保・向上のための	2/3
保・向上のための取	研修開催経費 1回当たり 356,000 円	取組強化事業を実施するために必	2, 0
組強化事業	柳原明配配員 1日コバク 000,000 円	要な報酬、給料、職員手当等、賃金、	
祖承刊手术	2.保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導	共済費、謝金、旅費、需用費(消耗品	
	事業	費、燃料費、会議費、印刷製本費、光	
	※	熱水費及び修繕料)、役務費(通信	
	年額 4,062,000円	運搬費、広告料、手数料)、委託料、	
	1.00	使用料、賃借料、備品購入費	
新たな待機児童対策	1自治体当たり年額 10,000,000円	新たな待機児童対策提案型事業を	10/10
提案型事業	ただし、複数の自治体で一の事業を行う場合	実施するために必要な報酬、給料、	·
	1事業当たり年額 10,000,000円	職員手当等、賃金、共済費、報償費、	
		旅費、需用費(消耗品費、会議費、印	
		刷製本費)、役務費(通信運搬費、広	
		告料、手数料)、委託料、使用料及び	
		賃借料、備品購入費等	
2歳児の減少を受け	1か所当たり年額 1,000,000 円	2歳児の減少を受けた事業実施に対	1/2
た事業実施に対する		する支援事業を実施するために必要	
支援事業		な報酬、給料、職員手当等、賃金、共	
		済費、報償費、旅費、需用費(消耗品	
		費、会議費、印刷製本費)、役務費	
		(通信運搬費、広告料、手数料)、委	
		託料、使用料及び賃借料、備品購入	
		費等	
		1	

- (注1)以下の(1)から(3)の要件のいずれかを満たす改修については、補助率を 2/3(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては 8/9)とする。ただし、経過措置として、以下の(4)の要件を満たす改修については、この交付要綱(令和 7年〇月〇日改正)に基づく補助に限り、補助率を 2/3(家庭的保育改修費等を除く間接補助事業に関しては 8/9)として差し支えない。
 - (1) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」の採択を受けている市町村 (財政力指数が1.0未満の市町村であって、改修を行う年度の4月1日現在の待機児童数が10人 以上見込まれる市町村に限る。)が行う、現在定員から20名以上(保育所等以外にかかる改修 については10名以上)の増員を図るための改修であること。
 - (2) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「人口減少対策」の採択を受けている市町村が行う、施設の統廃合や多機能化に伴う改修であること。
 - (3) 「保育提供体制の確保のための実施計画」の「こども誰でも通園制度の実施に向けた整備の 支援」の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく乳児等通園支援事業実施事業所 改修費等。
 - (4) 次のア又はイに該当する市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が行う、保育の受け皿が増加する改修(新設、定員の拡大)であって、原則として、「保育提供体制の確保のための実施計画」上、改修を行う保育所等が所在する保育提供区域において、改修する年度の4月1日時点の利用定員数を超える申込児童数が見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分)の利用定員総数が増加する改修であること。
 - ア 待機児童が1人以上見込まれる市区町村(財政支援を受けないことにより待機児童が1人以 上見込まれる場合を含む。)
 - イ 待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込 まれる市区町村
- (注2) 医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については補助率を2/3 (間接補助の場合は4/5) とすることができる。
- (注3) 間接補助事業者が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県又は指定都市が総事業費の1/10を補助する場合に限る。

NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額 (一人)	NO	自治体	基準額(円)
		100000000000000000000000000000000000000				-		
1	北海道	50,000	51	青森県	46,000	101	大河原町	57,000
2	札幌市	58,000	52	青森市	49,000	102	柴田町	49,000
3	函館市	47,000	53	弘前市	46,000	103	直理町	43,000
4	小樽市	48,000	54	八戸市	49,000	104	七ヶ浜町	41,000
5	旭川市	47,000	55	黒石市	49,000	105	利府町	66,000
6	室蘭市	43,000	56	五所川原市	40,000	106	大和町	51,000
7	釧路市	45,000	57	十和田市	47,000	107	加美町	37,000
8	帯広市	49,000	58	三沢市	46,000	108	涌谷町	40,000
9	北見市	43,000	59	むつ市	45,000	109	美里町	42,000
10	夕張市	30,000	60	つがる市	34,000	110	秋田県	47,000
11	岩見沢市	46,000	61	平川市	48,000	111	秋田市	50,000
12	網走市	40,000	62	東北町	48,000	112	能代市	36,000
13	留萌市	37,000	63	おいらせ町	56,000	113	横手市	48,000
14	苫小牧市	45,000	64	五戸町	26,000	114	大館市	48,000
15	稚内市	38,000	65	南部町	23,000	115	男鹿市	36,000
16	美唄市	38,000	66	岩手県	49,000	116	湯沢市	43,000
17	芦別市	31,000	67	盛岡市	53,000	117	鹿角市	39,000
18	江別市	45,000	68	宮古市	40,000	118	由利本在市	43,000
19	赤平市	24,000	69	大船渡市	39,000	119	潟上市	44,000
20	紋別市	36,000	70	花巻市	47,000	120	大仙市	49,000
21	士別市	38,000	71	北上市	53,000	121	北秋田市	37,000
22	名寄市	48,000	72	久慈市	42,000	122	にかほ市	42,000
23	三笠市	35,000	73	遠野市	38,000	123	仙北市	41,000
24	根室市	37,000	74	一関市	52,000	124	三種町	28,000
25	千歳市	52,000	75	陸前高田市	30,000	125	美郷町	30,000
26	滝川市	43,000	7.6	釜石市	37,000	126	山形県	51,000
27	砂川市	36,000	77	二戸市	45,000	127	山形市	56,000
28	歌志内市	29,000	78	八幡平市	37,000	128	米沢市	46,000
29	深川市	43,000	79	奥州市	47,000	129	鶴岡市	47,000
30	富良野市	45,000	80	滝沢市	48,000	130	酒田市	48,000
31	登別市	43,000	81	學石町	31,000	131	新庄市	44,000
32	恵庭市	50,000	82	紫波町	50,000	132	寒河江市	53,000
33	伊達市	47,000	83	矢中町	58,000	133	上山市	42,000
34	北広島市	50,000	84	金ケ崎町	48,000	134	村山市	44,000
35	石狩市	48,000	85	洋野町	35,000	135	長井市	49,000
36	北斗市	45,000	86	宮城県	57,000	136	天童市	52,000
37	当別町	37,000	87	仙台市	61,000	137	東根市	53,000
38	七飯町	49,000	88	石巻市	43,000	138	尾花沢市	34,000
39	八雲町	43,000	89	塩竈市	44,000	139	南陽市	48,000
40	俱知安町	46,000	90	気仙沼市	40,000	140	河北町	49,000
41	余市町	41,000	91	白石市	45,000	141	高畠町	45,000
42	美帨町	37,000	92	名取市	57,000	142	庄内町	50,000
43	遠軽町	40,000	93	角田市	45,000	143	福島県	49,000
44	白老町	36,000	94	多賀城市	54,000	144	福島市	50,000
45	新ひだか町	42,000	95	岩沼市	52,000	145	会津若松市	45,000
46	音更町	50,000	96	登米市	47,000	146	都山市	56,000
47	芬室町	38,000	97	栗原市	42,000	147	いわき市	49,000
48	幕別町	45,000	98	東松島市	41,000	148	白河市	48,000
49	釧路町	57,000	99	大崎市	49,000	149	須賀川市	50,000
50	中標津町	49,000	100	富谷市	60,000	150	喜多方市	41,000

保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額(一人当たり月額)

		NOT 3 11-1 E-	114 /	(人) X 1及 等 2 2 0 2	THE . L. 1995 . J. 1997	コルシカ	HOC/	
NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額 (円)
151	相馬市	47,000	201	八千代町	48,000	251	秩父市	46,000
152	二本松市	46,000	202	境町	52,000	252	所沢市	69,000
153	田村市	40,000	203	利根町	66,000	253	飯能市	59,000
154	南相馬市	45,000	204	栃木県	52,000	254	加須市	53,000
155	伊達市	48,000	205	宇都宮市	57,000	255	本庄市	50,000
156	本宮市	50,000	206	足利市	46,000	256	東松山市	56,000
157	会津坂下町	41,000	207	栃木市	50,000	257	春日部市	60,000
158	会津美里町	46,000	208	佐野市	47,000	258	狭山市	54,000
159	西鄉村	53,000	209	鹿沼市	47,000	259	羽生市	51,000
160	矢吹町	44,000	210	日光市	38,000	260	鴻巣市	55,000
161	三春町	36,000	211	小山市	56,000	261	深谷市	55,000
162	茨城県	53,000	212	真岡市	51,000	262	上尾市	60,000
163	水戸市	54,000	213	大田原市	43,000	263	草加市	71,000
164	目立市	46,000	214	矢板市	43,000	264	越谷市	68,000
165	土浦市	52,000	215	那須塩原市	48,000	265	蕨市	69,000
166	古河市	53,000	216	さくら市	49,000	266	戸田市	75,000
167	石岡市	53,000	217	那须烏山市	40,000	267	入間市	58,000
168	結城市	49,000	218	下野市	54,000	268	朝霞市	75,000
169	龍ケ崎市	49,000	219	上三川町	54,000	269	志木市	73,000
170	下妻市	48,000	220	益子町	50,000	270	和光市	75,000
171	常総市	48,000	221	壬生町	53,000	271	新座市	70,000
172	常陸太田市	46,000	222	野木町	59,000	272	桶川市	62,000
173	高萩市	43.000	223	高根沢町	50,000	273	久喜市	57,000
174	北茨城市	47,000	224	那須町	18,000	274	北本市	57,000
175	笠間市	47,000	225	那珂川町	40,000	275	八湖市	72,000
176	取手市	55,000	226	群馬県	50,000	276	富士見市	68,000
177	牛久市	60,000	227	前橋市	51,000	277	三郷市	66,000
178	つくば市	60,000	228	高崎市	55,000	278	蓮田市	65,000
179	ひたちなか市	55,000	229	桐生市	41,000	279	坂戸市	54,000
180	鹿嶋市	43,000	230	伊勢崎市	51,000	280	奉手市	52,000
181	湖来市	43,000	231	太田市	46,000	281	鶴ヶ島市	61,000
182	守谷市	68,000	232	沼田市	45,000	282	日高市	50,000
183	常陸大宮市	47,000	233	館林市	50,000	283	吉川市	65,000
184	那珂市	57,000	234	渋川市	45,000	284	ふじみ野市	68,000
185	筑西市	47,000	235	藤岡市	47,000	285	白岡市	68,000
186	坂東市	49,000	236	富岡市	44,000	286	伊奈町	64,000
187	稲敷市	44,000	237	安中市	44,000	287	三芳町	72,000
188	かすみがうら市	52,000	238	みどり市	50,000	288	毛呂山町	62,000
189	桜川市	42,000	239	吉岡町	61,000	289	滑川町	53,000
190	神栖市	53,000	240	中之条町	39,000	290	嵐山町	53,000
191	行方市	44,000	241	みなかみ町	59,000	291	小川町	52,000
192	鉾田市	47,000	242	玉村町	59,000	292	川島町	42,000
193	つくばみらい市	64,000	243	大泉町	48,000	293	吉見町	56,000
194	小美玉市	50,000	244	邑楽町	55,000	294	上里町	49,000
195	茨城町	42,000	245	埼玉県	68,000	295	寄居町	46,000
196	大洗町	42,000	246	さいたま市	74,000	296	宮代町	54,000
197	城里町	31,000	247	川越市	64,000	297	杉戸町	52,000
198	東海村	55,000	248	熊谷市	55,000	298	松伏町	66,000
199	大子町	33,000	249	川口市	75,000	299	千葉県	68,000
200	阿見町	47,000	250	行田市	52,000	300	千葉市	65,000

NO.	0.94				基準額(一人	T		14:44:55 (m)
NO 201	自治体	基準額(円)	NO 251	自治体	基準額(円)	NO NO	自治体	基準額(円)
301	銚子市	42,000	351	日黒区	75,000	401	小田原市	61,000
302	市川市	75,000	352	大田区	75,000	402	茅ヶ崎市	73,000
303	船橋市	73,000	353	世田谷区	75,000	403	逗子市	75,000
304	館山市	53,000	354	渋谷区	75,000	404	三浦市	75,000
305	木更津市	57,000	355	中野区	75,000	405	秦野市	55,000
306	松戸市	67,000	356	杉並区	75,000	406	厚木市	62,000
307	野田市	52,000	357	豊島区	75,000	407	大和市	69,000
308	茂原市	54,000	358	北区	75,000	408	伊勢原市	61,000
309	成田市	60,000	359	荒川区	75,000	409	海老名市	74,000
310	佐倉市	60,000	360	板橋区	75,000	410	座間市	61,000
311	東金市	51,000	361	練馬区	75,000	411	南足柄市	53,000
312	旭市	54,000	362	足立区	72,000	412	綾瀬市	65,000
313	習志野市	68,000	363	葛飾区	74,000	413	葉山町	75,000
314	柏市	74,000	364	江戸川区	75,000	414	寒川町	62,000
315	勝浦市	42,000	365	八王子市	64,000	415	大磯町	66,000
316	市原市	55,000	366	立川市	75,000	416	二宮町	53,000
317	流山市	75,000	367	武蔵野市	75,000	417	大井町	58,000
318	八千代市	63,000	368	三鷹市	75,000	418	開成町	63,000
319	我孫子市	61,000	369	青梅市	55,000	419	湯河原町	65,000
320	鴨川市	49,000	370	府中市	75,000	420	受川町	46,000
321	鎌ケ谷市	67,000	371	昭島市	63,000	421	新潟県	52,000
322	君津市	43,000	372	調布市	75,000	422	新潟市	54,000
323	富津市	52,000	373	町田市	66,000	423	長岡市	54,000
324	浦安市	75,000	374	小金井市	75,000	424	三条市	54,000
325	四街道市	60,000	375	小平市	67,000	425	柏崎市	47,000
326	袖ケ浦市	59,000	376	日野市	68,000	426	新発田市	52,000
327	八街市	51,000	377	東村山市	64,000	427	小千谷市	47,000
328	印西市	73,000	378	国分寺市	75,000	428	加茂市	37,000
329	白井市	73,000	379	国立市	71,000	429	十日町市	46,000
330	富里市	59,000	380	福生市	56,000	430	見附市	44,000
331	南房総市	49,000	381	狛江市	72,000	431	村上市	40,000
332	匝瑳市	47,000	382	東大和市	55,000	432	燕市	52,000
333	香取市	54,000	383	清瀬市	56,000	433	糸魚川市	47,000
334	山武市	53,000	384	東久留米市	69,000	434	妙高市	45,000
335	いすみ市	49,000	385	武蔵村山市	51,000	435	五泉市	39,000
336	大網白里市	61,000	386	多摩市	62,000	436	上越市	52,000
337	酒々井町	49,000	387	稲城市	75,000	437	阿賀野市	52,000
338	栄町	58,000	388	羽村市	63,000	438	佐渡市	41,000
339	横芝光町	54,000	389	あきる野市	63,000	439	魚沼市	44,000
340	東京都	75,000	390	西東京市	75,000	440	南魚沼市	47,000
341	特別区部	75,000	391	瑞穂町	55,000	441	胎内市	43,000
342	千代田区	75,000	392	日の出町	61,000	442	富山県	51,000
343	中央区	75,000	393	神奈川県	75,000	443	富山市	52,000
344	港区	75,000	394	横浜市	75,000	444	高岡市	51,000
345	新宿区	75,000	395	川崎市	75,000	445	魚津市	51,000
346	文京区	75,000	396	相模原市	67,000	446	氷見市	44,000
347	台東区	75,000	397	横須賀市	60,000	447	滑川市	48,000
348			398			448		
348	墨田区	75,000		平塚市 鎌倉市	62,000	448	黒部市	50,000
350	江東区 品川区	75,000 75,000	399 400	藤沢市	75,000 75,000	450	砺波市 小矢部市	56,000 42,000

9 th		WH T 111 C	日 ノエ	() X 1X 19 24 1 1 1	整华银(一八日	コルビノカ	TOTAL /	
NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額 (円)
451	南砺市	40,000	501	長野県	52,000	551	養老町	45,000
452	射水市	49,000	502	長野市	54,000	552	垂井町	43,000
453	上市町	40,000	503	松本市	58,000	553	神戸町	46,000
454	立山町	51,000	504	上田市	50,000	554	揖斐川町	38,000
455	入善町	42,000	505	岡谷市	54,000	555	大野町	52,000
456	石川県	52,000	506	飯田市	49,000	556	池田町	41,000
457	金沢市	53,000	507	諏8方市	47,000	557	北方町	50,000
458	七尾市	53,000	508	須坂市	49,000	558	御嵩町	41,000
459	小松市	53,000	509	小諸市	47,000	559	静岡県	57,000
460	輪島市	39,000	510	伊那市	47,000	560	静岡市	61,000
461	珠洲市	44,000	511	駒ヶ根市	43,000	561	浜松市	58,000
462	加賀市	44,000	512	中野市	49,000	562	沼津市	57,000
463	羽咋市	49,000	513	大町市	39,000	563	熱海市	61,000
464	かほく市	51,000	514	飯山市	38,000	564	三島市	61,000
465	白山市	51,000	515	茅野市	52,000	565	富士宮市	47,000
466	能美市	35,000	516	塩尻市	54,000	566	伊東市	57,000
467	野々市市	53,000	517	佐久市	53,000	567	鳥田市	54,000
468	津帳町	50,000	518	千曲市	48,000	568	富士市	53,000
469	内灘町	55,000	519	東御市	48,000	569	磐田市	54,000
470	志賀町	36,000	520	安曇野市	51,000	570	焼津市	55,000
471	中能登町	50,000	521	軽井沢町	61,000	571	掛川市	52,000
472	能發町	32,000	522	御代田町	57,000	572	藤枝市	57,000
473	福井県	53,000	523	下諏訪町	49,000	573	御殿場市	58,000
474	福井市	55,000	524	辰野町	34,000	574	袋井市	52,000
475	敦賀市	52,000	525	箕輪町	51,000	575	下田市	53,000
476	小浜市	48,000	526	南箕輪村	52,000	576	裾野市	55,000
477	大野市	35,000	527	岐阜県	52,000	577	湖西市	54,000
478	勝山市	48,000	528	岐阜市	53,000	578	伊豆市	46,000
479	鯖江市	58,000	529	大垣市	54,000	579	御前崎市	54,000
480	あわら市	47,000	530	高山市	53,000	580	菊川市	54,000
481	越前市	49,000	531	多治見市	56,000	581	伊豆の国市	53,000
482	坂井市	48,000	532	関市	45,000	582	牧之原市	47,000
483	永平寺町	55,000	533	中津川市	46,000	583	函南町	62,000
484	越前町	33,000	534	美濃市	45,000	584	清水町	61,000
485	山梨県	51,000	535	瑞浪市	53,000	585	長泉町	75,000
486	甲府市	52,000	536	羽島市	53,000	586	小山町	36,000
487	富士吉田市	50,000	537	恵那市	42,000	587	吉田町	49,000
488	都留市	50,000	538	美濃加茂市	46,000	588	森町	56,000
489	山梨市	46,000	539	土岐市	49,000	589	愛知県	61,000
490	大月市	40,000	540	各務原市	54,000	590	名古屋市	65,000
491	蓝崎市	51,000	541	可児市	57,000	591	豊橋市	54,000
492	南アルプス市	48,000	542	山県市	39,000	592	岡崎市	59,000
493	北杜市	44,000	543	瑞穂市	54,000	593	一宮市	55,000
494	甲斐市	56,000	544	飛騨市	40,000	594	瀬戸市	48,000
495	笛吹市	55,000	545	本巣市	46,000	595	半田市	56,000
496	上野原市	44,000	546	郡上市	38,000	596	春日井市	61,000
497	甲州市	50,000	547	下呂市	34,000	597	豊川市	52,000
498	中央市	53,000	548	海津市	43,000	598	津島市	50,000
499	昭和町	56,000	549	岐南町	55,000	599	碧南市	56,000
500	富士河口湖町	50,000	550	笠松町	56,000	600	刈谷市	60,000

ŧ 1		保育士佰包	合借り上	け支援事業の	基準額(一人)	当たり月	額)	
NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)
601	豊田市	58,000	651	熊野市	32,000	701	池田市	70,000
602	安城市	62,000	652	いなべ市	52,000	702	吹田市	74,000
603	西尾市	54,000	653	志摩市	42,000	703	泉大津市	57,000
604	蒲郡市	54,000	654	伊賀市	48,000	704	高槻市	66,000
605	犬山市	57,000	655	東員町	61,000	705	貝塚市	47,000
606	常滑市	51,000	656	菰野町	60,000	706	守口市	59,000
607	江南市	50,000	657	川越田」	63,000	707	枚方市	58,000
608	小牧市	57,000	658	明和町	44,000	708	茨木市	74,000
609	稲沢市	56,000	659	玉城町	52,000	709	八尾市	62,000
610	新城市	46,000	660	滋賀県	57,000	710	泉佐野市	55,000
611	東海市	59,000	661	大津市	58,000	711	富田林市	51,000
612	大府市	61,000	662	彦根市	54,000	712	寝屋川市	58,000
613	知多市	54,000	663	長浜市	54,000	713	河内長野市	54,000
614	知立市	60,000	664	近江八幡市	56,000	714	松原市	58,000
615	尾張旭市	62,000	665	草津市	60,000	715	大東市	57,000
616	高浜市	49,000	666	守山市	61,000	716	和泉市	54,000
617	岩倉市	60,000	667	栗東市	62,000	717	箕面市	69,000
618	豊明市	61,000	668	甲賀市	50,000	718	柏原市	58,000
619	日進市	67,000	669	野洲市	60,000	719	羽曳野市	55,000
620	田原市	49,000	670	湖南市	54,000	720	門真市	52,000
621	爱西市	57,000	671	高島市	46,000	721	摂津市	61,000
622	清須市	63,000	672	東近江市	52,000	722	高石市	60,000
623	北名古屋市	61,000	673	米原市	60,000	723	藤井寺市	62,000
624	弥富市	62,000	674	日野町	47,000	724	東大阪市	61,000
625	みよし市	58,000	675	愛荘町	51,000	725	泉南市	48,000
626	あま市	57,000	676	京都府	64,000	726	四條畷市	63,000
627	長久手市	64,000	677	京都市	67,000	727	交野市	56,000
628	東郷町	68,000	678	福知山市	50,000	728	大阪狭山市	58,000
629	豊山町	61,000	679	舞鶴市	47,000	729	阪南市	45,000
630	大口町	45,000	680	綾部市	52,000	730	島本町	59,000
631	扶桑町	59,000	681	宇治市	57,000	731	豊能町	58,000
632	大治町	56,000	682	宮津市	38,000	732	忠岡町	53,000
633	蟹江町	67,000	683	亀岡市	54,000	733	熊取田丁	54,000
634	阿久比町	58,000	684	城陽市	62,000	734	河南町	50,000
635	東浦町	54,000	685	向日市	66,000	735	兵庫県	64,000
636	南知多町	40,000	686	長岡京市	70,000	736	神戸市	64,000
637	美浜町	37,000	687	八幡市	55,000	737	姬路市	55,000
638	武豊町	52,000	688	京田辺市	55,000	738	尼崎市	63,000
639	幸田町	60,000	689	京丹後市	46,000	739	明石市	74,000
640	三重県	54,000	690	南丹市	48,000	740	西宮市	75,000
641	津市	50,000	691	木津川市	66,000	741	洲本市	52,000
642	四日市市	59,000	692	大山崎町	67,000	742	芦屋市	75,000
643	伊勢市	52,000	693	久御山町	57,000	743	伊丹市	69,000
644	松阪市	51,000	694	精華町	72,000	744	相生市	51,000
645	桑名市	58,000	695	与謝野町	41,000	745	豊岡市	58,000
646	鈴鹿市	55,000	696	大阪府	66,000	746	加古川市	54,000
647	名張市	56,000	697	大阪市	69,000	747	赤穂市	51,000
648	尾鷲市	36,000	698	堺市	58,000	748	西脇市	44,000
649	亀山市	46,000	699	岸和田市	53,000	749	宝塚市	72,000
650	鳥羽市	27,000	700	豊中市	75,000	750	三木市	54,000

FILL I		WH T 10 c	2日カエ	V/ X 1及900元0	J基华银(一人:	コルッカ	10尺/	
NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)
751	高砂市	45,000	801	田辺市	44,000	851	三次市	48,000
752	川西市	62,000	802	新宮市	39,000	852	庄原市	43,000
753	小野市	47,000	803	紀の川市	45,000	853	大竹市	43,000
754	三田市	63,000	804	岩出市	54,000	854	東広島市	53,000
755	加西市	46,000	805	かつらぎ町	34,000	855	廿日市市	54,000
756	丹波篠山市	50,000	806	有田川町	50,000	856	安芸高田市	47,000
757	養父市	32,000	807	白浜町	50,000	857	江田島市	38,000
758	丹波市	52,000	808	上富田町	47,000	858	府中町	68,000
759	南あわじ市	56,000	809	鳥取県	49,000	859	海田町	59,000
760	朝来市	45,000	810	鳥取市	49,000	860	京 和	48,000
761	淡路市	48,000	811	米子市	51,000	861	北広島町	39,000
762	宍粟市	50,000	812	倉吉市	47,000	862	世羅町	41,000
763	加東市	54,000	813	境港市	41,000	863	山口県	47,000
764	たつの市	50,000	814	八頭町	36,000	864	下関市	47,000
765	猪名川町	69,000	815	湯梨浜町	46,000	865	宇部市	47,000
766	多可町	32,000	816	琴浦町	33,000	866	山口市	49,000
767	稲美町	57,000	817	大山町	36,000	867	萩市	41,000
768	播磨町	59,000	818	島根県	48,000	868	防府市	48,000
769	福崎町	50,000	819	松江市	51,000	869	下松市	50,000
770	太子町	58,000	820	浜田市	42,000	870	岩国市	51,000
771	佐用町	35,000	821	出雲市	52,000	871	光市	45,000
772	香美町	46,000	822	益田市	40,000	872	長門市	43,000
773	奈良県	59,000	823	大田市	44,000	873	柳井市	43,000
774	奈良市	69,000	824	安来市	41,000	874	美祢市	38,000
775	大和高田市	50,000	825	江津市	46,000	875	周南市	46,000
776	大和郡山市	51,000	826	雲南市	38,000	876	山陽小野田市	46,000
777	天理市	47,000	827	岡山県	54,000	877	徳島県	49,000
778	橿原市	58,000	828	岡山市	57,000	878	徳島市	53,000
779	桜井市	50,000	829	倉敷市	54,000	879	鳴門市	41,000
780	五條市	37,000	830	津山市	47,000	880	小松島市	46,000
781	御所市	34,000	831	玉野市	41,000	881	阿南市	48,000
782	生駒市	66,000	832	笠岡市	41,000	882	吉野川市	44,000
783	香芝市	65,000	833	井原市	41,000	883	阿波市	34,000
784	总城市	60,000	834	総社市	53,000	884	美馬市	37,000
785	宇陀市	36,000	835	高梁市	38,000	885	三好市	33,000
786	平群町	56,000	836	新見市	43,000	886	石井町	49,000
787	三郷町	40,000	837	備前市	37,000	887	北島町	56,000
788	斑鳩町	55,000	838	瀬戸内市	52,000	888	藍住町	55,000
7.89	田原本町	61,000	839	赤磐市	41,000	889	香川県	51,000
790	上牧町	45,000	840	真庭市	45,000	890	高松市	55,000
791	王寺町	51,000	841	美作市	42,000	891	丸亀市	49,000
792	広陵町	59,000	842	浅口市	56,000	892	坂出市	46,000
793	河合町	49,000	843	広島県	57,000	893	善通寺市	43,000
794	大淀町	33,000	844	広島市	61,000	894	観音寺市	48,000
795	和歌山県	48,000	845	呉市	51,000	895	さぬき市	36,000
796	和歌山市	53,000	846	竹原市	41,000	896	東かがわ市	47,000
797	海南市	45,000	847	三原市	45,000	897	三豊市	45,000
798	橋本市	47,000	848	尾道市	45,000	898	三木町	46,000
799	有田市	40,000	849	福山市	55,000	899	宇多津町	53,000
800	御坊市	44,000	850	府中市	49,000	900	綾川町	50,000

g, i		休月工伯言	写面ツエ	り又接事業の) 基準額(一人	ヨにリ月	領力	
NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)	NO	自治体	基準額(円)
901	多度津町	45,000	951	大野城市	64,000	1,001	諫早市	47,000
902	まんのう町	37,000	952	宗像市	49,000	1,002	大村市	50,000
903	爱媛県	47,000	953	太宰府市	58,000	1,003	平戸市	37,000
904	松山市	51,000	954	古賀市	50,000	1,004	松浦市	32,000
905	今治市	46,000	955	福津市	63,000	1,005	対馬市	38,000
906	字和島市	42,000	956	うきは市	43,000	1,006	壱岐市	29,000
907	八幡浜市	34,000	957	宮若市	42,000	1,007	五島市	42,000
908	新居浜市	48,000	958	嘉麻市	26,000	1,008	西海市	26,000
909	西条市	47,000	959	朝倉市	44,000	1,009	雲仙市	39,000
910	大洲市	43,000	960	みやま市	51,000	1,010	南島原市	33,000
911	伊予市	42,000	961	糸島市	59,000	1,011	長与町	58,000
912	四国中央市	37,000	962	那珂川市	58,000	1,012	時津町	62,000
913	西子市	40,000	963	宇美町	50,000	1,013	新上五島町	26,000
914	東温市	47,000	964	篠栗町	62,000	1,014	熊本県	50,000
915	松前町	39,000	965	志免町	62,000	1,015	熊本市	53,000
916	砥部町	39,000	966	須恵町	56,000	1,016	八代市	48,000
917	内子町	40,000	967	新宮町	63,000	1,017	人吉市	43,000
918	愛南町	34,000	968	粕屋町	66,000	1,018	荒尾市	43,000
919	高知県	48,000	969	水巻町	42,000	1,019	水俣市	35,000
920	高知市	51,000	970	岡垣町	46,000	1,020	玉名市	44,000
921	室戸市	24,000	971	遠賀町	45,000	1,021	山鹿市	38,000
922	安芸市	42,000	972	鞍手町	31,000	1,022	菊池市	42,000
923	南国市	49,000	973	筑前町	52,000	1,023	宇土市	48,000
924	土佐市	43,000	974	大刀洗町	52,000	1,024	上天草市	35,000
925	須崎市	37,000	975	広川町	52,000	1,025	宇城市	45,000
926	宿毛市	42,000	976	川崎町	23,000	1,026	阿蘇市	37,000
927	土佐清水市	25,000	977	福智町	32,000	1,027	天草市	41,000
928	四万十市	44,000	978	苅田町	47,000	1,028	合志市	55,000
929	香南市	47,000	979	みやこ町	28,000	1,029	長洲町	39,000
930	香美市	45,000	980	築上町	39,000	1,030	大津町	48,000
931	いの町	48,000	981	佐賀県	50,000	1,031	菊陽町	56,000
932	四万十町	39,000	982	佐賀市	52,000	1,032	御船町	47,000
933	福岡県	56,000	983	唐津市	46,000	1,033	益城町	47,000
934	北九州市	50,000	984	鳥栖市	54,000	1,034	芦北町	30,000
935	福岡市	62,000	985	多久市	40,000	1,035	大分県	47,000
936	大牟田市	40,000	986	伊万里市	43,000	1,036	大分市	50,000
937	久留米市	52,000	987	武雄市	51,000	1,037	别府市	44,000
938	直方市	43,000	988	鹿島市	44,000	1,038	中津市	49,000
939	飯塚市	49,000	989	小城市	51,000	1,039	日田市	45,000
940	田川市	38,000	990	嬉野市	47,000	1,040	佐伯市	41,000
941	柳川市	49,000	991	神埼市	47,000	1,041	臼杵市	43,000
942	八女市	49,000	992	吉野ヶ里町	43,000	1,042	津久見市	31,000
943	筑後市	52,000	993	基山町	51,000	1,043	竹田市	37,000
944	大川市	47,000	994	みやき町	48,000	1,044	豊後高田市	41,000
945	行橋市	46,000	995	有田町	45,000	1,045	杵築市	38,000
946	豊前市	45,000	996	白石町	49,000	1,046	宇佐市	42,000
947	中間市	49,000	997	長崎県	48,000	1,047	豊後大野市	38,000
948	小都市	51,000	998	長崎市	50,000	1,048	由布市	49,000
949	筑紫野市	60,000	999	佐世保市	51,000	1,049	国東市	31,000
950	春日市	60,000	1,000	島原市	44,000	1,050	日出町	57,000

保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額(一人当たり月額)

侈	深育士宿舎借 り	上げ支援事業
NO	自治体	基準額(円)
1,051	宮崎県	46,000
1,052	宮崎市	50,000
1,053	都城市	45,000
1,054	延岡市	44,000
1,055	日南市	39,000
1,056	小林市	41,000
1,057	日向市	42,000
1,058	串間市	37,000
1,059	西都市	37,000
1,060	えびの市	34,000
1,061	三股町	44,000
1,062	国富町	34,000
1,063	高鍋町	44,000
1,064	新富町	38,000
1,065	川南町	36,000
1,066	የ ግ/ዘዘፓ	35,000
1,067	鹿児島県	45,000
1,068	鹿児島市	52,000
1,069	鹿屋市	40,000
1,070	枕崎市	36,000
1,071	阿久根市	36,000
1,072	出水市	38,000
1,073	指宿市	37,000
1,074	西之表市	41,000
1,075	垂水市	40,000
1,076	薩摩川内市	35,000
1,077	日置市	41,000
1,078	曾於市	36,000
1,079	霧島市	37,000
1,080	いちき串木野市	39,000
1,081	南さつま市	43,000
1,082	志布志市	40,000
1,083	奄美市	38,000
1,084	南九州市	35,000
1,085	伊佐市	36,000
1,086	姶良市	45,000
1,087	さつま町	29,000
1,088	沖縄県	55,000
1,089	那覇市	58,000
1,090	宜野湾市	56,000
1,091	石垣市	55,000
1,092	浦添市	56,000
1,093	名護市	47,000
1,094	糸満市	49,000
1,095	沖縄市	54,000
1,096	豊見城市	55,000
1,097	うるま市	49,000
1,098	宮古島市	50,000
1,099	南城市	52,000
1,100	読谷村	59,000
-1-00	PARTY 13	201000

NO	自治体	基準額 (円)		
1,101	北谷町	70,000		
1,102	北中城村	68,000		
1,103	中城村	58,000		
1,104	西原町	50,000		
1,105	与那原町	58,000		
1,106	南風原町	58,000		
1,107	八重瀬町	56,000		

(※) 掲載されていない市区町村については、所在する都道府県の金額を国庫補助基準額とする。

保育士宿舎借り上げ支援事業の基準額(一人当たり月額)

NO	自治体	基準額 (円)
1	北海道	48,000
2	札轄市	55,000
3	函館布	48,000
4.	小横市	41,000
5;	旭川市	48,000
6	室蘭布	40,000
7	釧路市	43,000
8:	帯広市	48,000
9:	北見市	41,000
10	夕張市	28,000
11	岩見沢市	48,000
12	網走市	39,000
13	留萌市	39,000
14	吉小牧市	41,000
15	稚內市	41,000
16	美唄市	37,000
17	芦別市	33,000
18	江別市	44,000
19	赤平市	22,000
20	絞別市	38,000
21	土別市	33,000
22	名奏市	44,000
.23	三笠布	25,000
24	根室市	35,000
25	千歲市	49,000
26	滝川市	44,000
27	砂川市	38,000
28	数志内市	24,000
29	深川市	39,000
30	富良野市	43,000
31	登別市	41,000
32	恵庭市	49,000
33	伊速市	48,000
34	北広島市	47,000
35	石狩市	49,000
36	北斗市	46,000
37	光別町	36,000
38	七旅町 森町	47,000
39		41,000
40	八雲町 側加安町	
41		52,000 46,000
43	余市町	
44	美號町 連幹町	36,000 33,000
:45	白老町	29,000
46	新ひだか町	38,000
47		47,000
48	音更町 芽室町	44,000
49	- 新別町	41,000
50	創設制	50,000
51	別海町	39,000
52	中標達町	46,000
53	青森県	45,000
54	青春市	48,000
55	弘前市	47,000
56	八戸市	45,000
57	果石市	38,000
58	五所川原市	36,000
59	十和田市	47,000
60	三沢市	50,000
61	セン市	45,000
	-	
62	つがる市	35,000

NO	自治体	基準領 (円)
: .64	(B) 46(B)	38,000
. 65	七戸町	43,000
66	東北町	32,000
: :67	おいらせ町	55,000
- 68	五戸町	32,000
69	南部町	31,000
70	岩手県	47,000
71	盛岡市	52,000
72	常古市	37,000
73	大船渡市 花巻市	33,000 42,000
75	北上市	48,000
76	久慈市	40,000
77	速野市	35,000
. 78	関市	52,000
79	陸前高田市	31,000
80	釜石市	37,000
81	二戸市	42,000
82	八幡平市	43,000
. 83	奥州市	48,000
. 84	淹沢市	51,000
85	學石町	39,000
86	条波町	47,000
87	矢巾町	53,000
88	金ケ崎町	63,000
90	山田町 洋野町	40,000 30,000
91	宮城県	55,000
92	仙台市	59,000
93	石巻市	40,000
94	塩竈市	45,000
95	気仙沼市	32,000
96	白石市	46,000
97	名取市	55,000
98	角田市	48,000
- 99	多質城市	51,000
100	岩沼市	52,000
101	登米市	47,000
102	薬原市 薬松島市	43,000 42,000
103	大崎市 大崎市	52,000
105	富容市	60,000
106	大河原町	54,000
107	柴田町	49,000
108	豆理町	46,000
109	七ヶ浜町	45,000
110	利府町	59,000
111	大和町	50,000
112	加美町	38,000
113	涌谷町	33,000
114	美里町	43,000
115	秋田県	45,000
116	秋田市	48,000
117	能代市 機手市	35,000 45,000
118	大能市	45,000
120	男虎市	28,000
121	湯沢市	43,000
122	医角市	36,000
123	由利本荘市	43,000
124	別上市	41,000
125	大仙市	48,000
126	北秋田市	40,000

		r
ND	自治体	(円) 基準額
127	にかほ市	39,000
128	仙北市	38,000
129	三種町	45,000
130	美術町	28,000
131	羽後町	31,000
132	山形県	49,000
133	山形市	52,000
134	米沢市	47,000
135	魏岡市	47,000
136	酒田市	44,000
137	新庄市	45,000
138	寒河江市	53,000
139	上山市	43,000
140	村山市	42,000
141	長井市	46,000
142	天皇市	49,000
143	東根市	52,000
144	尾花沢市	38,000
145	南陽市	47,000
146	河北町	38,000
347	高島町	55,000
148	川西町	43,000
149	圧內町	37,000
150	福島県	48,000
151	福島市	50,000
152	会津若松市	44,000
153	28年年	53,000
154	いわき市	46,000
155	白河市	46,000
156	須賀川市	53,000
157	喜多方市	42,000
158	相馬市	44,000
159	二本松市	42,000
160	田村市	42,000
161	南相馬市	43,000
162	伊建省	48,000
163	本宮市	49,000
164	南会津町	38,000
165	猪苗代町	38,000
166	会津坂下町	38,000
167	会津美里町	32,000
168	透慮村	45,000
169	矢吹町	48,000
170	石川町	35,000
171	三春町	46,000
172	茨城県	51,000
173	永戸市	52,000
174	日立市	46,000
175	土浦市	49,000
176	古河市	53,000
177	石岡市	50,000
178	結城市	52,000
179	館ケ崎市	46,000
180	下妻市	45,000
181	常総市	49,000
182	常陸太田市	48,000
183	高鉄市	43,000
	北茨城市	42,000
184	北次城市 笠間市	
185		46,000
186	取手市	52,000
187	件久市 〇/16市	59,000
188	つくば市	58,000
189	ひたちなか市	53,000

NO	自治体	基準額 〈円〉	NO	自治体	基準額 (円)	NO	自治体	基準額 (円)
190	鹿嶋市	49,000	258	埼玉県	66,000	326	習志野市	67,000
191	潮来市	48,000	259	さいたま市	72,000	327	柏市	72,000
192	守谷市	66,000	260	川越市	61,000	328	- 勝浦市	39,000
193	常陸大雲市	44,000	261	無谷市	54,000	329	市原市	56,000
194	那珂市	58,000	262	月口市	75,000	330	流山市	67,000
195	筑西市	45,000	263	行田市	49,000	331	八千代市	64,000
196	坂東市	54,000	264	秩父市	41,000	332	我孫子市	60,000
197	・検敷市	44,000	265	所沢市	67,000	333	棚川市	56,000
198	かすみがうら市 桜川市	51,000 43,000	266	飯能市 加須市	57,000 48,000	334 335	鎌ケ谷市 君津市	62,000 49,000
200	神栖市	50,000	268	本庄市	47,000	336	富津市	44,000
201	行方市	45,000	269	東松山市	53,000	337	満安市	80,000
202	群田市	47,000	270	春日部市	59,000	338	四街道市	58.000
203	つくばみらい市	62,000	271	狭山市	58,000	339	箱ケ浦市	57,000
204	小美玉市	45,000	272	羽生市	53,000	340	八寅市	49,000
205	茨城町	47,000	273	鴻巣市	54,000	341	印西市	74,000
206	大洗町	41,000	274	深谷市	54,000	342	白井市	68,000
207	城里町	32,000	275	上尾市	60,000	343	富里市	57,000
208	東海村	55,000	276	草加市	65,000	344	南房総市	45,000
209	大子町	49,000	277	越谷市	69,000	345	匝城市 ・	47,000
210	美洲村	23,000	278	菱市	75,000	346	香取市	53,000
211	阿見町	38,000	279	戸田市	79,000	347	山武市	48,000
212	八千代町	46,000	280	入間市	60,000	348	いすみ右	52,000
213	境町	47,000	281	朝政市	76,000	349	大網白里市	55,000
214	利根町	60,000	282	志木市	73,000	350	酒々井町	48,000
215	栃木県	51,000	283	和光市	79,000	351	梁町	56,000
216	宇都宮市	55,000	284	新座市	70,000	352	九十九里町	49,000
217	足利市	48,000	285	幾月市	66,000	353	横芝光町	34,000
218	栃木市	49,000	286	久裏市	53,000	354:	東京都	82,000
219	佐野市	49,000	287	北本市	54,000	355	千代田区	82,000
220.	鹿沼市	48,000	288	八湖市	69,000	356	中央区	82,000
221	日光市	40,000	289	富士見市	72,000	357	港区	82,000
222	小山市	54,000	290	三郷市	65,000	358	新宿区	82,000
223	真固市	51,000	291	漢田市	65,000	359	文家区	82,000
224	大田原市	44,000	292	坂戸市	54,000	360	台東区	82,000
225	矢板市	39,000	293	幸手市	47,000	361	- 皇田区	82,000
226	那酒塩原市	47,000	294	鶴ヶ島市	61,000	362	江東区	82,000
227	さくら市	46,000	295	日高市	51,000	363	品川区	82,000
228	那須烏山市	41,000	296	吉川市	65,000	364	目幕区 :	82,000
229	下野市	47,000	297	ふじみ野市	68,000	365	大田区	82,000
230:	上三川町	57,000	298	白岡市	70,000	366	世田谷区	82,000
231	益子町	55,000	299	伊奈町	61,000	367	波谷区	82,000
232	芳賀町	42,000	300	三芳町	59,000	368	中野区	82,000
233	壬生町	53,000	301	毛呂山町	46,000	369	杉並区	82,000
234	野木町	54,000	302	滑川町	60,000	370	豊島区	82,000
235	高根沢町	54,000	303	脱山町	51,000	371	北区	80,000
236	那須町	55,000	304	35/J(B)	49,000	372	並川区	82,000
237	那印间町	30,000	305	川島町 -	48,000	373	板模区	77,000
238	群馬県	49,000	306	古見町	62,000	374	練馬区	82,000
239.	前機市	50,000	307	上里町	47,000	375	足並区	71,000
240.	高崎市	52,000	308	寄居町	49,000	376	芸飾区	72,000
241	模生市 伊勢崎市	40,000 53,000	309	宮代町 杉戸町	51,000 52,000	377	江戸川区	82,000 61,000
243	大田市	47,000	310	松伏町	56,000	378	八王子市 立川市	63,000
244	沿田市	46,000	312	千葉県	65,000	380	武蔵野市	82,000
245	能林市	48,000	313	千葉市	63,000	381	三度市	82,000
246	池川市	43,000	314	行業市 親子市	43,000	382	貴梅市	59,000
247	藤岡市	46,000	315	市川市	75,000	383	府中市	74,000
248	富岡市	43,000	316	船橋市	69,000	384	昭島市	62,000
249	安中市	39,000	317	能山市	49,000	385	調布市	82,000
250	みどり市	45,000	318	木更津市	56,000	386	即田市	64,000
251	吉岡町	57,000	319	松戸市	64,000	387	小金井市	77,000
252	中之条町	35,000	320	野田市	56,000	388	小型井市	63,000
253	みなかみ町	23,000	321	茂原市	50,000	389	日野市	66,000
254	五村町	50,000	322	成田市	56,000	390	東村山市	64,000
255	板倉町	44,000	323	佐倉市	62,000	391	第行山市 国分寺市	74,000
256	大泉町	48,000	324	東金市	52,000	392	国立市	77,000
market St.	- p-4/9/07/2	10000	967	, 245 Mar. 11 ⁴	44,000	393	福生市	58,000

NO	自治体	基準領(円)
394	独江市	70,000
395	東大和市	58,000
396	清瀬市	59,000
397	東久留米市	66,000
398	范蔵村山市	49,000
399	多摩市	65,000
400	植绒布	73,000
401	.羽村市	69,000
402	あきる野市	64,000
403	商東京市	76,000
404	場標町	46,000
405	日の出町	62,000
406	神奈川県	76,000
407	横浜市	79,000
408	月崎市	82,000
409	相模版市	56,000 58,000
411	平塚市	62,000
412	鎌倉市	82,000
413	藤沢市	77,000
414	小田废市	61,000
415	茅ヶ崎市	73,000
416	逗子市	81,000
417	三浦市	79,000
418	秦野市	55,000
419:	厚木市	62,000
420	大和市	69,000
421:	伊勢原市	58,000
422	海老名市	70,000
423	皮関布	61,000
424	南足柄市	60,000
425	綾瀬市	62,000
426	葉山町	82,000
427	※川町	54,000
428	大磯町 二宮町	75,000 58,000
430	大井町	61,000
431	開成制	66,000
432	湯河原町	58,000
433	受川町	52,000
434	新灣県	51,000
435	新潟市	53,000
436	長岡市	54,000
437:	三条市	52,000
438	柏崎市	45,000
439	新発田市	48,000
440	小千谷市	44,000
441	加茂市	37,000
442	十日町市	49,000
443	見附市	52,000
444:	村上市	47,000
445	表市	51,000
447	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51,000 50,000
448	五泉市	43,000
449	上越市	51,000
450	阿賀野市	42,000
451	佐波市	39,000
	魚沼市	40,000
452	南魚沼市	46,000
453		
	胎的物	40,000
453.		49,000
453 454	胎内市	
453 454 455	胎内市 富山県	49,000
453 454 455 456	胎內市 富山県 富山市	49,000 51,000
453 454 455 456 457 458 459	胎內市 富山東 富山市 高岡市 魚津市 永見市	49,000 51,000 48,000 54,000 43,000
453 454 455 456 457 458	胎內市 富山県 富山市 高岡市 魚津市	49,000 51,000 48,000 54,000

NO	自治体	基準額 〈円〉
462	砺波市	52,000
463	小矢部市	48,000
464	南砺市	45,000
465	射水市	47,000
466	上市町	41,000
467	立山町 入巻町	50,000
469	石川県	45,000 52,000
470	全沢市	54,000
471	七尾市	44,000
472	沙松市	53,000
473	輪島市	33,000
474	珠洲市	22,000
475	加賀市	41,000
476	羽咋市	47,000
477	かほく市	51,000
478	自山市	49,000
479	能美市	45,000
480	野々市市	53,000
481	津幌町	53,000
482	内灘町	57,000
483	志賀町	32,000
484	中能登町	33,000
485	施金町	39,000
486	福井県	49,000
487	福井市	51,000
488	教質市	47,000
489 490	小浜市 大野市	47,000 46,000
491	勝山市	34,000
492	鶴江市	53,000
493	あわら市	40,000
494	絡前市	49,000
495	坂井市	46,000
496	永平寺町	54,000
497	超前町	43,000
498	若發町	42,000
499	中教者	49,000
500	甲府市	50,000
501	富士吉田市	42,000
502	都留市	45,000
503	山梨市	44,000
504	大月市	42,000
505	薬給市	48,000
506	南アルプス市	54,000
507	北杜市	38,000
508	甲斐市 笛吹市	54,000
509 510	上野原市	56,000 46,000
511	単州市	46,000
512	中央市	56,000
513	市川三郷町	30,000
514	富士川町	32,000
515	BEADBI	55,000
516	富士河口湖町	44,000
517	長野県	49,000
518.	長野市	51,000
519	松本市	52,000
520	上田市	47,000
521	岡谷市	51,000
522	厳田市	49,000
523	更動市	56,000
524	須坂市	47,000
525	小諸市	40,000
526	伊那市	45,000
527	駒ヶ根市	45,000
528	中野市	47,000
529	大町市	36,000

No	自治体	基準額 〈円〉
530	飯山市	40,000
531	茅野市	49,000
532	塩尻市 :	54,000
533	佐久市	49,000
534	千曲市	49,000
535	東御市	49,000
536	安曇野市	53,000
537	軽井沢町	59,000
538	御代田町	55,000
539	下頭訪町	53,000
: 540	反野町	43,000
541	資輪町	51,000
542	南箕輪村	42,000
543	岐阜県	51,000
544:	枝阜市	52,000
545.	大垣市	52,000
546	高山市	52,000
547.	多治見市	54,000
548	関市	47,000
549	中津川市	49,000
550	美速市	43,000
551	地浪市	49,000
552	羽島市	51,000
553	恵那市	42,000
554	美濃加茂市	51,000
555	土岐市	45,000
556	各務原市	50,000
557	可见市	54,000
558	山県市	38,000
559	地標市	56,000
560	飛騨市 木単市	49,000 48,000
561	本東市 郡上市	37,000
563	下品市	37,000
564	海津市	43,000
565	岐南町	59,000
566	笠松町	56,000
567	養老町	35,000
568	面井町	39,000
569	(877.05	54,000
570	接斐川町	41,000
571	大野町	56,000
572	池田町	48,000
573	北方町	53,000
574	御高町	42,000
575	静岡県	57,000
576	静岡市	61,000
577	浜松市	56,000
578	沼津市	58,000
579	熱海市	64,000
580	三島市	57,000
581	富士宮市	55,000
582	伊東市	47,000
583	島田市	53,000
584	富士市	56,000
585	磐田市	54,000
586	焼津市	56,000
587	提川市 番林市	56,000
588	藤枝市 aventari	57,000
589	御殿場市	56,000
590	袋井市 下田士	51,000
591	下田市	46,000
592	裾野市 湖西市	50,000
593		52,000 45,000
595	伊豆市 御前崎市	43,000
596	類川市	52,000
597	伊豆の国市	56,000
321.	.0-AL-7/34(1)	37,000

NO	自治体	基準額 (円)
598	牧之度市	42,000
599	(西海)町	64,000
600	清水町	64,000
601	長泉町	59,000
602	小山町	33,000
603	古田町	47,000
604	森町	36,000
605	爱知県	59,000
606	名古屋市	63,000
607	養保市	54,000
608	园幼市	
		57,000
609	一宮市 瀬戸市	55,000
610		45,000
611	半田市	54,000
612	毎日井市	58,000
613	費川市	53,000
614	津島市	50,000
615	碧南市	55,000
616	刈谷市	58,000
617	豊田市	56,000
618	安城市	57,000
619	西尾市	50,000
620	港郡市	51,000
621	犬山市	50,000
622	常滑市	47,000
623	江南市	51,000
624	小牧市	52,000
625	稻沢市	59,000
626	新城市	49,000
627	東海市	55,000
628	大府市	60,000
629:	知多市	56,000
630	知立市	56,000
631	尾張旭市	61,000
632	高浜市	53,000
633	岩倉市	59,000
634	豊明市	57,000
635	日進市	70,000
636	田原市	47,000
637	更西市	58,000
638	清須市	62,000
639	北名古屋市	64,000
640	弥富市	60,000
641	みよし市	60,000
642	あま市	59,000
643	長久手市	62,000
644	東郷町	59,000
645:	豊山町	57,000
646	大口町	53,000
647	挟栗町	59,000
648	大治町	61,000
649	盤江町	59,000
650	阿久比町	54,000
651	東浦町	57,000
652	南知多町	39,000
653	美浜町	38,000
654	贫豊町	52,000
655	幸田町	57,000
656	三重県	51,000
657.	津市	50,000
	四日市市	52,000
658	伊勢市	52,000
658:	1.01.000.00	
659	松阪吉	51.000
659 660.	松阪市 桑名市	51,000 56,000
659 660 661	桑名市	56,000
659 660 661 662	桑名市 鈴鷹市	56,000 53,000
659 660 661	桑名市	56,000

NO	自治体	基準額 (円)
000	6.TH	
666	急羽市 報野市	29,000 34,000
668	いなべ市	51,000
669	志摩市	43,000
670	伊賀市	50,000
671	東員町	67,000
672	孤野町	59,000
673	明月和日間丁	38,000
674	五城町	47,000
675	紀北町	37,000
676	滋賀県	55,000
677	大津市	59,000
678	彦根市	47,000
679	長浜市	56,000
680	近江八幡市	53,000
681	草津市	55,000
682	守山市	61,000
683	栗東市	62,000
684	甲貨市	53,000
685	野洲市	60,000
686	湖南市	52,000
687	高島市 東近江市	46,000 52,000
689	来近江市	52,000
690	日野町	48,000
691	愛荘町	43,000
692	京都府	63,000
693	京都市	65,000
694	福知山市	52,000
695	無務市	46,000
696	級部市	45,000
697	宇治市	58,000
698	宮津市	43,000
699	亀岡市	54,000
700	城陽市	60,000
701	向日市	65,000
702	長岡京市	69,000
703	八幡市	51,000
704	京田辺市	55,000
705	京月後市	39,000
706	南丹市 木津川市	47,000 65,000
708	大山崎町	56,000
709	久御山町	47,000
710	綾草町	63,000
711	与谢野町	46,000
712	大阪府	63,000
713	大阪市	66,000
714	堺市	55,000
715	洋和田市	50,000
716	豊中市	73,000
717	治田市	68,000
718	吹田市	71,000
719	泉大津市	56,000
720	高槻市	62,000
721	貝塚市	44,000
722	守口市	61,000
723	枚方市	58,000
724		71,000
725	八尾市	59,000
726	泉佐野市	49,000
727	第田林市 99 屋川市	54,000
728	復星川市	55,000 52,000
729	河内長野市 松原市	57,000
731	大東市	54,000
732	和泉市	56,000
733	第面市	70,000

NO	自治体	基準領
777		(PI)
734	柏原市	56,000
735 736	羽曳野市	54,000 57,000
737	摂津市	62,000
738	高石市	61,000
739	磨井寺市	59,000
740	東大阪市	59,000
743	泉南市	48,000
742	四條吸市	56,000
743	交野市	57,000
744:	大飯祭山市	54,000
745	版南市	47,000
746	島本町 豊能町	66,000 63,000
748	息関町	56,000
749	熱取町	50,000
750	網到	34,000
751	河南町	44,000
752	兵庫県	63,000
753	神戸市	63,000
754:	姫路市	53,000
755	尼崎市	62,000
756	明石市 医安末	57,000
757	西宮市 洲本市	74,000 49,000
759	芦屋市	82,000
760	伊丹市	62,000
761	相注市	49,000
762	費固市	51,000
763	加古川市	55,000
764	赤陽市	48,000
765	西脇市	43,000
766	宝塚市	82,000
767	三木市 高砂市	53,000
769	川西市	47,000 64,000
770	小野市	46,000
771	三田市	61,000
772	加西市	52,000
773	祥山市	54,000
774	養 父市	49,000
775	丹波市	52,000
776	南あわじ市	51,000
777	朝来市 淡路市	49,000 41,000
779	央票市	47,000
780	加東市	51,000
781	たつの市	55,000
782	猪名川町	64,000
783	多可町	25,000
784	稲美町	61,000
785	操密町	53,000
786	福崎町 太子町	59,000 55,000
788	上野町	35,000
789	佐用町	40,000
790	香美町	25,000
791	奈良県	56,000
792	奈良市	60,000
793	大和高田市	47,000
794	大和郡山市	51,000
795	天理市	45,000
796	種原市 松井市	55,000
797	桜井市 五條市	45,000 35,000
799	御所市	31,000
800	生駒市	61,000
801	香芝市	67,000
-		

10 10 10 10 10 10 10 10			****			22.00.00		I	a in all
900	NO	自治体	基準額 (円)	NO	自治体	基準報 (円)	ND	自治体	基準額 〈円〉
1904 平野村 182,000 1972 大十市 41,000 1970 1987 1987 195,000 1974 1970 1988 195,000 1976 1977 1988 195,000 1976 1978 1979 1988	802	英城市	58,000	870	三次市	43,000	938	磁部町	44,000
1906 四州村 1,000 1973 第四州村 1,000 1974 1,000 1975 1,000 1977 1月 1,000 1975 1,000 1	803	宁陀市	35,000	871	庄原市	42,000	939	內子町	29,000
1907 田野香町 19,000 1974 19日前市 19,000 1975		2 425.8	5.106.156.15				_		
1977 田原本学 41,000 1975 5月末直標 45,000 1974 2月末日 22,000 1979 五字子 54,000 1979 35,000									
1909 上秋平 43,000 976 江田市下 58,000 944 安京市 52,000 955 350 550 977 56,000 978							-		
1907 三中村 190,000 1977 中中寸 194,000 1945 前回音 44,000 1945 195,000 1947 194,000 1945 194,000 194,		3-170-3.7.2							
1810									
1972 河合町 198,000				-			-		
1932 大迎町 44,000 194				_					
1814 松野山神 53,000 182 山口南 45,000 1950 四十十年 45,000 181 184	812	大淀町	44,000	880	北広島町		948	撰毛市	
1915 単音音 44,000 1915 43,000 1915 43,000 1917 特別市 42,000 1917 1918 40,000 1918	813	和歌山県	48,000	881	世羅町	51,000	949	土佐清水市	38,000
1876 現本市 41,000 1884 99世帝 44,000 1952 長寿帝 43,000 1953 1、一の 1952 1 (1950 1953 1、一の 1 (1953 1、1953 1 (1953	814	和歌山市	53,000	882	山口県	45,000	950	四万十市	45,000
1937 中田市 45,000 1938 141日市 49,000 1953 141日本 45,000 1952 141日本 45,000 1952 141日本 45,000 1953 141日本 45,000 195	815	海南市	54,000	883	下関市	43,000	951	香南市	43,000
518 銀竹青 40,000 589 萩市 35,000 955 謀原帝 55,000 956 北川市 40,000 889 下砂市 46,000 956 北川市 40,000 889 下砂市 46,000 956 北川市 40,000 957 採回市 40,000 958 秋田市 40,000 958 秋田市 40,000 959 大田市 40,000 950	816	橋本市	47,000	884	字部市	44,000	952	香美市	43,000
1979 田田中 44,000 889 かわか 45,000 955 葉周市 55,000 957 葉周市 45,000 958 北九州市 46,000 957 葉周市 45,000 957 葉周市 45,000 958 大九州市 45,000 957 葉周市 45,000 958 大九州市 45,000 959 九九州市 45,000 959 九九州市 45,000 950 九九州市 45,000 950 九九州市 45,000 950 九八州市 45,000 95	817	有田市	45,000		. 山口市	49,000	953	いの町	38,000
250 新宮市 35,000 590 大市 46,000 597 第89 大市 46,000 590 大川市 46,00			40,000		萩市	38,000	954		26,000
2022 超色市 30,000 70,0							_		
2023 中の子が育 33,000 990 東京市 44,000 998 大東田市 40,000 993 長門市 37,000 993 長門市 37,000 993 長門市 37,000 993 長門市 37,000 993 長野市 43,000 994 八倉町 44,000 995 長野市 43,000 996 大田市 44,000 997 日本市 45,000 996 大田市 45,000 997 日本市 45,000 998 長野市 44,000 998 長野市 44,000 999 中国市 44,000 997 日田市 44,000 997 中国市 44,000 998 日田市 44,000 998									
1923 かつらす的 35,000 70 70 70 70 70 70 70				-			-		
1925 1925									
825 白浜町 37,000 893 英祚市 35,000 961 麻豚市 43,000 962 □川市 39,000 973 森木町 45,000 962 □川市 39,000 983 無歌南 46,000 896 周助大島町 30,000 964 八女市 45,000 897 居地市町 30,000 964 八女市 45,000 965 月間市 45,000 897 伊藤市 45,000 977 行権市 45,000 899 伊藤市 45,000 977 分都市 42,000 895 本部両 41,000 899 伊藤市 45,000 970 中間市 42,000 895 本部両 45,000 971 次集毎市 45,000 897 中間市 42,000 897 中間市 52,000 897 中間市 52,000 897 中間市 52,000 897 中間市 42,000							-		
※27		222-00-00-0		-			-		
827 毎本町 41,000 895 山原小野田市 43,000 963 柳月市 42,000 987 田田市町 35,000 964 八女市 45,000 987 田田市町 35,000 966 大月市 45,000 988 伊藤市 45,000 988 伊藤市 45,000 966 大月市 45,000 966 大月市 45,000 966 大月市 45,000 967 大月市 45,000 968 豊田市 41,000 900 柳門市 48,000 968 豊田市 41,000 968 豊田市 41,000 968 豊田市 42,000 970 中岡市 42,000 970 中國市 42,000 970 中國市 42,000 971 北京野市 45,000 971 北京野市 45,000 971 北京野市 45,000 972 世田市 45,000 973 大野町市 45,000 974 甲市 45,000 975 大野町市 45,000 976 古宮市 45,000 976 古宮市 45,000 977 大野町市 42,000 978 大野市 45,000 979 大野市 45,									
829 魚取布 46,000 897 田本館町 38,000 965 八泉市 51,000 930 次子市 49,000 998 佐島県 48,000 966 大月市 46,000 957 住島市 50,000 967 行様市 46,000 958 豊島市 41,000 900 場門市 48,000 969 中間市 42,000 970 小都市 42,000 970 小都市 51,000 970 770									
898 佐島県 48,000 966 大川市 46,000 983 在島市 45,000 999 佐島市 50,000 967 行統市 45,000 983 在島市 45,000 990 田門市 48,000 968 金倉市 41,000 990 田門市 48,000 968 金倉市 41,000 991 小松島市 46,000 969 小松市市 42,000 970 小松市市 42,000 971 八松町市 42,000 973 大山市 51,000 973 大山市 50,000 974 元禄市市 50,000 975 大山市 50,000 976 五寅市 50,000 977 元禄市市 50,000 978 元禄市市 50,000 979 元禄市市 50,000 979 元禄市市 50,000 970 元禄市市 50,00	828	鳥取県	46,000	896	周防大島町	30,000	964	八女市	48,000
831 金吉布 45,000 899 徳島市 50,000 967 行権市 45,000 988 重申市 41,000 990 からあ市 45,000 991 からあ市 45,000 999 中間市 42,000 999 中間市 42,000 990 中間市 42,000 970 かがあ市 42,000 971 減量等率 56,000 973 大野城市 56,000 973 大野城市 56,000 973 大野城市 56,000 973 大野城市 56,000 975 大野城市 56,000 975 大野城市 56,000 975 大野城市 56,000 976 大野城市 56,000 977 石井町 56,000 977 万井町 56,000 978 大野城市 56,000 979 大野城市 56,000 970 大野城市 57,000 977 第章市 56,000 977 第章市 56,000 978 大野城市 57,000 977 第章市 56,000 978 大野城市 57,000 977 第章市 58,000 978 大野城市 58,000 979 大野城市 58,000 970 大野城	829	魚取市	46,000	897	田布施町	38,000	965	筑後市	51,000
832 東港市 41,000 900 鳴門市 48,000 968 豊育市 41,000 901 小吃島市 46,000 909 中間市 42,000 903 东野川市 33,000 903 东野川市 39,000 970 少数市 51,000 937 大野城市 60,000 938 大山市 42,000 905 美馬市 33,000 906 戸江市 33,000 907 石井町 46,000 977 元井町 46,000 977 元井町 46,000 977 元井町 46,000 977 五井町 46,000 977 五井町 46,000 977 五井町 45,000 978 75,000 977 五井町 45,000 978 75,000 978 75,000 979 20章市 33,000 976 五井町 42,000 976 五井町 42,000 976 五井町 43,000 977 五井町 43,000 978 75,000 979 20章市 43,000 980 五井町 43,000 980 五井町 43,000 980 五井町 54,000	830	朱子市	49,000	898	徳島県	48,000	966	大川市	46,000
833 八橋町 36,000 901 小松島市 46,000 909 中間市 42,000 903 高野川市 42,000 907 小松島市 51,000 908 元野市 50,000 908 元野市 50,000 909 元野市 50,000 90	831	倉吉市	45,000	899	徳島市	50,000	967	行城市	46,000
834 瀬斛浜町 44,000 902 阿南市 42,000 970 小都市 51,000 983 万野川市 39,000 971 京菜野市 56,000 983 万野川市 30,000 995 英馬市 32,000 973 大野城市 56,000 995 英馬市 32,000 975 大野城市 56,000 975 大野城市 56,000 975 大野城市 56,000 975 大野城市 56,000 976 大野城市 56,000 977 万井町 56,000 978 大野城市 56,000 978 大野城市 56,000 978 大野城市 56,000 979 56,000 979 579 58,000 979 58,000 970 58,0	832	境港市	41,000	900	鳴門市	48,000	968	豊前市	41,000
835 写画町 33,000 903 客野川市 39,000 971 京菜野市 56,000 973 大野城市 56,000 974 宗徽市 56,000 975 大家町市 56,000 976 古家市 56,000 977 62,000 977 62,000 978 75,000	_			_			969	中間市	
836 大山町 30,000 904 四減市 35,000 972 春日市 60,000 937 大野城市 60,000 938 松江市 49,000 905 美馬市 32,000 973 大野城市 60,000 983 松江市 42,000 907 石井町 46,000 975 大雪南市 56,000 976 古寅市 56,000 978 56,000 977 福田市 42,000 978 56,000 978 56,000 978 56,000 978 56,000 978 56,000 978 56,000 978 56,000 979 878市 38,000 979 878 979 978 978 978 978 979 978 978 978 978 978 978 979 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 978 979 978 978 978 978 979 978 9		2000000							
837 島板県 46,000 905 英馬市 32,000 973 大野城市 60,000 933 独田市 42,000 906 三好市 33,000 974 宗徽市 49,000 975 大東南市 58,000 840 出撃市 50,000 908 松茂町 40,000 976 古資市 58,000 841 独田市 43,000 909 北島町 57,000 977 福津市 59,000 978 51 52,000 978 52 54 54 54 54 54 54 54	-	-						****	
838 松江和 49,000 906 三好市 33,000 974 宗像市 49,000 983 34回市 42,000 907 石井町 46,000 976 古寅市 58,000 842 大田市 43,000 909 北島町 57,000 977 福津市 59,000 978 分きは市 59,000 978 分きは市 42,000 979 第省市 38,000 979 第省市 38,000 979 第省市 38,000 979				-				-	
839 浜田市 42,000 907 石井町 46,000 976 大草麻市 58,000 984 松茂町 43,000 909 北島町 43,000 909 北島町 57,000 977 福津市 52,000 978 今世市 42,000 979 第七市 42,000 979 第七市 42,000 979 第七市 42,000 979 第七市 43,000 979 第七市 43,000 979 47,000 970 47,000 970		7000 00 00 10							
840 出雲布 50,000 908 松茂町 49,000 976 古寶市 54,000 841 茄田布 43,000 909 北島町 57,000 977 福津市 59,000 910 藍田町 57,000 978 うきは市 42,000 843 突束布 42,000 911 香川県 51,000 979 容音市 38,000 844 江津市 43,000 912 高松市 54,000 913 九亀市 49,000 981 稲倉市 43,000 846 同山県 53,000 914 坂出市 48,000 982 みやま市 43,000 848 倉敷布 54,000 915 普通寺市 48,000 983 糸島市 54,000 916 競貨寺市 52,000 983 糸島市 54,000 916 競貨寺市 52,000 983 糸島市 54,000 917 さあき市 38,000 985 宇巣町 52,000 851 金荷市 44,000 919 三豊市 44,000 987 定免町 62,000 852 井原市 44,000 920 三未町 43,000 988 海市町 54,000 856 新屋市 44,000 921 宇シ津町 60,000 989 新宮町 62,000 856 新屋市 44,000 921 宇シ津町 60,000 989 新宮町 62,000 856 新屋市 44,000 922 設川町 41,000 990 松屋町 62,000 857 瀬戸内市 48,000 923 多産津町 43,000 991 水巻町 40,000 857 瀬戸内市 48,000 922 設川町 41,000 990 松屋町 62,000 857 瀬戸内市 48,000 923 李産津町 43,000 991 水巻町 40,000 857 瀬戸内市 48,000 922 設川町 41,000 991 松屋町 62,000 858 新戸内市 44,000 926 松山市 90,000 992 同垣町 40,000 858 赤倉市 39,000 926 松山市 50,000 994 秘季町 50,000 995 京津町 50,000 995 京津町 50,000 996 大刀洗町 50,000 859 麻戸内市 48,000 927 今泊市 45,000 997 水巻町 50,000 999 瀬宮町 45,000 990 孫宮町 40,000 990 孫野町 50,000 999 瀬宮町 50,000 99							_		
841 益田市 43,000 909 北島町 57,000 977 福津市 59,000 842 大田市 45,000 910 至田町 57,000 978 今さは市 42,000 911 香川県 51,000 979 宮前市 38,000 844 江津市 43,000 912 席松市 54,000 980 羅鐸市 24,000 845 雲南市 37,000 913 九亀市 49,000 981 朝倉市 43,000 846 岡山県 53,000 914 坂出市 48,000 982 みやま市 43,000 847 岡山市 55,000 915 割舎市 48,000 983 糸島市 54,000 948 駆団川市 62,000 849 津山市 47,000 917 さめき市 38,000 995 宇美町 52,000 851 笠同市 44,000 918 東かがわ市 44,000 995 宇美町 62,000 852 井京市 44,000 919 三畠市 44,000 998 瀬南町 50,000 854 海京市 44,000 920 三木町 43,000 999 新宮町 64,000 854 海京市 44,000 921 宇参津町 60,000 999 新宮町 64,000 856 瀬市市 44,000 922 菱川町 41,000 999 前宮町 62,000 856 瀬市市 48,000 925 菱葉県町 43,000 991 東春町 40,000 925 菱葉県町 43,000 991 東春町 43,000 991 東春町 43,000 993 菱竃町 53,000 925 菱葉県町 43,000 991 東春町 50,000 992 阿皐町 50,000 993 菱竃町 50,000 995 野野町 50,000 996 万津町 50,000 997 広川町 50,000 998 万津町 50,000 999				-			-		
843 安東市 42,000 911 番月県 51,000 979 容著市 38,000 844 江津市 43,000 912 高松市 54,000 980 嘉麻市 24,000 845 霧南市 37,000 913 九亀市 48,000 981 朝倉市 43,000 984 南泉市 43,000 984 高泉市 43,000 984 高泉市 54,000 985 京都市 54,000 986 森郡市 54,000 916 総書寺市 48,000 985 京瀬町 52,000 985 京瀬町 50,000 985 京瀬町 50,000 985 京瀬町 50,000 985 新窓町 50,000 992 瀬町町 52,000 992 瀬町町 52,000 992 瀬町町 52,000 992 万田市 48,000 992 万田市 50,000 992 万田市 50,000 992 万田市 50,000 992 万田市 50,000 993 元田市 50,000 994 秋季町 50,000 995 万田町 50,000 995 万田町 50,000 996 万田町 50,000 997 万田町 50,000 998 万田町 50,000 999 万田町 50,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000 90,000	7777			-					59,000
844 江津市 45,000 912 高松市 54,000 980 墓廃市 24,000 845 雲南市 37,000 913 丸亀市 49,000 981 朝倉市 43,000 846 岡山市 55,000 914 坂出市 48,000 982 みやま市 43,000 847 岡山市 56,000 915 番急市市 48,000 983 糸島市 54,000 848 倉敷市 54,000 916 経資市市 52,000 983 糸島市 54,000 849 津山市 47,000 917 さめき市 38,000 984 豚町川市 62,000 850 玉野市 41,000 918 敷かかわ市 44,000 986 韓軍町 63,000 851 笠岡市 46,000 920 三木町 43,000 987 寒魚町 62,000 852 井泉市 44,000 921 平本町 60,000 989 新宮町 60,000 854 森家市 39,000	842	大田市	45,000	910	整住町	57,000	978	うきは市	42,000
845 雲南市 37,000 913 丸亀市 49,000 981 朝倉市 43,000 846 岡山市 53,000 914 坂出市 48,000 982 みやま市 43,000 847 岡山市 56,000 915 徳通寺市 48,000 983 糸島市 54,000 848 倉敷市 54,000 916 観音寺市 52,000 984 那川市 62,000 859 王野市 41,000 918 東かがわ市 44,000 986 韓東町 63,000 851 笠岡市 46,000 919 三重市 44,000 987 恋免町 62,000 852 井原市 44,000 920 三木町 43,000 988 須恵町 62,000 854 高家市 39,000 922 綾川町 41,000 989 新宮町 64,000 855 新見市 44,000 923 多定連町 43,000 991 水巷町 40,000 857 瀬戸市市 48,000	843	安来市	42,000	911	香川県	51,000	979	容装布	38,000
846 同山県 53,000 914 坂忠市 48,000 982 みやま市 43,000 847 同山市 55,000 915 簡適寺市 48,000 983 糸島市 54,000 949 津山市 47,000 917 さぬき市 38,000 985 宇美町 52,000 850 五野市 41,000 918 東かがわ市 44,000 986 篠栗町 63,000 851 笠同市 44,000 920 三北町 43,000 988 瀬彦町 63,000 853 総社市 47,000 920 三北町 43,000 988 瀬彦町 64,000 854 高梁市 39,000 922 綾川町 41,000 999 新宮町 62,000 855 瀬戸市 44,000 923 多度津町 43,000 999 新宮町 62,000 856 横南市 40,000 924 表人のう町 50,000 991 永春町 40,000 857 瀬戸市市 48,000 925 変雄県 47,000 993 瀬宮町 45,000 859 東庭市 44,000 927 今治市 45,000 999 東庭町 45,000 995 京都町 56,000 860 英作市 38,000 927 今治市 45,000 995 京都町 56,000 861 江市 49,000 929 八種浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島県 54,000 929 八種浜市 34,000 997 広川町 52,000 864 浜市 48,000 929 八種浜市 34,000 997 広川町 52,000 865 江島市 48,000 933 新彦市 46,000 999 福賀町 27,000 866 三原市 48,000 933 伊子市 46,000 1,000 70,000	844	江津市	43,000	912	高松市	54,000	980	嘉麻市	24,000
847 同山市 56,000 915 普通寺市 48,000 983 糸島市 54,000 848 倉敷市 54,000 916 観音寺市 52,000 984 原河川市 62,000 850 玉野市 41,000 917 さぬき市 38,000 985 事業町 52,000 851 笠岡市 46,000 919 三量市 44,000 987 寒免町 62,000 852 井原市 44,000 920 三未町 43,000 988 瀬倉町 62,000 853 総社市 47,000 921 宇亭津町 60,000 988 瀬倉町 60,000 854 高濃市 39,000 922 綾川町 41,000 990 柏屋町 62,000 855 新見市 44,000 923 多度津町 43,000 991 永寿町 40,000 856 施育市 40,000 925 委権場市 40,000 992 同項町 40,000 857 瀬戸市市 48,000	845	雲南市	37,000	913	丸亀市	49,000	981		43,000
848 煮敷布 54,000 916 観音寺市 52,000 984 那河川市 62,000 849 津山市 47,000 917 さぬき市 38,000 985 宇美町 52,000 850 玉野市 41,000 918 煮水がわ市 44,000 986 韓栗町 63,000 851 笠岡市 46,000 920 三木町 43,000 988 須藤町町 62,000 852 井原市 44,000 921 宇多津町 60,000 989 新宮町 64,000 854 高潔市 39,000 922 綾川町 41,000 989 新宮町 62,000 855 新見市 44,000 923 多度津町 43,000 990 柏屋町 62,000 856 施前市 40,000 924 まんのう町 50,000 991 水春町 40,000 857 瀬戸市市 48,000 925 愛媛県市 47,000 993 遠賀町 45,000 859 東庭市 44,000		岡山県	53,000	914	坂出市	48,000		みやま市	43,000
849 津山市 47,000 917 さめき市 38,000 985 平美町 52,000 850 王野市 41,000 918 東かがわ市 44,000 986 韓栗町 63,000 852 井原市 44,000 920 三木町 43,000 988 須寮町 50,000 985 東美町 62,000 985 東美町 62,000 985 東美町 62,000 985 東美町 62,000 985 藤美町 62,000 985 藤美町 62,000 985 藤美町 62,000 985 藤美町 62,000 985 新客町 64,000 990 柏屋町 62,000 991 水泰町 40,000 991 水泰町 40,000 992 同垣町 40,000 992 同垣町 40,000 992 同垣町 40,000 993 連賃町 45,000 994 蘇季町 31,000 995 孫都町 31,000 995 孫都町 56,000 995 孫都町 56,000 996 大万港町 53,000 997 広川町 52,000 996 大万港町 53,000 997 広川町 52,000 998 川崎町 23,000 998 月崎町 27,000 998 月崎町 27,000 999 福賀町 27,000 998 月崎町 23,000 996 大万港町 52,000 997 広川町 52,000 998 月崎町 27,000 999 福賀町 27,000 999 福賀町 27,000 999 福賀町 27,000 996 大万港町 56,000 997 広川町 52,000 998 月崎町 23,000				-			-		
850 王野市 41,000 918 東がかわ市 44,000 986 篠東町 63,000 851 笠向市 44,000 920 三木町 43,000 988 瀬恵町 62,000 985 瀬恵町 44,000 921 字多津町 60,000 989 新宮町 64,000 985 瀬恵町 64,000 985 瀬恵町 64,000 985 瀬恵町 64,000 985 新恵町 64,000 985 新恵町 64,000 985 新恵町 64,000 985 新宮町 64,000 985 新恵町 64,000 985 新恵町 64,000 985 新恵町 64,000 985 新恵町 64,000 985 新宮町 64,000 995 新宮町 64,000 995 沈京町 64,000 996 沈京町 64,000 99				_			-		
851 笠岡市 46,000 919 三皇市 44,000 987 恋免町 62,000 62,000 62,000 6353 総社市 47,000 921 字多津町 60,000 989 新宮町 64,000 62,000				-	******		- Janean Commission Co		
882							_		
853 総社市 47,000 921 字多津町 60,000 989 新宮町 64,000 955 新見市 44,000 922 綾川町 41,000 990 柏屋町 62,000 955 新見市 44,000 923 多度津町 43,000 991 永寿町 40,000 957 瀬戸内市 48,000 925 炭焼煙 47,000 993 速賃町 45,000 995 炭焼町 31,000 858 赤磐市 39,000 926 松山市 50,000 994 数手町 31,000 859 真庭市 44,000 927 今治市 45,000 995 炭荒町 56,000 860 英作市 38,000 928 字和島市 46,000 996 大刀洗町 53,000 861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島市 58,000 931 西条市 47,000 999 福賀町 27,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 999 福賀町 27,000 865 竹原市 40,000 933 伊子市 45,000 1,000 苅田町 41,000 866 三原市 49,000 935 西子市 40,000 1,000 枚宜県 48,000									
854 高沢市 39,000 922 設川町 41,000 990 拾屋町 62,000 855 新見市 44,000 923 多度津町 43,000 991 水寿町 40,000 856 備前市 40,000 924 まんのう町 50,000 992 同短町 40,000 857 瀬戸内市 48,000 925 炭焼煙 47,000 993 速賃町 45,000 995 英亩町 31,000 859 真底市 44,000 927 今治市 45,000 996 大刀洗町 56,000 860 英作市 38,000 928 宇和島市 46,000 996 大刀洗町 53,000 861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島市 58,000 931 西条市 47,000 999 福賀町 27,000 864 呉市 48,000 932 大河市 46,000 999 福賀町 27,000 866 三原市 49,000 936 西条市 45,000 1,000 瀬田町 41,000 866 三原市 49,000 935 西子市 46,000 1,000 枚宜県 48,000				-			1		
855 新見市 44,000 923 多度津町 43,000 991 水春町 40,000 856 施育市 40,000 924 ま人のう町 50,000 992 間短町 40,000 857 瀬戸内市 48,000 925 炭焼燒県 47,000 993 速賃町 45,000 858 赤磐市 39,000 926 松山市 50,000 994 数手町 31,000 859 真庭市 44,000 927 今治市 45,000 995 残育町 56,000 860 英作市 38,000 928 宇和島市 46,000 996 大刀洗町 53,000 861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島県 54,000 930 新居浜市 46,000 998 川崎町 23,000 863 広島市 58,000 931 西泉市 47,000 999 福智町 27,000 864 呉市 48,000							$\overline{}$		
856 後前市 40,000 924 まんのう町 50,000 992 同短町 40,000 857 瀬戸内市 48,000 925 炭焼煙 47,000 993 速貨町 45,000 858 赤磐市 39,000 926 松山市 50,000 994 数手町 31,000 859 爽座市 44,000 927 今治市 45,000 995 残割町 56,000 860 英作市 38,000 928 宇和島市 46,000 996 大刀洗町 53,000 861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島市 58,000 930 新居浜市 46,000 998 川崎町 23,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 999 福智町 27,000 866 江原市 40,000 933 伊子市 45,000 1,000 対田町 41,000 866 江原市 49,000 935 西子市 46,000 1,000 枚宜県 48,000				-					
858 赤磐市 39,000 926 松山市 50,000 994 数手町 31,000 859 真庭市 44,000 927 今泊市 45,000 995 就前町 56,000 860 美作市 38,000 928 宇和島市 46,000 996 大刀洗町 53,000 861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島県 54,000 930 新居浜市 46,000 998 川崎町 23,000 863 広島市 58,000 931 西条市 47,000 999 福賀町 27,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 1,000 効田町 41,000 865 竹原市 40,000 933 伊予市 45,000 1,001 みやこ町 26,000 866 三原市 49,000 935 西予市 40,000 1,003 後上町 28,000 867 屋道市 45,000	856		www.www.www.ww.ww.ww.ww.ww.ww.ww.ww.ww.	924	***************************************		992		
859 真底市 44,000 927 今泊市 45,000 996 就幹町 56,000 860 美作市 38,000 928 宇和島市 46,000 996 大刀洗町 53,000 861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島県 54,000 930 新居浜市 46,000 998 川崎町 23,000 863 広島市 58,000 931 西泉市 47,000 999 福賀町 27,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 1,000 労田町 41,000 865 竹原市 40,000 933 伊予市 45,000 1,001 みやこ町 26,000 866 三原市 49,000 935 西子市 40,000 1,003 佐資県 48,000	857	瀬戸内市	48,000	925	愛媛県	47,000	993	速質町	45,000
860 美作市 38,000 928 宇和島市 46,000 996 大刀洗町 53,000 861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島県 54,000 930 新居浜市 46,000 998 川崎町 23,000 863 広島市 58,000 931 西泉市 47,000 999 福賀町 27,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 1,000 労田町 41,000 865 竹原市 40,000 933 伊予市 45,000 1,001 みやこ町 26,000 866 三原市 49,000 935 西子市 40,000 1,003 佐賀県 48,000	858	赤磐市	39,000	926	松山市	50,000	994	数手町	31,000
861 浅口市 49,000 929 八幡浜市 34,000 997 広川町 52,000 862 広島県 54,000 930 新居浜市 46,000 998 川崎町 23,000 863 広島市 58,000 931 西泉市 47,000 999 福智町 27,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 1,000 対田町 41,000 865 竹原市 40,000 933 伊子市 45,000 1,001 みやこ町 26,000 866 三原市 49,000 936 西国中央市 46,000 1,002 禁上町 28,000 867 尾道市 45,000 935 西子市 40,000 1,003 佐賀県 48,000		真庭市		927	今治市			犹賴町	56,000
862 広島県 54,000 930 新居浜市 46,000 998 川崎町 23,000 863 広島市 58,000 931 西条市 47,000 999 福智町 27,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 1,000 労田町 41,000 865 竹原市 40,000 933 伊予市 45,000 1,001 みやこ町 26,000 866 三原市 49,000 934 四国中央市 46,000 1,002 築上町 28,000 867 屋道市 45,000 935 西予市 40,000 1,003 佐賀県 48,000				_					
863 広島市 58,000 931 西泉市 47,000 999 福智町 27,000 864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 1,000 苅田町 41,000 865 竹原市 40,000 933 伊予市 45,000 1,001 みやこ町 26,000 867 屋道市 45,000 935 西予市 40,000 1,003 按上町 28,000 867 屋道市 45,000 935 西予市 40,000 1,003 枚資県 48,000				-					
864 呉市 48,000 932 大洲市 46,000 1,000 労田町 41,000 865 竹原市 40,000 933 伊予市 45,000 1,001 みやこ町 26,000 866 三原市 49,000 934 四国中央市 46,000 1,002 築上町 28,000 867 屋道市 45,000 935 西予市 40,000 1,003 佐賀県 48,000							_		
865 竹原布 40,000 933 伊予布 45,000 1,001 みやこ町 26,000 866 三原市 49,000 934 四国中央市 46,000 1,002 第上町 28,000 867 屋道市 45,000 935 西予市 40,000 1,003 佐賀県 48,000				-			-		
866 三原市 49,000 934 四国中央市 46,000 1,002 築上町 28,000 867 屋道市 45,000 935 西予市 40,000 1,003 佐賀県 48,000				_					
867 尾道市 45,000 935 西子市 40,000 1,003 佐貨県 48,000				-			-	-	
				-					
F 020. [1994] 1994] 1994] 1994] 1994] 1994 [1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
869 府中市 46,000 937 松前町 46,000 1,005 唐津市 44,000				_			-		

No	自治体	基準額 (円)
1,006	鳥栖市	51,000
1,007	多久市	39,000
1,008	伊万里市	39,000
1,009	武雄市	48,000
1,010	提島市	45,000
1,011	小城市	54,000
1,012	· 她野市	41,000
1,013	神埼市	46,000
1,014	古野ヶ里町	48,000
1,015	基山町	47,000
1,016	みやき町・	51,000
1,017	有田町	44,000
1,018	白石町	40,000
1,019	長崎県	47,000
1,020	長崎市	50,000
1,021	佐世保市	46,000
1,022	島原市	45,000
1,023	練早市	49,000
1,024	大村市	46,000
1,025	平戸市	36,000
1,026	松浦市	35,000
1,027	対馬市	35,000
1,028	. 密枝市	37,000
1,029	五島市	37,000
1,030	西海市	26,000
1,031	要負者	38,000
1,032	南島原市	39,000
1,033	長与町	58,000
1,034	時津町	60,000
1,035	新上五島町	30,000
1,036	施本県	47,000
	無本市	
1,037		51,000
1,038	八代布	43,000
1,039	人吉市	40,000
1,040	荒尾市	43,000
1,041	水俣市	32,000
1,042	王名市	44,000
1,043	山鹿市	38,000
		10.000
1,044	菊池市	40,000
1,044		45,000
1,045	宇土市	45,000
1,045	宇土市 上天草市	45,000 36,000
1,045 1,046 1,047	宇土市 上天草市 宇城市	45,000 36,000 42,000
1,045 1,046 1,047 1,048	学上市 上天草市 宇城市 阿蘇市	45,000 36,000 42,000 40,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049	学上市 上天章市 宇城市 阿蘇市 天草市	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050	学上市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051	字上市 上天草市 字城市 阿蘇市 天草市 合志市 長州町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052	字上市 上天草市 字城市 阿蘇市 天草市 合志市 長洲町 大津町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053	学上市 上天草市 字城市 阿蘇市 天草市 合志市 長洲町 大津町 菊陽町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052	学上市 上天草市 字城市 阿蘇市 天草市 合志市 長洲町 大津町 菊陽町 御船町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053	学上市 上天草市 字城市 阿蘇市 天草市 合志市 長洲町 大津町 菊陽町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000
1,045 1,046 1,047 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054	学上市 上天草市 字城市 阿蘇市 天草市 合志市 長洲町 大津町 菊陽町 御船町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055	学上市 上天草市 字城市 阿蘇市 天草市 合志市 長州町 大津町 衛船町 遊城町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056	学上市 上天草市 字城市 河豚草市 一次草市 一次草市 一次草町 大津町 新町 山都町 山都町 山都町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057	学上市 上天草市 字城市 河縣市 天草市市 合長州市 大津陽町 (山田町) 山部町 山部町 百七町 百七町 百七町 山田町 山部町 百七町 山田町 山田町 山田町 山田町 山田町 山田町 山田町 山田町 山田町 山田	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,058	学上市 上天草市 宇城市 戸草市 一京都市 一京都市 一京都町 一京都町 一部町 一部町 一部町 一部町 一部町 一部町 一部町 一部町 一部町 一部	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 43,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060	学上市 上天草市 宇城郡市 下京都市市市市 天 市 長州津陽町 大 東	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 51,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060 1,061	学上市市 宇文章市 宇文章市 宇文章市 東京市市市市 東京市市市市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 51,000 44,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060 1,061 1,062	学上本市 宇文章 市市 宇文章 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 40,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 51,000 44,000 47,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060 1,061 1,062	学上本市 宇文城縣市 宇文城縣市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市町町町町町町町町町町町町町町町町町町	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 47,000 44,000 47,000 44,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060 1,061 1,062 1,063 1,063 1,064	学上草市 宇文城縣市 宇文城縣市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 51,000 47,000 47,000 44,000 47,000 44,000 47,000 45,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060 1,061 1,062 1,063 1,064 1,063 1,064 1,063 1,064 1,066 1,063 1,064 1,066 1,	学上草市 宇文城縣草 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 51,000 47,000 47,000 47,000 44,000 47,000 44,000 47,000 43,000 43,000 43,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060 1,061 1,062 1,063 1,064 1,063 1,064 1,065 1,066	学上草市 宇文城縣草 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 51,000 47,000 47,000 47,000 47,000 47,000 47,000 48,000 47,000 48,000 47,000 48,000 48,000 48,000 48,000 48,000 48,000 48,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,060 1,061 1,062 1,063 1,064 1,065 1,066 1,066 1,066 1,066 1,066	学上草市 宇天城縣草市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000 43,000 47,000 41,000 47,000 41,000 41,000 41,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,059 1,060 1,061 1,062 1,063 1,064 1,063 1,064 1,065 1,066	学上草市 宇天城縣草市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 47,000 44,000 47,000 45,000 43,000 45,000 41,000 41,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,060 1,061 1,062 1,063 1,064 1,065 1,066 1,066 1,066 1,066 1,066	学上草市 宇天城縣草市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000 43,000 47,000 41,000 47,000 41,000 41,000 41,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,060 1,061 1,062 1,063 1,064 1,065 1,066 1,068 1,	学上草市 宇天城縣草市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 47,000 44,000 47,000 45,000 43,000 45,000 41,000 41,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000 43,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,056 1,060 1,061 1,063 1,064 1,066 1,066 1,066 1,066 1,067 1,068 1,068 1,069	学上草市 宇天城縣草 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 43,000 47,000 47,000 44,000 47,000 45,000 43,000 45,000 41,000 43,000 43,000 35,000 35,000 36,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,060 1,061 1,062 1,063 1,064 1,065 1,066 1,066 1,067 1,068 1,069 1,069 1,069 1,070	学上草市 宇天城縣草市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 47,000 47,000 47,000 43,000 47,000 45,000 43,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,066 1,061 1,063 1,064 1,066 1,066 1,066 1,066 1,067 1,068 1,069 1,069 1,070 1,071	学工事市 宇天城縣草市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000 47,000 47,000 41,000 47,000 45,000 43,000 45,000 45,000 45,000 35,000 35,000 35,000 35,000 35,000 37,000
1,045 1,046 1,047 1,048 1,049 1,050 1,051 1,052 1,053 1,054 1,055 1,056 1,057 1,058 1,060 1,061 1,063 1,064 1,066 1,066 1,066 1,067 1,068 1,069 1,069 1,070 1,070 1,071 1,072	学工事市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	45,000 36,000 42,000 42,000 37,000 53,000 46,000 49,000 49,000 34,000 57,000 31,000 38,000 47,000 47,000 47,000 45,000 45,000 43,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000 45,000

ND ND	自治体	基準額 (円)
1,076	宮崎県	43,000
1,077	雲崎市	48,000
1,078	都城市	41,000
1,079	延問者	41,000
1,080	日南市	38,000
1,081	小林市	45,000
1,082	日向市	41,000
1,083	- 単間市	38,000
1,084	造都市	34,000
1,085	えびの市	31,000
1,086	三般町	39,000
1,087	国家町	36,000
1,088.	高鍋町	35,000
1,089	新富町	38,000
1,090	川南町	32,000
1,091	P9/1(#)	35,000
1,092	庭児島県	44,000
1,093	庭児島市	51,000
1,094	鹿屋市	39,000
1,095	税格市	38,000 34,000
1,096	四久根市:	
1,097	お客市 お客市	37,000 37,000
1,099	西之表市	34,000
1,100	垂水市	32,000
1,101	確摩川内市	42,000
1,102	日置布	40.000
1,103	告於市	37,000
1,104	森島市	37,000
1,105	いちき串木野市	37,000
1,106	南さつま市	38,000
1,107	志布志市	39,000
1,108	- 電英市	37,000
1,109	南九州市	33,000
1,110	伊佐市	29,000
1,111:	始良市	44,000
1,112	さつま町	29,000
. 1,113	肝付町	29,000
1,114	沖縄県	52,000
1,115	那覇市	55,000
1,116	宣野湾市	53,000
1,117	石垣市 満添市	51,000
1,119	名護市	54,000 47,000
1,120	光満市	48,000
1,121	沖縄市	48,000
1,122	登見城市	53,000
1,123	うるま市	50,000
1,124	富古島市	42,000
1,125	消绒市	49,000
1,126	読谷村	60,000
1,127	北谷町	61,000
1,128	北中城村	59,000
1,129	中城村	59,000
1,130	西原町	51,000
	与那原町	51,000
1,131		
1,131 1,132 1,133	南風原町 八重瀬町	56,000 55,000

保育対策総合支援事業費補助金調書

都道府県名

F	<u>s</u>			地方公共団体							
Ė		補助率		歳入		歳出				備考	
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額	支出済額	うち国庫補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

(注)

- 1. 「科目」欄は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 2. 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

<	番	号	>
令和	年	月	日

こども家庭庁長官 殿

○ ○ 都道府県知事

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日こ成保第※号により交付決定を受けた令和 年度保育対策総合支援事業費補助 金について令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱6の(8)の規定に基づき、下記の とおり報告する。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく 確定額又は事業実績報告による精算額

金

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要 国庫補助金等返還相当額)

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が 把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

< 番 号 > 令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

\bigcirc	\bigcirc	都道原	可県知事
\smile	\sim) //\ //H

○○市町村長

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助金交付申請額 金 円 (※間接補助がある場合、その金額も合わせて記載すること)
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表(別表)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(別表1)
- 4 保育対策総合支援事業費補助金内訳書(別表2)
- 5 変更申請の場合は、1にかかわらず次の通りとする。

申請额金円(A)

前回までの交付決定額 金 円 (B)

差引今回変更増△減額 金 円 (A) - (B)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備 考欄に明記すること。)
- (2) その他参考となる資料

< 番 号 > 令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

○○道府県知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書

●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表

市町村名	国庫補助基本額	国庫補助所要額
10411170	四并而列金个职	四件 III 夕川
合計(市町村分)		

< 番 号 > 令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

東京都知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の交付申請書(市町村分)の提出について

標記について、別添のとおり市町村の申請書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付申請書

●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額市町村別内訳表

東京都

市町村名	国庫補助基本額	国庫補助所要額
合計 (市町村分)		

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付決定通知書

〇 ○ 市 町 村

令和 年 月 日第※号で申請のあった令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、令和 年 月 日こ成保第※号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

○○都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日こ成保 第※号こども家庭庁長官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」(以下「交付 要綱」という。)の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載 のとおりである。
- 2 事業に要する経費及びこの補助金の額は別紙のとおりである。 ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費金円補助金の額金円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、別紙のとおりである。
- 4 この補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 5 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定に よる申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

令和 年度 保育対策総合支援事業費補助金交付決定調書

(直接補助事業分)

事 業 名	事業に要する経費	補助金の額
保育士資格等取得支援事業	円	円
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)		
保育人材等就職・交流支援事業(保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援		
事業)		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育所支援センター設置運営事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業 (国負担割合2分の1)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵		
民有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入		
れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(安全対策事業(ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を		
行う事業))		
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		
合 計		

(間接補助事業分)

(川技術の芋未刀)		
事 業 名	事業に要する経費	補助金の額
	円	F
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)		
保育人材等就職・交流支援事業(保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援		
事業)		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業(保育所設置促進事業)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(認可化移行移転費等)		
民有地マッチング事業(コーディネーターの配置支援)		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
27 - 1 / D - + 1 - 20, a / b / 1 - ch A + 1 / b = 2 / b		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入		
れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(安全対策事業(睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う		
事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業))		
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業	_	
合 計		

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金変更交付決定通知書

〇 市 町 村

令和 年 月 日第※号で交付決定の通知をした令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、令和 年 月 日第※号申請に基づき、令和 年 月 日こ成保第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により令和 年 月日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。)

※()内は返還がある場合

令和 年 月 日

○ 都道府県知事

- 1 この補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、令和※年※月※日こ成保第 ※号こども家庭庁長官通知の別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の3に規定する事業であり、その内容は令和 年 月 日第※号申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は別紙のとおりである。

事業に要する経費金円内今回増加(減少)額金円補助金の額金円内今回追加交付(一部取消)額金円

3 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

令和 年度 保育対策総合支援事業費補助金変更交付決定調書

市町村名	
------	--

(直接補助事業分)

事 業 名	事業に要する経費	補助金の額
	円	Ħ
保育士資格等取得支援事業		
保育士試験追加実施支援事業		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)		
保育人材等就職・交流支援事業(保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援		
事業)		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育所支援センター設置運営事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵		
守助言指導費、認可化移行移転費等)		
民有地マッチング事業		
広域的保育所等利用事業		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
医療的ケア児保育支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入		
れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(安全対策事業(ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を		
行う事業))		
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業		
放課後居場所緊急対策事業		
小規模多機能・放課後児童支援事業		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		
숌 計		

(間接補助事業分)

事 業 名	事業に要する経費	補助金の額
	円	円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ		
保育士宿舎借り上げ支援事業		
保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)		
保育人材等就職・交流支援事業(保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援		
事業)		
保育体制強化事業		
保育補助者雇上強化事業		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業		
保育士・保育の現場の魅力発信事業		
保育士修学資金貸付等事業		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)		
保育所等改修費等支援事業(国負担割合2分の1)		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業(保育所設置促進事業)		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(認可化移行移転費等)		
民有地マッチング事業(コーディネーターの配置支援)		
保育利用支援事業		
3歳児受入れ等連携支援事業		
家庭支援推進保育事業		
認可外保育施設の衛生・安全対策事業		
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入		
れ支援事業以外)		
保育環境改善等事業(安全対策事業(睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う		
事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業))		
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業)		
新たな待機児童対策提案型事業		
認可外保育施設改修費等支援事業		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		
合計		

< 番 号 > 令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

- 都道府県知事
- ○○市町村長

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付決定された標記の事業を完了したので、その 事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表(別表)
- 2 保育対策総合支援事業費補助金精算書(別表1)
- 3 保育対策総合支援事業費補助金内訳書(別表2)

(添付資料)

- (1) 当該年度の歳入歳出決算書(見込書)抄本
- (2) その他参考となる資料

< 番 号 > 令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

○ 道府県知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日こ成保第※号により交付された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、取りまとめの上提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表

道府県名

市町村名	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	返納額
合計(市町村分)				
	l		l	

^{※「}返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式10

 < 番 号 >

 令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

東京都知事

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金の事業実績報告書(市町村分)の提出について

令和 年 月 日こ成保第※号により交付された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金について、別添のとおり市町村の事業実績報告書を受理したので、提出する。

(添付資料)

- 1 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表
- 2 令和 年度保育対策総合支援事業費補助金事業実績報告書

●●市外 ●市町村分

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助精算額市町村別内訳表

東京都

市町村名	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	返納額
合計 (市町村分)				
	ᄵᇝᄼᅩᆄᅩᄀᆌᄼᄓᄮᄿᄛ		l	<u> </u>

^{※「}返納額」欄は、返納金がある場合には当該額を、返納金がない場合は「0」を記入すること。

別紙様式11

< 番 号 >

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金交付額確定通知書

〇 ○ 市 町 村

令和 年 月 日こ成保第※号をもって交付決定された令和 年度保育対策総合支援事業費補助金については、令和 年 月 日第2000号事業実績報告に基づき、令和 年 月 日こ成保第2000号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

(なお、超過交付となった金 円については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。)

※()内は返還がある場合

令和 年 月 日

○ 都道府県知事

(施行注意)

()内の字句は返還が生じた市町村においてのみ使用するものとする。

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

都道府県名	

(千円)

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
都道府県事業 (直接補助)	0	0
都道府県間接補助事業	0	0
合 計	0	0

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助所要額総括表

都道府県名	
市町村名	

(千円)

	国庫補助基本額	国庫補助所要額
市町村事業(直接補助)	0	0
市町村間接補助事業	0	0
合 計	0	0

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県事業・直接補助)

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
	① 円	② 円	③ (①-②) 円	4 H	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	9	
保育士資格等取得支援事業				П			П	1/2	П	
保育士試験追加実施支援事業								1/2		
 ※ 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								1/2		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2		
保育士・保育所支援センター設置運営事業								1/2		
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2		
※ 保育士修学資金貸付等事業								9/10		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、 助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費)								1/2		
※ 民有地マッチング事業								1/2		
※ 医療的ケア児保育支援事業								1/2		
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業								1/2		
保育環境改善等事業(安全対策事業(ICTを活用した子ども の見守りに必要な機器の購入を行う事業))								1/2		
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2		
待機児童対策協議会推進事業								1/2		
新たな待機児童対策提案型事業								10/10		
※ 認可外保育施設改修費等支援事業		_		_		_		1/2		
保育士等の処遇改善取得促進等事業								1/2		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
- 5. ⑨欄及び⑩欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(市町村事業・直接補助)

都道府県名	
市町村名	

事業名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
	① 円	② H	3 (1)-2) H	<u>4</u>	⑤ 円	⑥ 円	① 円	8 円	9 H	① (8-9)
保育士資格等取得支援事業 ※##定都市・中核市のみ	1,1	1,7	1 1		13	''	1 3	1/2	1,	- 13
保育士試験追加実施支援事業 ※海滨都市のみ								1/2		
※ 保育士宿舎借り上げ支援事業								1/2		
保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)								1/2		
保育人材等就職・交流支援事業(保育士等のキャリアアップ構築のため								3/4		
の人材交流等支援事業)										
※ 保育補助者雇上強化事業								3/4		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2		
保育士・保育所支援センター設置運営事業 ※撤定都市・中核市のみ								1/2		
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2		
※ 保育士修学資金貸付等事業 ※指定要求のみ								9/10		
※ 保育所等改修費等支援事業 (国負担割合3分の2)								2/3		
※ 保育所等改修費等支援事業 (国負担割合2分の1)								1/2		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導 ※								1/2		
費、指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等)										
※ 民有地マッチング事業								1/2		
※ 広域的保育所等利用事業								1/2		
※ 保育利用支援事業								1/2		
※ 3歳児受入れ等連携支援事業								1/2		
※ 医療的ケア児保育支援事業 ※指定都市・中核市のみ								1/2		
※ 家庭支援推進保育事業								1/2		
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								1/3		
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等に								1/3		
※ おける乳幼児受入れ支援事業以外) ※指定都市・中核市のみ										
保育環境改善等事業(安全対策事業(ICTを活用した子どもの見守りに必								1/2		
一 要な機器の購入を行う事業))										
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受※								1/2		
人れ支援事業)										
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2		
※ 放課後居場所緊急対策事業								1/3		
※ 小規模多機能・放課後児童支援事業								1/3		
新たな待機児童対策提案型事業								10/10		
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2		
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業								1/2		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
- 5. ⑨欄及び⑩欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県間接補助事業)

1. 都道府県(合計)

1. 都追附県(合計)											
事業名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
	1	2	3 (1-2)	4	(5)	6	7	8	9	10	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業									1/2		
保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								※ 1	₩ 2		
※ 保育体制強化事業											
※ 保育補助者雇上強化事業											
保育士や保育事業者等への巡回支援事業									1/2		
保育士・保育の現場の魅力発信事業									1/2		
保育士修学資金貸付等事業								* 1	※ 2		
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※ (都市部における保育所等への賃借料支援事業:財政力指数1.0超の市 町村及び特別区)											
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (都市部における保育所等への賃借料支援事業:上記以外の市町村)											
民有地マッチング事業								* 1	₩ 2		
※ 医療的ケア児保育支援事業											
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業											
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業											
保育環境改善等事業 (安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間における乳幼児受入れ支援事業以外)											
※ (1)基本改善事業											
※ (2)環境改善事業											
保育環境改善等事業(安全対策事業(睡眠中の事故防止対 策に必要な機器の購入等を行う事業、ICTを活用した子 どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業))								※ 1	* 2		
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業											
新たな待機児童対策提案型事業 ②の事業								※ 1	* 2		
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業											
認可外保育施設改修費等支援事業								※ 1	※ 2		
合計								0	0	0	0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。
- 5. ※については、上記に関わらず、①から⑨の各欄には各市町村の合計を記載すること。
- 6. ⑩欄及び⑪欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(都道府県間接補助事業)

都道府県名	
市町村名	

2. 都道府県(市町村分)

												1
事業名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑥×3/4)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
	1	2	3 (1-2)	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
※ 保育体制強化事業												
※ 保育補助者雇上強化事業												
都市部における保育所等への賃借料等支援事業												
※ (都市部における保育所等への賃借料支援事業:財												
政力指数1.0超の市町村及び特別区)												
都市部における保育所等への賃借料等支援事業												
※ (都市部における保育所等への賃借料支援事業:上												
記以外の市町村)												
※ 医療的ケア児保育支援事業												
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業												
認可外保育施設の衛生・安全対策事業												
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童ク												
ラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以												
外)												
(1) 基本改善事業												
(2) 環境改善事業 ①~⑥の事業												
保育環境改善等事業(安全対策事業(睡眠中の事故												
防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、ICT												
を活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行												
う事業))												
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業												
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、別表2の各事業で定める選定額に乗じる割合(3/4等)を⑥に乗じた金額を記載すること。
- 3. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ※については、上記に関わらず、①欄から⑩欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。
- 6. ⑪欄及び⑫欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(市町村間接補助事業)

都道府県名	
市町村名	

1. 市町村

_ 1. 市町村											
事業名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額
	1	2	3 (1-2)	4	5	6	7	8	9	10	11 (9-10)
	円	円	円	円	円	円	H	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業 ※指定都市・中核市のみ								₩ 1	₩ 2		
※ 保育士宿舎借り上げ支援事業											
保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)											
保育人材等就職・交流支援事業(保育士等のキャリアアップ構築のための人材											
交流等支援事業)		_									
※ 保育体制強化事業								₩ 1	※ 2		
※ 保育補助者雇上強化事業								※ 1	¥ 2		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業											
保育士・保育の現場魅力発信事業											
保育士修学資金貸付等事業									¥ 2		
保育所等改修費等支援事業(家庭的保育改修費等を除く) ※								 ₩ 1	¥ 2		
《 国負担割合3分の2)											
保育所等改修費等支援事業 (家庭的保育改修費等を除く)								₩1	※ 2		
《国負担割合2分の1)											
※ 家庭的保育改修費等(国負担割合3分の2)								₩1	※ 2		
※ 家庭的保育改修費等(国負担割合2分の1)								₩1	※ 2		
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業(保育所設置促進事業)								₩1	※ 2		
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(認可化移行移転費等)								₩ 1	※ 2		
※ 民有地マッチング事業(コーディネーターの配置支援)								₩1	※ 2		
※ 保育利用支援事業								₩ 1	※ 2		
※ 3歳児受入れ等連携支援事業 ①の事業								₩ 1	※ 2		
※ 家庭支援推進保育事業								 ₩ 1	¥2		
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								※ 1	¥2		
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳 ※								 ₩ 1	¥ 2		
幼児受入れ支援事業以外)※指定都市・中核市のみ											
保育環境改善等事業(安全対策事業(睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購								₩1	※ 2		
※ 入等を行う事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う											
事業))											
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支 ※								₩ 1	₩ 2		
援事業)								1			
※ 新たな待機児童対策提案型進事業								 ₩ 1	¥ 2		
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								₩ 1	₩ 2		
※ 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業								 ₩ 1	₩ 2		
合計								0	0	0	0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。
- 5. ⑩欄及び⑪欄については、交付要綱の8による変更申請手続の他は斜線を引くこと。

1-1 保育士資格等取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分)

都道府県・指定都市・中核市名

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
			1	2
I 保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4)保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
Ⅱ保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
		人	円	PI PI
合 計		0	0	0

1-2 保育士資格等取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事業分)

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
			1	2
I 保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計		人 0	円 0	円 0

都道府県	f県・指定都7

2 保育士試験追加実施支援事業

都道府県・指定都市名

対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	2
円	円

※支出を予定している具体的内容が確認できる書類を添付すること。

3-1 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名	
都道府県名	

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9 (8×1/2)
	円	円	円	Ħ	円	円	円	円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
か所	円	円	円	円	円	円	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

3-2 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業(都道府県間接補助事業分)

都道府県	2夕	

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	
	H	円	円	H	円	円	円	H	Ħ
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3.⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

4-1 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村事業・直接補助分)

都道府県名	
市町村名	

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9 (8×1/2)	10	(1)
ア			0			0	0	0		
1			0			0	U	U		
ア			0			0	0	0		
1			0			0		U		
ア			0			0	0	0		
1			0			0	U	U		
ア			0			0	0	0		
1			0			0	0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1.②欄から⑦欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑪欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

4-2 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑦×3/4)	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
	1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	10 (9×1/2)	(1)	(2)
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
か所		円	円	円	円	円	円	Ħ	円	円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

4-3 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑦×3/4)	市町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
	1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	10	① (①×2/3)	(12)	13
	ア			0			0	0		0			
	1			0			0	0			U		
	ア			0			0	0			0		
	1			0			0	0			0		
	ア			0			0	0			0		
	1			0			0	0			U		
	ア			0			0	0			0		
	1			0			0	0			0		
か所		円	円	円	円	円	円	H	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1.②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ③欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

4-4 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑦×3/4)	(8×3/4)	市町村補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
	1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	(10)	(1)	(1) × 2/3)	13	(14)
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0	0 0	0			
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑪欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ②欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

^{1.} ②欄から③欄まで、令和 2 年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。

5-1 保育人材等就職・交流支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
	1	2	3 (1-2)	4	5	6
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築						
のための人材交流等支援事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

5-2 保育人材等就職・交流支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
	1	2	3 (1-2)	4	(5)	6
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築 のための人材交流等支援事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

6-1 保育体制強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者 配置数	スポット支援員 配置数
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	① (⑨×1/2)	(1)	(14)
	円	円	円	H	円	円	円	円	円	人	人
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、①欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

6-2 保育体制強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者 配置数	スポット支援員 配置数
1	2	3	4 (2-3)	5	6	7	8	9	(10)	① (⑩×2/3)	(12)	13
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
か所	Ħ	円	Ħ	Ħ	円	円	Ħ	円	Ħ	Ħ	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ①欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7-1 保育補助者雇上強化事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者 配置数	有資格保育補助者 配置数	有資格保育補助者 の採用年月日
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9 (8×3/4)	10	11)	(2)
	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
か所	円	円	円	H	円	円	円	円	人	人	_
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

^{1.} ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

^{2.} ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7-2 保育補助者雇上強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名	
미베까스	

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者 配置数	有資格保育補助者 配置数	有資格保育補助者 の採用年月日
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	(10 (9×3/4)	(1)	(12)	(3)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
か所	円	円	円	H	円	円	H	※1 円	※2 円	人	人	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7-3 保育補助者雇上強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×7∕8)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者 配置数	有資格保育補助者 配置数	有資格保育補助者 の採用年月日
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	10	① (⑩×6/7)	12	(13)	(14)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		人 0	

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑪欄には、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

都道府県

8-1 保育士や保育事業者等への巡回支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

市町村名

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	1	2
(1)保育士への巡回支援		
(2) 保育事業者への巡回支援		
(3) 放課後児童クラブへの巡回支援		
(4)魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
(5) 自己評価に係る地域協議会		
合 計	円 0	円 0

8 - 2	保育士や保育事業者等々	への巡回支援事業	(都道府県、	市町村間接補助事業分
-------	-------------	----------	--------	------------

都道府県名	
市町村名	

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	1	2
(1)保育士への巡回支援		
(2) 保育事業者への巡回支援		
(3) 放課後児童クラブへの巡回支援		
(4)魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
(5) 自己評価に係る地域協議会		
<u>수</u> 計	円 0	円 0

都道府県 指定都市 名 中 核 市

9 保育士・保育所支援センター設置運営事業

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	就職件数(見込み)	求人・求職件数(見込み)
	1	2	3	4
保育士・保育所支援センター開設運営経費				
保育士再就職支援コーディネーター雇上費				
保育士キャリアアドバイザー雇上費				
再就職支援及び雇用管理改善経費				
潜在保育士の把握及びセンター認知度向上のため の経費				
保育士登録簿を活用した就職促進経費				
マッチングシステム導入・改修のための経費				
放課後児童支援員の人材確保支援のための経費				
	円	円	人	件
合 計	0	0	0	0

都道府県

10-1 保育士・保育の現場の魅力発信事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

市町村名

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	1	2
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信		
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置		
	円	円
合 計	0	0

10-2 保育士・保育の現場の魅力発信事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

都道府県

市町村名

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	1	2
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信		
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置		
合 計	円 0	円 0

11-1 保育士修学資金貸付等事業(直接補助事業分)

都道府県	夕	
指定都市	-	

			総事業費	寄付金その他の収入予 定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は 貸付事業所数	貸付金額
			1	2	3 (1-2)	4	(5)	6	7	® (⑦×9/10)	9	10
	(1)	基本額			0				/	/		
保育士修学資金貸付		入学準備金			0			/	/	/ [
体月上沙士貝亚貝门	(2) 加算額	就職準備金			0				/	/		
		生活扶助加算			0					/		
	(3) 就職準備	前金のみの貸付			0			/	/	/		
•	保育補助者雇上費貸付				0			/	/	/		
未就学児を打	寺つ保育士に対する保育料	4の一部貸付			0				/	/		
	就職準備金貸付				0					/		
未就学児を持つ保育士の予	子どもの預かり支援事業利	用料金の一部貸付			0					/		
	貸付事務費				0			/	/	V 1		
	合 計		円	円	円	円	円	円	円	円	人	H
	□ BI		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

11-2 保育士修学資金貸付等事業 (間接補助事業分)

祁道	府	県	
き宝	刼	#	2

間接補助事業者名

			総事業費	寄付金その他の収入予定 額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	都道府県等 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は 貸付事業所数	貸付金額
			1	2	3 (1-2)	4	(5)	6	7	8	9	(10)	(1)
	(1)	基本額				0				/	/		
保育士修学資金貸付		入学準備金				0			/	/	/		
休日工炒于貝並貝门	(2) 加算額	就職準備金				0		/		/	/ [
		生活扶助加算				0					/ [
	(3) 就職準·	備金のみの貸付				0					/ [
	保育補助者雇上費貸付				0								
未就学児を	持つ保育士に対する保育料	斗の一部貸付			0						/ [
	就職準備金貸付				0								
未就学児を持つ保育士	この子どもの預かり支援事	業利用料金の一部貸付			0						/		
	貸付事務費				0			/	/	/			
	合 計		E. C	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円	※1 円 0	※2 円 0		円 0

- 1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
- 2. ⑥憫は、③燗、④燗、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること
- 4. ③欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

市町村名

12-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	5	6	0	8
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等								
合 計	P) 0		PH 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

別表2

12-2 保育研集內格费等支採事業(開接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総任素)

12-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業	分)(国負担割合	3分の2)(総括署	隻)				市町村名	
	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	0	2	3(1-2)	(4)	5	6		8
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								₩ 2
(2)小規模保育改修費等							₩ 1	
(3)認可化移行改修費等							₩ 1	 ₩ 2
(4)家庭的保育改修費等							₩1	₩ 2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							₩ 1	 ₩ 2
(6)乳児等通關支援事業実施事業所改修費等							₩1	₩ 2
合 計	Ħ		Ħ	P	F		※1 円 0	※2 円 0

別表2

12-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

12-3 保育所等故修資等文援事業(直接補助事業	刀八国女理司口	2/10/1/(10103	X /					
	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
(1)賃貸物件による保育所等改修費等	0	2	3(1-2)	4	5	6	0	
(2)小規模保育改修費等				/		/		/
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通關支援事業実施事業所改修費等								
合 計	円 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	P

別表2

12-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助	力事業分)(国負担割合	2分の1)(総括	表)				市町村名	
	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	0	2	3(1-2)	4	5	6	7	8
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							₩ 1	
(2)小規模保育改修費等							₩ 1	
(3)認可化移行改修費等							₩1	₩ 2
(4)家庭的保育改修費等							₩1	₩ 2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							₩1	₩ 2
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等							% 1	₩2
合 計		H	H		H		※1 円 0	※2 円 0

⁽記載上の注意)
1. ①欄から②欄までの各欄には、別表2の12-1①から12-1②の各施設の合計を記入すること。

⁽記載上の注意)
1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の12-2①から12-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

⁽記載上の注意) 1. ①欄から®欄までの各欄には、別表2の12-3①から12-3③の各施設の合計を記入すること。

⁽記載上の注意)
1. ⑦欄及び密欄には、別表2の12-4①から12-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

12-1① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国库辅助基準额	選定額	国摩補助基本額	国庫補助所要額 (③×2/3)	事業開始予定 ⁴ 月日
0	2	3	- 4	6	6		8 Pl	9(7-8)		(I) PI	12 pp	(3) Pl	98	
				^	^	-		-	-					
								0			0	0	0	
								0			o	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計				0	0	PI 0	P) 0	円 0	P) 0	PH 0	Pi 0	PH 0	B 0	
表上の注意) 機は、設置主体の種別を記 機は、整備する小規模保育 機構は、整備内容に応じて、「自 機構は、改修する小規模保育 機は、広欄に記入した定員の 機は、広欄に記入した定員の 機はは、広欄、原網及び原機。	事業所の類型に応じ 新設」「定員拡大」「非 事業所の利用定員を のうち、今回の改修に	で「A型」「B型」「C型 を朽化」「利便性・質の を記入すること。 こより増加する保育の	0向上」のいず	れかを記入すること。					更)」と記入すること					
B欄は、①欄と問額を記入する B欄は、①欄の額に2/3を乗 B欄は、小規模保育事業を開	じた額を記入するこ		の媚数が生じた	:場合は、これを切り	捨てるものとする。)									

市町村名

市町村名

別表 2

12-1② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3) 配明16個11以際提可													
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額(7(6-6)	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×2/3)	移行予定年月日	事業実施内容
	2	(4)	(6)	B B	(b)	(2)(0)-(6)	В Д	9	9	Д.	9	· ·	
			^	.,	.,	0	.,	.,	0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 質信料
						0			0	0	0		既存施設の改修費、設備の設置費 提品の購入費 頂信料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 信品の購入費 3. 質信料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 信品の購入費 3. 質信料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 信品の購入費 3. 質信料
合計			0	F) 0	H 0	円 0	円 0	F) 0	F) 0	円 0	F) 0		

- (世紀上の注意)
 1 ②福北、毘毘宝体の選邦を足入すること、(南井村等)
 2 ③昭北、総行モデ党にている信育事業の治形を記入すること。(田可保育所、設定ことも圏、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
 3 《福祉、国可化給行権の記録等の利用党員を記入すること。
 4 ③福祉、フィス県、②福泉以び選任と記し、最少少ない報告記入すること。
 4 ③福祉、フィス県、○福泉以び選任と記し、最少少ない報告記入すること。
 6 ②福祉、「規御配記と入すること。
 6 ②福祉、「規御の間に2~3を扱た」新を記入すること。
 6 ②福祉、「規御の間に2~3を扱た」新を記入すること。
 6 《福祉、提出する全ての番号に〇をすること。

別表2

12-1③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修費等 市町村名 事業区分 寄付金その他の 入予定額 対象経費の 支出予定額 国庫補助所要額 (⑪×2/3) 事業開始予定年 月日

- (記載上の注意)
 1. ②欄上、設置主体の種別を配入すること。(市町村等)
 2. ②欄上、設置主体の種別を配入すること。(市町村等)
 2. ③欄上、設置が解析事業所及は連合保有所の別を配入すること。
 3. ④欄上、恋様すら家庭的資料事業所の利用定乱を配入すること。
 4. 御職上、②機工の選集と記入すること。
 5. 『職士、③機上可顧を記入すること。
 5. 『職士、③機上可顧を記入すること。

別表2

12-1④ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(6)乳児等通園支援事業	実施事業所改修	費等										市町村名		
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	改修費等 ⑤	礼金及び賃借料 ⑥	総事業費	寄付金その他の収 入予定額 ® 四	差引額 (9(7)-(8)	対象経費の 支出予定額 (多)	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (③×2/3) (6)	事業開始予定年 月日 ⑤
							,	0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計			0			円 0	FI 0	円 0	H 0	H 0	В	H 0	円 0	

- 会計
 (記載上の注意) 1、2 職法、設置生体の場所を犯入すること、(市町村等) 2、3 職法、改善等子を記している指数・特別を犯人すること。(南町村等) 2、3 職法、改善等子を記している指数・事業所の規定を犯入すること。(南町所、原立とも間、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童免達支援センター等) 3、6 職法、収益を開業と対してもれぞれの制能を設計するが開いている。(本間は、現実を記してもれぞれの制能を設計するが出版を犯人すること。6、3 職法、(国金に制能と犯人すること。6、3 職法、(国金に制能を犯人すること。6、3 職法、(国金に制能を犯人すること。6、3 職法、(国金に制能を犯人すること。6、3 職法、(国金に制能を犯人すること。6、3 職法、事業を倒捨する年月日を犯入すること。(1、000円未満の接着が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) 6、8 職法、事業を倒捨する年月日を犯入すること。

12-2① 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(1)賃貸物件による保育所	听等改修费等													市町村名		
M#HR6	20至土10	16 N X 9	受傷区分	28	75.2EB	松平原泉	寄付金その他の保 入予交額	818	対象研究の 実立予定額	201410-2466	828	(@×2./4)	ENHANG		2145/198	
						9		912-91	9		g	9	9	5	\$(5×x/1)	e
				^	^		-		_ ^	-			_ ^			
								0			0	0		0	0	
811																
(国施上的支票) 1 公園は、製造技の出入等の 2 公園は、整備を行う推論に同じ 2 公園は、整備を行う推論に同じ 3 公園は、発展を行う推論に同じ 5 公園は、公園は、公園は、公園は、公園は、公園は、公園は、公園は、田園の 第12人を売り 6 公園は、日曜の額に立人を売り 6 公園は、日曜の額に立人を売り 9 公園は、日曜の額に立りを 10 公園は、日曜の額に対して 10 公園は、日曜の額になり 10 公園は、毎周が、毎月市分譲 10	て「保育財」「保育財」 関数」「定責核大」「参 富育財分器の利用交」 のうち、今日の改修に、 注取に、最も少ない場 に九額を収入すること、 、いずれか少ない方が の別表の第3個に定め	・一番が、 ・ では、 ・ では、	で上げ、語。「効保連携 (上)のいずれかを扱う け皿(製設の場合は「 小機(1,000円未満の	、すること、なお、認可 交員:個と同数、交員 ・組数が全じた場合は	外傷有指数からの間 の理知。ない改移の情 、これを切り捨てる4.6	可化等付かの機構集 輸出は「むよする。)を	8.446C4.	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	男子心場会は、「朝設)	種別変更」と記入する	\$C&					

(2)小規模保育改修費	*													SEHE		
対象施設名	25.4	*####	要備3.9	28	75元長祖	松平原泉	寄付金その他の保 入手交報	81M 9(7-9)	対象研究の 支出予定額	20年40年8月日	828	(@×2/4)	прина	20 H S 4 H S 2		事業開始予定年 月日
		-		- 1				813-81			9	9	- 0	- 0	313XE/8	-
								0			0	0				
											0					
								0			0	0		0		
								0			0	0				
er er				, a		6		Pi 0	B 0	FI 0			8	#1 FI	82 FJ 6	

- THE CONTROL AND PROPERTY AND A CONTROL OF THE CONTR

別表2

12-2③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等														お飲料を	
州象报政名	22.4	*#29	28	彩布景度	事が会その他の収 入手支援	W 158	対象研究の 実出予定額	ZH45E4H	828	(B×2/4)	примен	国用植物基金田	***************************************	移行于党年月日	**********
						2(9-8)							9(9×x/10)		
					я		я			n	я				1. 新介別日の信仰者、計像の計算者 2. 信息の様人者 3. 文権制
						a			0						 助作物図の信仰費、設備の設定費 成長の個人費 支援利
						9			0	0			0		 助作先別の信仰費、設備の設定費 商品の個人費 支信料
						9			0						 筋をあ設めを申支、設備の設定支 の備もの様人支 3 支援料
						q									 筋を洗浴の皮を支、砂磨の砂定支 2、燃品の除人支 3、支修料
811				FI 4	. 3	o 30		FI 0	FI a			#1 FI	62 F)		

12-24 保育所等改修費等支援事業(間接援助事業分)(国負担期会3分の2)

(4)家庭的保育改有		民寺又信中 条()	电快性4) 争条刀	/ INPERNAT	71072)							市町村名		
村本務款名		22.1	****	28	彩布景度	事付金その物の収 入予支援	#31M	対象研究の 支出予定額	******	원호배	примря	国家福祉基本額	ниминя	##R0524A
	0	0					(215-6)						S(S×2/3)	
						А		В			В			
							0					0		
										0				
811	Ī	$\overline{}$			Pi a	FI a	FI 0	Pi .	FI 0	B a	B	#1 FI	#2 P)	

TRAINER

TO BE TRESPONDED FOR THE TRESPONDED FOR TH

12-2⑤ 保育所等改制 (5)幼稚園における長時)(国負担制合3	902)									****		
对象报款名	22±#	****	28	彩布景度	寄付金その他の収 入予定額	#31 M	対象研究の 支出予定額	жинькия	828	(8×2×4)	принара		MANNAM	##M******	移行于定位用目
	2			- 6		(219-8)			9		e e		3(5×x/s)	- 5	
				-	_		-	_			_				1
						0			0			0			
						0									
						0									
						0						0			
827				FI a	Pi a	8		В .	FI a	я .		er1 P3	#2 P)		
2種上の注意) ②模は、設置主体の法人等の ③模は、移行を予定している計 ※模は、移行後の設定ことも 引機は、可模、回模及が多模 引機は、可模の間に2/4を乗 引機は、可模の間に2/4を乗 引機は、可模の間に2/4を乗	日交ことも腰の影響(数 間、物体運用型、効性器 を立刻し、最も少ない場 だれ器を収入すること。 (、いずれか少ない力が	保護機関、物権関係 (型)における保育課業 (を紹入すること。 の報を収入すること。	又は小機模保育事業 更都分又は小規模係1	\$ 多 素形态利用之具的											-
(日保は、日保の額: 見竹要組 (日保は、幼稚園における長時! (日保は、間定子ども悪又は小月	関係かり保育事業を開	助于4年月日6紀入1	rālk.	(複数が生じた場合は	、これを切り放てるも	DE#6.)EEX#6	i.e.								
(表2															

6) 乳児等適園支援事業	実施事業所改制	费等												市町村名		
MRED 6	DE 18	****	28	3655	私金及び貨債料	彩華華東	寄付金その他の保 入予党額	#3W	対象研究の 支出予定額	20145740	828	(@×2/4)	пения	201402.40		事業開始予定年 月日
	- 2			- 5				812-81	- 3			9	- 3		\$(5×x/x)	
						, a	А			я	0					
								0				0		0	0	
								0			0	0		0	0	
															0	
827						PI 0		FI 0	FI 0	FI 0			R a	#1 FI	82 FI	

12-3(1) 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小規模保育改修書等

F付金その他 入予定額 対象経費の 支出予定額 対象施設名 設置主体 事業区分 整備区分 定員 うち定員増 総事業費 差引額 国庫補助基準部 選定額 合計

12-3(2) 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3)認可化移行改修費等

市町村名

対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国库補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×1/2)	移行予定年月日	事業実施内容
0	2	3	4	6	6	(7)(5)-6)	(8)	9	- 9	19	(2)	9	08
			7	m	P	PI	A	PI	m	A	FI		
						0			0	0	0		 既存施設の改修費、設備の設置費 備品の購入費 賃信料
						0			0	0	0		 既存施設の改修費、設備の設置費 傭品の購入費 賃債料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃債料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃債料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃債料
合計			0	#1 0	Pi 0	円 0	円 0	円 0	FI 0	Pi 0	円 0		

- (配置上の注意)
 1. ②個は、設置主体の服別を記入すること、(市内村等)
 2. ②個は、5時代を受している信言事業の助意を記入すること、(語写信育所、認定ことも圏、小規模信言事業所、事業所内信言事業所等)
 3. ④側は、即可に移行権の制能等の利用党員を記入すること。
 4. 個側は、2個、最近が39種と担心、長少ない場を記入すること。
 5. ①側は、3個、最近19年記とれること。
 6. ①個は、1個、20世紀で記入すること。
 7. ②個は、20世紀で記入すること。
 6. 個側は、国可に移行する年月日を記入すること。
 6. 個側は、国可に移行する年月日を記入すること。
 6. 個側は、国可に移行する年月日を記入すること。
 6. 個側は、国可に移行する年月日を記入すること。
 6. 個側は、国可と各行するその書号に○とすること。

別表2

12-3③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(4)家庭的保育改修費等

対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国库補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×1/2)	事業開始予定年 月日
(1)	2	3)	4	6	6	(7) (5)-(6)	(8)	9	9	(8)	@	(3
			,	PI	Я	FI 0	A	A	Pi 0	FI 0	FI 0	
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
合計				FI 0	P) 0	FI 0	F) 0	F) 0	H 0	FI 0	FI 0	

- (総社上の注意)
 1 2 個は、設置主体の規制を犯入すること、(市前村等)
 2 3 個は、設置主体の規制を犯入すること、(市前村等)
 2 3 個は、設定する政策的実育事業所な过速機保育所の別を記入すること。
 3 個は、記号する改進的設育事業所の利用定員を犯入すること。
 4 3 個は、7 個、6 個点 2 5 個点 2 機会と対すること。
 5 。 0 個は、3 (場合の記述) 2 を受けた機を犯入すること。
 6 . 0 個は、3 (場の制に1/2を受けた機を犯入すること。(1,000円未満の場象が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 7 . 3 個は、変越的保育事業を開始する年月日を犯入すること。

別表2

12-3④ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(6)乳児等通園支援	事業実施4	事業所改修	費等										市町村名		
対象施設名	10	设置主体 ②	事業区分 ③	定員 ④ 人	改修費等 ⑤	礼金及び賃借料 ⑤	総事業費	寄付金その他の収 入予定額 8) 円	差引額 (9(7)-8)	対象経費の 支出予定額 ® 円	国庫補助基準額	選定額 ①	国庫補助基本額 (3) 円	国庫補助所要額 (③×1/2) (3	事業開始予定年 月日 (3)
									0			0	0	0	
									0			0	0	0	
									0			0	0	0	
									0			0	0	0	
									0			0	0	0	
合計				0			H 0	P) 0	FI 0	H 0	H 0	H 0	P) 0	円 0	

12-4① 保育所等改修費等支援事業(間等補助事業分)(国負担副会2分の1)

(1)賃貸物件による保育所	新等改修費等													त्रमास		
H#606	REAM 2	8889	整備工分	ZA S	252AB	8775	等付金その他の保 人予定額 企	89 M	対象研究の 実出予定額 (2)	2445240	828	(0×2/4)	принава	E#H08+H		
							-									
											0	0			0	
											0	0			0	
								۰			0	0			0	
											0	0		0	0	
8F						6			B 4				B 4	a1 A	92 FJ 0	
	对象指数名 ①	n 2	**************************************	78006 9800 8000 980 0 0 0 0 0 0 0	19694 9514 8520 9820 7A 5	98096 0829 8000 9809 2A 372A6	78506 9830 8300 8800 ZA 34208 6990 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	9829 9829 8550 9829 ZA 3129 8889 29900000 3290 3290 3290 3290 3290 3290	#8606 9839 8350 9836 7A 7528 8988 PROTOGO 818 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	PRESENT PRES	### ### ### ### ### #### #### #### #####		### ### ### ### ### ### ### ### ### ##			### ### ### ### ### ### #### #### ######

THE ACTION OF THE PROPERTY OF

別表2

12-42)保育所等改修 (2)小規模保育改修費等		間接補助事業分) (MAHR	(音2分の1)										88116		
##ED6	PERM	*#59	整備第9	ZA	552AB	8775	事件会その物の位 人物を開	83 M 817-81	対象研究の 実出予定額	MANUTAN	828	(0×2/4)	принция	X#408+0	\$15×2/2)	*###+2* #0
				,	ž.	A	A	R	R	R	R	R	A		R	The state of the s
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
								0			0	0		0	0	
**	$\overline{}$				4	n 0			n a				n a	81 A	82 FI	

別表2

12-43	保育所等改修費等支援事業	(間接補助事業分)	(国負担制合2分の1
(3)既平1	. 移行改任音等		

(-100-1100)1140924	V(6/16/91140)R7														
H#696	REAM 2	**##	ZA a	****	等付金その他の収 入予定額 ※	#1H 7(5-6)	対象研究の 実立予定報	RAMPESSE	828	(9×2/4)	SPHER	ENGRANE	国際報告所予報 (9(D×2/2)	8072470	**************************************
			X	8	B	B 0	я	Я	8	FI 0	В	FI 0	8		1. 筋ケを浴の途を支、沿着の形定支 2. 成品の個人支 2. 大き料
												0			 助作別談の収得費、設備の設定費 商品の購入費 支援料
									0	0		0	0		1. 助作池別の保存支、設備の設定支 2. 他品の購入支 2. 支援和
												0	0		1. 版を施設の信仰表、設備の設定表 2. 概念の様人表 2. 支援和
						0				۰					1. 筋作効能の信仰度、設備の設定度 2. 個品の個人度 2. 支援和
811				n 0					9	0		#1 Pi	HZ PI	$\overline{/}$	

THE COME OF THE PROPERTY OF THE COME OF TH

(4)家庭的保育改修		《寺文依中泰山	《按钮印伊条刀	/ (MIXMM	1827(01)							市町村名		
##896		PE±M	*###	党員	和手票費	事付金その他の収 入予支援		対象研究の 支出予定額	***************************************	828	市町村福助棚	国用领电影中报		**Mb*247
	(2)	- 2	0				2(5-8)			9			S(S×1/2)	
					я			я	я		А			
							0						0	
							0			۰			0	
**					0	9			. 3	9		81 FI	#2 P)	

12-4⑤ 保育所等改修 (5)幼稚園における長時((MININE	(留2分の1)									市町村名		
M#896	DE±#	*###	28	非事業費	等付金その他の以 入予支援	818	州東部県の 東北下交報	ниран	228	(8×2/4)	市市州城市縣	国际相称基本目		##R0724A	移行于党作用品
	2			8	- 6	2(9-8) P	9	9 9	9 8	8 B		9	9(9×2/3)	- 5	
						0									
						0									
						0						0	0		
						a			0	0					
						a			0	0			0		
**				R o	Pi o	Pi o	8	8 0	Pl q	Pi o	PI 0	#1 Pi	HZ PI		

TRACES OF THE PROPERTY OF THE

12-4回 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)
(6)礼児等通關支援事業実施事業所改修費等

12-4回 保育所等改修 (6) 乳児等通關支援事業	費等支援事業() 実施事業所改修	間接補助事業分 : 費等	(国負担制	会2分の1)										市町社会		
HREDS	DE:M	*###	2.6	改新费等	化金及び貨幣料	彩字景景	等付金その他の保 入手定額		対象研究の 支出予定額	женья ен	828	(8×2/4)	市町村福祉機	E#H02+0		事業開始予定年 月日
0	2	- 0	- 8	- 5		•		817-81	9		9	9	- 3	- 3	\$(\$x2/2)	
						Pi Pi	я	я		н	н	я			- A	
								0				0		0		
								0			0	0		0		
								0			0	0		0		
								0			0	0		0		
								۰				۰				
**	$\overline{/}$				$\overline{/}$	6			R o	R o	R o	8 0	B	81 R	82 FI 6	

図表面の主要

1. 日本の主要

1. 日本の

13-1 都市部における保育所への賃借料等支援事業((1)都市部における保育所への賃借料支援事業)(都道府県間接補助事業)

財政力指数

(1)財政力指数が1.0超の市町村及び特別区

施設・事業所名	設置主体	施設・事業所種別	建物借料(年額)	賃借料加算 (年額)	(4)/5) (6)	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (9)(7)-(8)	対象経費の 支出予定額 ①	国庫補助 基準額	選定額①	(⑦×27/40×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額 ⑤	国庫補助 所要額 (⑮×10/10)	交付要綱の4(2)⑥ ア(ア)のただし書き の適用の有無 (〇を記載)
			Ä	Ħ		Ä	Ä	円 0		Ħ	Ä	Pi 0	Ä	Ä	آ 0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
か所 0	(公) か所 (私) か所		円	Ħ		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	り り	円 0	円 0	円 0	<u>0</u> 円 0	

(2) (1)以外の市町村

施設·事業所名	設置主体	施設·事業所種別	建物借料(年額)	賃借料加算 (年額)	(4)/ 5)	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(①×3/4×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (⑮×10/10)
(1)	2	3	(4)	(5)	6	(7)	(8)	9(7-8)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
			円	Ä		Ħ	Ħ	円	円	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ä
								U			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
					•			0			0	0			0
か所 0	(公) か所(私) か所		Ħ	Ħ		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ④欄は、認定こども園の場合子育で支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料に乗じた額を記載すること。
- 3. ⑤欄は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日号外内閣府告示第49号)第1条第51号に規定する費借料加算の年額を記載すること。
- 4. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、少ない額を記載すること。
- 5. 交付要綱の4(2)⑥ア(ア)のただし書きを適用する施設については、「(1)財政力指数が1. 0超の市町村及び特別区」の⑬欄において「(⑰×27/40×2/3)」とあるのを「(⑰×3/4×2/3)」と置き換えて算出すること。
- 6. ⑤欄は、③欄と⑭欄の額を比較し、少ない額を記載すること。
- 7. ⑥欄には、⑤欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

٥

13-2 都市部における保育所への賃借料等支援事業((2)保育所設置促進事業)(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名	運営主体②	定員 ③	区分	総事業費	寄付金その他の収 入予定額 ⑥	差引額 ⑦(⑤-⑥)	対象経費の 支出予定額 ⑧	国庫補助基準額	選定額	(⑪×3∕4)	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (④(③×2/3)	
		Ž		Ħ	Ħ	0	Ħ	円 円	0	円 0	Ħ	円 円	0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
合計		,		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	0	※1 円 0	※2 円	

- (記載上の注意) 1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)

- 2. ③欄は、次八字の住所といたすること。 2. ③欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。 3. ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。 4. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 5. ①欄には、①欄の額と①欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 6. ⑭欄には、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 7. ⑤欄は、保育所等を開始する年月日を記入すること。

14-1 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

						881 -L	- \
					稱	助内容(実施の有無	₹)
対	象	施	設	名	調査費	助言指導費	指導監督基準 遵守助言指導費
				1	2	3	4
					_		
		-		か所	か所	か所	か所
				0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ②~④欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①一②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円
1. 調査費								
2. 助言指導費								
3. 指導監督基準遵守 助言指導費								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意) 1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

14-1① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1.調査費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	移行予定 年月日
1	2	3		5	6	7	8	9(8×1/2)	10	11)
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所 0	0	0	円 0	円 0	円 0	0	円 0	円 0		

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ③欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

14-1② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	移行予定 年月日
1	2	3	4(2-3)	(5)	6	7	8	9(8×1/2)	10	11)
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			U			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所 0	円 0	0	円 0	円 0	円 0	0	0	0		

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

14-1③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	基準遵守予定 年月日
1			4 (2 - 3)	5	6			9(8×1/2)	10	11)
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所 0	円 0		円 0	円 0	円 0			円 0		

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

14-2 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

						神	前助内容(実施の有無	:)	
対	象	施	設	名	調査費	調査費助言指導費指導監督基準遵守助言指導費		認可化移行	万移転費等
				1	2	3	4	移転費 ⑤	仮設設置費 ⑥
				か所	か所	か所	か所	か所	か所
		0			0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ②~⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考)自治	台体補助額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円		都道府県補助額 円	市町村補助額 円
1. 調査費										
2. 助言指導費										
3. 指導監督基準遵守 助言指導費										
4. 認可化移行移転費等										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

市町村名

^{1.} ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

^{2. (}参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-2① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1.調査費)(市町村事業・直接補助分)

市	町	村	名

		寄付金その他		対象経費の					計画等定	移行予定	(参考)自治	6体補助額
対 象 施 設 名	総事業費	の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	年月日	都道府県補助額	市町村補助額
1	2	3	4(2-3)	(5)	6	Ī	8	9(8×1/2)	10	11		
	円	Ħ	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所 0	0	円	0	0	0	0	0	0				

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-2② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

		安け全その他		対象終毒の					計画策定	移行予定	(参考)自治	台体補助額
対 象 施 設 名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	年月日	年月日	都道府県補助額	市町村補助額
1	2	3	4 (2-3)	⑤	6	7	8	9(8×1/2)	10	11		
	円	Ħ	円	Ħ	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所 0	0	円 0	円 0	円 0	0	0	0	0				

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-2③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

		- 41.4.4.5.11		11 A 47 H 0					-1	####	(参考)自治	计体補助額
対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	基準遵守予定 年月日	都道府県補助額	市町村補助額
1	2	3	4 (2-3)	5	6	Ī	8	9(8×1/2)	10	11		
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円	円。	円 0				

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-2④ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・直接補助分)

14-2④ 認可化移行の	ための助言指	導•移転費等支持	爰事業(4. 認可作	上移行移転費等)	(市町村事業・直	[接補助分]							市町村名	
													(参考)自	冶体補助額
対象施設名	運営主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の支出予	定額		国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行予定年月日	都道府県補助額	市町村補助額
	1		人才定額	5(3-4)		移転費	仮設設置費		(40)		(1)((1) × 1/2)			
	U &	, <u>з</u>	р — —	(3-4) H		<i>U</i>	<u> </u>	9 P	H H	H	(版(((() × 1/2)	(3)	Д	H
								1						
				0					0		0			
				U					U		0			
				0					0		0			
				Ů					Ů		Ů			
				0					0		0			
				Ů					ŭ		Ů			
+	・所 /	F		Ш	ш	ш		Д			ш			п
			"											П
0 <i>t</i> i	・ 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

- 1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、株式会社、NPO等)
- 2. ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑬欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- 5. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-3 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・間接補助分)

市町村名

														(参考)自治	台体補助額
対象施設名	運営主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の支出予定額		国庫補助基準額 選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行予定年月日	都道府県補助額	市町村補助額		
1	2	(ব)	人下正祖	(5)(3-4)	6	移転費	仮設設置費	(9)	m	1	17)	③(⑫×1∕2)			
	E	Ä	m m	H H	H	m H	m H	Pi Pi	H.	m m	PI PI	円		H	Р
				0					0			0			
				0					0			0			
				Ů					o			0			
				0					0			0			
				0					0			0			
か所 0か所		円 0	n H	П	円	PI 0	円 0	. H	PI O	. Π	※ 1 円	※2 円		円 0	ρ

- 1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
- 2. ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ③欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 5. ⑭欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- 6. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

15-1 民有地マッチング事業(都道府県事業・直接補助事業分)

都退附県名:		

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	7	®(⑦×1/2)
1. 民有地マッチング支援			0			0		0
2. 整備候補地の確保支援			0			0		0
3. コーディネーターの配置支援			0			0		0
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の鏡に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(1)民有地マッチング支援

整備候	補地等	保育所整例		マッチング数	整備決定数	対象経費の	国庫補助基準額
応募数	選定数	応募数	選定数	137232	12 110 1/12 30	支出予定額	四年间初至平成
1	2	3	4	(5)	6	7	8
か所	か所			か所	か所	Ħ	Ħ

都道府県名:

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数	取組内容	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
1	2	3	4
		Ħ	円

(記載上の注意) 1. ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所	配置主体	コーディネーター 配置人数	事業内容	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
1	2	3	4	5	6
		人		円	円

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
 - ア. 地域住民との調整 イ. その他(

15-2 民有地マッチング事業(都道府県事業・間接補助事業分)

都	出	広	旧	Þ	
נוח	18	ทงเ	氘	4	- 1

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9(8×1/2)
	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円
3. コーディネーターの配置支援			0			0			0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所	配置主体	コーディネーター 配置人数	事業内容	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
1	2	3	4	(5)	6
		人		H	円

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
 - ア. 地域住民との調整 イ. その他(

15-3 民有地マッチング事業(市町村事業・直接補助事業分)

ים מידונייונייויוי.			

区分	総事業費	寄付金その他	差引額	対象経費の	国庫補助	選定額	国庫補助基本額	国庫補助基本額 国庫補助所要額	(参考)自治体補助額		
	10 7 12	の収入予定額	2E 7188	支出予定額	基準額	6				®(⑦×1/2)	都道府県補助額
1. 民有地マッチング支援		(2)	0	4	3	0	<u> </u>	0			
2. 整備候補地の確保支援			0			0		0			
3. コーディネーターの配置支援			0			0		0			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0			

(記載上の注意)

- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 4. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(1)民有地マッチング支援

整備候	補地等	保育所整例		マッチング数	整備決定数	対象経費の	国庫補助基準額
応募数	選定数	応募数	選定数	1,,,,,,,,,	IE 1/10 // // 30	支出予定額	四年11090年中級
1	2	3	4	(5)	6	7	8
か所	か所			か所	か所	Ħ	円

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地 確保数	取組内容	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
1	2	3	4
		円	円

(記載上の注意)

1. ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所	配置主体	コーディネーター 配置人数	事業内容	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
1	2	3	4	5	6
		Α		円	円

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。

ア. 地域住民との調整 イ. その他()

市町村名:	
-------	--

士町廿夕.

15-4 民有地マッチング事業(市町村事業・間接補助事業分)

市町村名:	

区分	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	選定額 自治体補助額 国庫補助基本額 国庫補助所要		国庫補助基本額 国庫補助所要額		台体補助額
	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(8×1/2)	都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	円	円
3. コーディネーターの配置支援			0			0			0		

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、都道府県事業の場合は都道府県の補助額、市町村事業の場合は都道府県及び市町村の補助額を記載すること。
- 3. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 5. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(3)コーディネーターの配置支援

Ī	配置場所	配置主体	コーディネーター 配置人数	事業内容	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	1	2	3	4	(5)	6
ı			人		円	円
ſ						
L						
ſ						

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
 - ア. 地域住民との調整 イ. その他(

16	広域的保	音所等利	田重業	(綏坵)

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	(5)	6		
	円	円	円	円	円	円	円	円
1. こども送迎センター等事業	0	0	0	0	0	0	0	0
①こども送迎センター事業								
②自宅等送迎事業								
2. 代替屋外遊戯場送迎事業								
3. こども送迎センター設置改修事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

6 広域的保育所等利用事業	市町村名	

(1)こども送迎センター等事業

①こども送迎センター事業

								宝	包主体			利	用保育	所等数	t		详证化	计去法														実施事		容	
送迎センター名	t	ン・	Þ —	開	所	時	間	(委託	の場合、託先)	保	٦	小	家事	地	国:	企 幼	い保育	育士等 3 数	登録児童数	故 総事業者	ŧ	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額		国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	パス 入引	購バ	ス借 士 - 費 雇	育	運転 手雇 上費	事業費
1							2		(3)						4		(5)	(6	3)	7	8	9(7-8)	0	0	111	12		[3] (1)(1)×1						15)
																		人	ر	(円	円	F	F	3	円	н		9	円					
车	前		:	~	,	:																													
午	-後		:	~		:																	(0		0	0					
合	iāt				時間											かテ	95																		
生	前		:	~		:																													
<u>午</u>	後		:	~		_ :																					0		0	0					
合	at ta				時間	ie n										かす	ÿ.																		
	前		:	~		:																													
午	後		:	~		_ :																	(,			0		U .	U					
合	at l				時間											かす	95																		
生	前			~																															
<u> </u>	-後		:	~	,	:																	(0		0	0					
	at l				時間											かF																			
か所																か所	Т	人	,		円	円	P.	I F	3	Ħ	円		7	円					ļ
0																(0		0	0	0	()	0	0	0		0	0					

- 1. ②欄の「午前」、「午後」の欄は、送迎センターの開所時刻、閉所時刻を記入すること。「合計」の欄は、送迎センターの開所時間(午前、午後の合計)を記入すること。
- 2. ④欄には、送迎センターを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に〇を付けること。
- 保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業
- 地…地方単独保育施設 国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
- 企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
- 3. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 4. ③欄には、②欄の額を記入すること。
- 5. ⑭欄には、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 6. ⑤欄は、実施する事業内容の欄に〇を付けること。

16 広域的保育所等利用事業	市町村名
----------------	------

- (1)こども送迎センター等事業
- ②自宅等送迎事業

宇施士体	利用保育所等数									送迎付き添											実	施事業内	容	
実施主体 (委託の場合、 委託先)	保	IJ	小	家	事	地	围	企	幼		登録児童数	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	バス購 入費	バス借 上費	保育士 等雇上 費	運転手雇上費	事業費
1									2	3	4	(5)	6	7(5-6)	8	9	10	11						(13)
										人	人	円	円	円	円	円	円	円	円					
														0			0	0	0					
									か所	:														
														0			0	0	0					
									か所															
									13 //															
														0			0	0	0					
									か所															
									73.[7]															
														0			0	0	0					
									. =r															
									か所		人	円	円	円	円	円	円	円	円					
	l								0	0	0	n	0	0	0	0	0	0	0					1

- 1. ②欄には、送迎サービスを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に〇を付けること。 保・・・保育所 こ・・・認定こども園 小・・・・・ 小規模保育事業 家・・・・ 家庭的保育事業 事・・・事業所内保育事業 地・・・・地方単独保育施設 国・・・認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 企・・・企業主導型保育事業 幼・・・幼稚園
- 2. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- 4. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑬欄は、実施する事業内容の欄に〇を付けること。

16 広域的保育所等利用事業

(2)代替屋外遊戲場送迎事業

屋外遊戯場に代わる	保育所等が	いら代替屋外遊戯は	場 実施	拖主体			1	利用保育	所等数	Į.			送迎付き添 い保育士等		## 4 A 7 A M A M		440 m o			Pett	同唐林弘			実施事業	内容	
屋外遊戯場に代わる 場所(代替屋外遊戯 場)の名称	までの平均(往復)、年	的な距離、時間数 間利用回数	で (委託の))場合、委 先)	保	ī.	小	家事	地	H	企	幼	い保育士等 数	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	バス購 入費	バス借 上費	保育士 等雇上 費	運転手 雇上費	事業費
1			2	3								4	(5)	6	7	8(6-7)	9	(10)	10	12	(3)(12)×1/2)					14)
													人	円	Ħ	円	Ħ	円	Ħ	円	Ħ					
	距離	,	кm																						1	1
	時間		分													0			0	0	0					1
	回数(年)											か所														
	距離	,	кm																						1	1
	時間		分													0			0	0	0					1
	回数(年)											か所														
	距離	,	km.																						1	1
	時間		分													0			0	0	0				1	i
	回数(年)											か所														ш
か所 0												か所 0	<u>ک</u> 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0					

(記載上の注意)

- 1. 屋外遊戯場に代わる場所が複数ある場合、主とするものを記入すること。
- 2. ②欄の「距離」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な距離」を記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その距離も含む。) 「時間」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な時間数」を「分単位」で記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その時間も含む。)

「回数」の欄は、屋外遊戯場に代わる場所の「年間」の利用回数(各保育所等の利用回数の合計)を記入すること。

- 3. ④欄には、屋外遊戯場に代わる場所を利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に〇を付けること。
- 保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業 地…地方単独保育施設

国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業 企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園

- 4. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 5. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 6. ③欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 7. ⑭欄は、実施する事業内容の欄に〇を付けること。

16	広域的保育所等利用事業
----	-------------

(3)こども送迎センター設置改修事業

送迎センター名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始年月日
1	2	3	4(2-3)	(5)	6	7	8	9(8×1/2)	10
	円	円	円	円	円	円	円	円	
			0			0	0	0	
			0			0	0	•	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、こども送迎センター事業を開始する(した)年月日を記入すること。

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円		③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	
(1)代替保育利用支援								
(2)予約制導入に係る体制整備								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

17-1 保育利用支援事業(市町村事業·直接補助分)

市町村名

(1)代替保育利用支援

NO	対象事業	年間利用予定 実人数	年間利用予定 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助額
	①	2	3	4	(5)		7(5-6)	8		10	11		(3)
		人	月		円	円	円	円	円	円	円		
1							0			0		0	
2							0			0		0	
3							0			0		0	
小青		ر 0	月 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- 1. ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- 2. ②欄は、年間の利用予定実人数を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の延べ利用予定月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- 4. ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
- 5. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 6. ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- 7. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 8. ⑬欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 〇〇保育園〇時間〇円、補助額 1人につき〇月当たり〇円上限)

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

(2)予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型	施設名	対象予定人数	予約入所実施予 定時期	配置職員	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6		8(6-7)	9		(1)	12	
			人			円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0		0
2								0			0	ı	0
3								0			0		0
4								0			0		0
5								0			0		0
6								0			0		0
小計			0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の対象予定人数を記入すること。
- 4. ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- 5. ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 8. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)(総括)

市町村名
市町村名

	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円		⑦ 円	8 円	
(1)代替保育利用支援									
(2)予約制導入に係る体制整備									
ā	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑨欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

(1)代替保育利用支援

NO	対象事業	年間利用予定 実人数	年間利用予定 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助 額
	①	2	3		5			8	9		11			
		Α	月		H	円	円	円	円	円	円	円	円	
1							0			0			0	
2							0			0			0	
							-						-	
3							0			0			0	
小計		人 0	月 0		円 0	0 円	0	0	0	0 円	0	0 円	0 円	

- 1. ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- 2. ②欄は、年間の利用予定実人数を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の延べ利用予定月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- 4. ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
- 5. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 6. ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 7. ⑬欄には、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 8. ⑭欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 〇〇保育園〇時間〇円、補助額 1人につき〇月当たり〇円上限)

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

(2)予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型	施設名	対象予定人数	予約入所実施予 定時期	配置職員	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	(5)	6	7)	8(6-7)	9	(10)	11)	(12)	(13)	
-			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			円	円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0			0
2								0			0			0
3								0			0			0
4								0			0			0
5								0			0			0
6								0			0			0
小計			人 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の対象予定人数を記入すること。
- 4. ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- 5. ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 8. ⑬欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円		⑧ 円
(1)3歳児受入れ連携支援事業								
(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型	施設名	連携支援コーディ ネーターの職種	連携施設設定状況	満3歳以上の 児童の定員拡大	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	7	8(6-7)	9	10	11)	12	(13)(12)×1/2)
				か所		円	円	円	円	円	円	円	円
				家庭的保育									
1				小規模保育				0			0		0
				事業所内保育									
				家庭的保育									
2				小規模保育				0			0		0
				事業所内保育									
_				家庭的保育				_			_		
3				小規模保育	4			0			0		0
				事業所内保育									
				家庭的保育	1						0		
4				小規模保育				0			0		0
-				事業所内保育									
5				家庭的保育				,			0		
5				小規模保育 事業所内保育	-			0			U		0
6				家庭的保育 小規模保育	1			,			0		0
0				事業所内保育	1			٥			U		U
				事業所内保育 か所	 	1 —	円	円	円	円	円	円	円
				家庭的保育	/	"				П	П	"	"
小計				小規模保育	/	0	n	n	0	n	n	0	ا ا
		/		事業所内保育			ĺ			Ü	V		

- 1. ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- 4. ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、()内に具体的な内容を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 8. ⑬欄には、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業

	総事業費 寄付金その他の 収入予定額		也の 差引額 対象経費の 支出予定額		国庫補助基準額 選定額 国順		国庫補助基本額	国庫補助基本額 国庫補助所要額 :		家庭的保育 事業者数	実施事業内容
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧(⑦×1/2) 円	⑨ 人	(1)	11
家庭的保育コンソーシアム形成事業			0			0		0			1. 共同での備品購入等の調整 2. 共同での自協開工等の調整 3. 連携施設からの終食提供等の調整 4. 代替保育等の調整 5. 家庭的保育邮助者の雇用管理等 6. 子どものための教育・保育給付交付金 等の請求等の事務処理 7. 各家庭的保育事業所への巡回指導 又は相談支援等 8. その他())
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、コンソーシアムを形成する事業者数を記入すること。
- 5. ⑪欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

18-2 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名	
------	--

(1)3歳児受入れ連携支援事業

NO.	施設類型	施設名	連携支援コーディ ネーターの職種	連携施設設定状況	満3歳以上の 児童の定員拡大	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	(4)	5	6	7	8(6-7)			10		(3)	0)(0) 17 =7
				か見	fi	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				家庭的保育				_			_			_
1				小規模保育				0			0			0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
2				小規模保育	_			0			0			0
				事業所内保育										
3				家庭的保育				0						0
3				小規模保育 事業所内保育	_			0			0			U
				家庭的保育										
1				小規模保育				0			0			0
7				事業所内保育				0			0			· ·
_				家庭的保育										
5				小規模保育				0			0			0
ľ				事業所内保育				v			Ĭ			
				家庭的保育										
6				小規模保育				0			0			0
				事業所内保育										
小計				か 所 家庭的保育 小規模保育 事業所内保育		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円	※2 円 0

- 1. ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例: 保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- 4. ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、())内に具体的な内容を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 8. ①欄には、③欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

19-1 医療的ケア児保育支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)(国負担割合2分の1)

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
L	(1)	2	(3)(1)-(2))	(4)	(5)	6	(7)	®((7)×1/2)
Γ	Ħ	円	円	円	円	円	円	円
			0		0	0	0	0

(記載上の注音)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

			看護師等	等の配置						
NO.	施設類型	施設名	医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	(10)
				人						円
1										
2										
3										
4										
5										
小計				人 0						円 0

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2)医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
	1	2	3	4
1	巡回による看護 師等の配置			Ħ
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				Ħ
-3-101				0

- 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

19-2 医療的ケア児保育支援事業(都道府県・間接補助分)(国負担割合2分の1)

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(6×3/4)	都道府県補助 額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	2	③(①-②)	(4)	(5)	6	(7)	(8)	(9)	①(9×2/3)
ſ	円	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	円	H
			0		0	0	0		0	0

(記載上の注音)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の籍に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1.000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の偏品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

(1)) 医球的ケアルの受入を行う休日所寺に関する収租(有護師寺の配直、研修の支護又族、補助有の配直、医球的ケアルの調品補助、火舎対東調品を調及の國外活動や制									
			看護師等	等の配置	****					
NO.	施設類型	施設名	医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	(5)	6	Ī	8	9	10
				Α.						円
1										
2										
3										
4										
5										
小計				0						円 0

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ②欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ③欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。
- (2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
	1	2	3	4
1	巡回による看護 師等の配置			Ħ
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				PI
				0

- 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

19-3 医療的ケア児保育支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)(国負担割合3分の2)

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
ı	(Ī)	2	(3)(1)-(2))	(4)	(5)	(6)	(7)	®((7)×2/3)
I	Ħ	円	円	円	円	円	Ħ	円
			0		0	0	0	0

(記載上の注音)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の箱に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1.000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

			看護師等	等の配置						
NO.	施設類型	施設名	医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				人						円
1										
2										
3										
4										
5										
小計				0						円 0

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
	1	2	3	4
1	巡回による看護 師等の配置			Ħ
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				Ħ
-3 MI				0

- 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

19-4 医療的ケア児保育支援事業(都道府県・間接補助分)(国負担割合3分の2)

総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑥×5∕6)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
1	2	③(①-②)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	$(10)(9) \times 4/5)$
円	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	PI	PI	Ħ	Ħ	Ħ
		0		0	0	0		0	0

(記載上の注音)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の籍に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1.000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

			看護師等	等の配置						
NO.	施設類型	施設名	医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				人						Ħ
1										
2										
3										
4										
5										
小計				0						П

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ②欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。
- (2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
	1	2	3	4
1	巡回による看護 師等の配置			Ħ
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの策 定			
4	検討会の設置			
小計				P)
				Ü

- 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

20-1 家庭支援推進保育事業(市町村事業・直接補助分) 市町村名

NO.	保育所等名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外	要保護児童対策 地域協議会への	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	(5)	6	(7)	(8)	9	(10)	(1)(9-(10)	(12)	(13)	(14)	(15)	$(16)((15) \times 1/2)$
			月	%	%	人	人		田	円	円	円	円	田	H	円
1											0			0	0	0
2											0			0	0	0
3											0			0	0	0
4											0			0	0	0
5											0			0	0	0
6											0			0	0	0
	か所	か所				Y	٨		円	円	円	円	円	円	円	円
小計	0	私 0				0	0		0	0	0	0	0	0	0	0

- (記載上の注意) 1. 保育所等ごとに記入すること。
- 2. ②欄は、いずれかを選択すること。
- 3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。 「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、小数点第1位まで記入) ただし、年間平均の対象児童入所率が上記剥合を下回る場合は、超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。 (この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)

- 4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。 (必ず20%以上、小数点第1位まで記入)
- 5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上) 6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)
- 7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑭欄は、⑪欄、⑫欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 9. ⑤欄には、④欄の額を記入すること。
- 10. ⑯欄には、⑮欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

20-2 家庭支援推進保育事業(市町村間接補助事業分) 市町村名

NO.	保育所名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外	要保護児童対策 地域協議会への	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	(10)	(1)(9-10)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	①(⑥×1/2)
			月	%	%	人	人		円	円	円	円	円	P	F	円	円
1											0			0			0
2											0			0			0
3											0			0			0
4											0			0			0
5											0			0			0
6											0			0			0
小計	か所 0	か所 公 0 私 0				0	0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	H C	※1 円	※2 円

- (記載上の注意) 1. 保育所等ごとに記入すること。
- 2. ②欄は、いずれかを選択すること。
- 3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。 (「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、外数点第1位まで記入) ただし、年間平均の対象児童人所率が上記割合を下回る場合は、超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。

- (この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)
- 4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。 (必ず20%以上、小数点第1位まで記入)
- 5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- 6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)
- 7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。
- 8. ①欄は、①欄、②欄及び③欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 9. ⑥欄には、①欄の額と⑤欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。 10. ①欄には、⑥欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

21-1 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県事業・直接補助分)

|--|

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	地域連携推進員 配置数	地域連携推進員の 巡回支援施設数
1	② 円	③ 円	④(②-③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	⑨(⑧×1/2) 円	⑩ 人	⑪ か所
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ①欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

21-2 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	地域連携推進員 配置数	地域連携推進員の 巡回支援施設数
1	② 四	③ 円	4 (2−3) ⊞	(5) E	⑥ #	⑦ 円	8 円	9 円	10	①(①×2/3)	12	① か所
	1,	17	11	11		11	11	13	1,1	11		ופינג
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑬欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

22-1 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 ^名 中 核 市 ^名

市町村名	認可外保育施設名	運営 主体	区分	参加予定人数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	(13)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
	か所 0	か所 公 私		人 0	円 0	円 0	円 0	0	円	0	0	円 0

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 4. ⑫欄は、⑪欄と同額を記入すること。
- 5. ⑬欄は、⑰欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

22-2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市名中核市名

市町村名	認可外保育施設名	運営 主体	区分	参加予定人数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11	12	13	(1)(13×1/3)
				人	円	円	円	円	円	円	円		円
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
		か所 公 私		人 0	円 0	0	円 0	0	円	0	円	※1 円	※2 円 0

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 4. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 5. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

22-3 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(都道府県間接補助事業)

市 町 村 名

市町村名	認可外保育施設名	運営 主体	区分	参加予定人数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(⑪×2∕3)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	⑤	6	7	8	9		<u> </u>	12	13	<u>4</u>	(15)(14) × 1/2)
				٨	円	円	円	円	門		<u></u>		<u></u>	門
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
	か所 0	か所 公 私		ر 0	円 0	円 0	円 0	円 0	PI	円 0	円 0	円	円	円 0

- 1. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 2. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑭欄は、⑫欄の額と⑬欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑤欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑩~⑤欄は、各市町村ごとに小計を算出・記入すること。

23-1 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

指定都市 中核市

名

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	5	6	7	8
(1)基本改善事業								
①保育所等設置促進事業								
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業								
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業								
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業								
①障害児受入促進事業								
②分園推進事業								
③熱中症対策事業								
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業								
⑤感染症対策のための改修整備等事業								
⑥保育環境向上等事業								
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0		,	0	0		0
合 計(A+B)	円 0	0	円 0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市 中核市

①保育所等設置促進事業

(1)基本改善事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	提供する保育サービス内 容	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	①(9×1/3)	11)	12
		円	円	Ħ	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0	·		0	_	0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
	公	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (記載上の注意) 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名中核市名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
1	2	3	4	\$ (3-4)	6	7	8		①(②×1/3)	11)	12
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所 公	0 円	0	0	0	0	0	0 円	0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市名中核市名

(1)基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

(3)ノンコンダクトダイムスペース	<u> 这世化进争未</u>		1						ı	
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7		9		1
		円	円	田	Œ	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0		_	0		0	
か所 0		0	0	円 0	円 o	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、実施した事業の内容について記入すること。

指定都市名中核市

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
①	2	3	4	5(3-4)		7	8	9	(10)((9) × 1/3)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0			1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0			1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0			1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0			1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所	円	Ħ	Ħ	円	Ħ	Ħ	円	Ħ	
	公	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑪欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市名中核市名

(2)環境改善事業

②分園推進事業

施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4		6	7	8	9	①(9×1/3)	
		円	円	円	円	円	円	H	円	
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
0	公	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑪欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指 定 都 市 名 中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

③ 松中征 刈 東 尹 未							1			1
対象施設名	設置 室数	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	設置内容
①	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	$(0)(9 \times 1/3)$	11)
		円	円	円	円	円	円	円		
							0			
				0					0	
							0			
				0					0	
							,			
				0			U		0	
				U					U	
							0			
				0			Ů		0	
				·						
							0			
				0					0	
か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	か所
	n	n	n	0	n	n	n	n	n	新規 0
0	J	· ·	o o	o o	U	O		U		
										更新 0
										新規及び更新 0

- 1. ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑪欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

指定都市名中核市名

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
1	2	3	4	(3-4)	6	⑦	8	9	①(⑨×1/3)	10	(12)
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所 公	0	円 0	円 0	0	円 0	0	0	0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑪欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

指 定 都 市 名中 核 市

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

(5)	運営主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出予定の内容
①	2	3	4	\$(3-4)	6	7	8	9	①(⑨×1/3)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所	か所	円	円	円	Ħ	円	円	Ħ	円	
0	公	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑪欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指定都市中核市

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出予定の内容
①	2	3	4	5(3-4)		7	8	9	①(9×1/3)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
0	公	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑪欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ①欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指定都市 中核市

名

	総事業費	寄付金その他	差引額	対象経費の	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		の収入予定額		支出予定額					
(1)基本改善事業	1	2	3(1-2)	4	5	6	7	8	9
①保育所等設置促進事業									
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業									
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業									
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業									
①障害児受入促進事業									
②分園推進事業									
③熱中症対策事業									
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業									
⑤感染症対策のための改修整備等事業									
⑥保育環境向上等事業									
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	0	0	0	円 0	0	円 0	0	※1 円 0	※2 円

^{1.} ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

指定都市 名中 核 市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

①保育所等設置促進事業 対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	提供する保育サービス内 容	実施事業内容
1	2	3	4	(3-4)	6	7	8	9	10	① (① × 1/3)	12	(3)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所	Pi o	P	PI 0	PI C	n O	円 o	Ħ	PI O	n O		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- ③欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

指定都市名中核市名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

(2)	病児保育事業(体調不良児対	心型液值促進	<u> </u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						1			
	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
	1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	12)	13
			円	円	円	円	円	円	円	円	円		
		私			0			0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
		私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
		私			0			0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
		私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
		私			0			0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
		私			0			0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
	か所 0	か所私	0	円 0	円 0	0	0	0	円 0	円 0	円 0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ①欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 5. ⑬欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

指定都市名中核市名

(1)基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

対象施設名	運営 主体		寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要 額	実施事業内容
1	2	3	4	(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	12
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0	か所) 私	円 0	0	円 o	0	円 0	0	円 0	0	円 0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、実施した事業の内容について記入すること。

指定都市名中核市名

(2)環境改善事業

①陪宝旧母礼促准事業

①障害児受入促進事業		ı	I I			1		1	I	I	1
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所	П	TH.	П	П	H	円 0	П	П	П	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

指定都市名中核市名

(2)環境改善事業

②分園推准事業

②分園推進事業											
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
①	2	3	4	\$(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	
		<u></u>	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所	円 0	円 0	円 0	円 0	0	0	円 0	円 0	円 0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

指 定 都 市 名 中 核 市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

<u> </u>											
対象施設名	設置 室数	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	設置内容
①	2	3	4	(3-4)	6	7	8	9	10		12)
		円	円	円	円	円	H	円	円	H	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	か所
0											新規 0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	更新 0
											新規及び更新 0

- 1. ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 4. ①欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑫欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

指定都市名中核市

④ 病児保育事業(体調不良児対応型)		ı							ı	1	1	T
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
①	2	3	Ŭ	5(3-4)	6	7	8	9	Ò	①(①×1/3)		(3)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	H	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ①欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 5. ⑬欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

指 定 都 市 名中 核 市

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出予定の内容
1	2	3	4	\$(3-4)	6	Ī	8	9	10	①(①×1/3)	12
		円	円	円	円	P	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	
0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指 定 都 市 名中 核 市

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

(6)保育環境问上寺事業 対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出予定の内容
①	2	3	4	\$ (3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	12
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	
0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

都道府県 名

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	(5)	6	7	8	9	10
(1)基本改善事業										
①保育所等設置促進事業										
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業										
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業										
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業										
①障害児受入促進事業										
②分園推進事業										
③熱中症対策事業										
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業										
⑤感染症対策のための改修整備等事業										
⑥保育環境向上等事業										
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

^{1.} ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

(1)基本改善事業

都道府県 名

①休月 別号	<u>設置促進事業</u>	電出		T 1 1 A 7 A 11 A 11	1	41 44 47 Hb o			1	den VM erte de			担从十7/05	
市町村名	施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	提供する保育 サービス内容	実施事業内容
1	C	3	4	5	⑥ (④ − ⑤)	7	8	9	(10)	10	12	(3)((12)×1/2)	(14)	(15
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0	0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0	0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0	0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0	0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0	0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0	0			0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
合計	<i>t</i> ν-Ē	か所公	н	н	Ħ	А	Ħ	Ħ	Ħ	Я	Ħ	Ħ		
0	0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

都 道 府 県 名

	<u>は調不良児対応型)設置促進事業</u> ┃	海带	1	寄付金その他の収		社会収集の		1	1	如常应用	1		事業開始	
市町村名	対象施設名	運営 主体	総事業費	入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	争未用妇 年月日	実施事業内容
1	2	3	4	(5)	6(4-5)		8	9	0) (I	0	(3)((12)×1/2)	(14)	(IS
			円	円	円	円	円	円	F	F	Э — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	円		
					0			0				0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0)		0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0)		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0)		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0)		0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0)		0		 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
合計	か所 0	か所 公	P	Ħ	Pi	円	円	Ħ	F	P	B 19	PI		
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、②欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- ⑤欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

(1)基本改善事業

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

	③ノンコンタクトタイム.	スペース設置促進事業
--	--------------	------------

市町村名	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額		実施事業内容
1	(2 3	4	5	6(4-5)	7	8	9	(10)	10	(12)	(3)((12)×1/2)	(14)
			H	円			円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	
												Ĭ	
					0			0					
									0			0	
								0					
					Ü			0	0			0	
					0			0	0			0	
												Ĭ	
					0			0				_	
		-							0			0	
					0			0					
					ŭ			· ·	0			0	
合計	か)	所 か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
0		0 公											
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	/

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、実施した事業の内容について記入すること。

(2)環境改善事業

①障害児受入促進	事業												
市町村名	施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4	5	6(4-5)	7	8	9	(10)	10	(12)	(3)((12)×1/2)	
			円	円	円	円	円	円	円	円	H	円	
					0			0	0			0	 既存施設の改修費用 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計 0	か所 0	か所公	А	Ħ	Ħ	Ħ	А	А	А	А	А	А	
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

都 道 府 県 名

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

(2)環境改善事業

②分園推進事業													
市町村名	施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	左り観	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額		実施事業内容
1	2	3	4	5	6(4-5)	7	8	9	10	10	12	(3)(12×1/2)	1
			Н	円	円	Н	円		H	円	円	н	
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
								0	0				1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0							0	
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
								0	0				1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0							0	2. 胂加切牌八頁
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					Ĭ								1. 設備の設置費及び修繕費
					0			0	0			0	2. 備品の購入費
合計	か所	か所	PI	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	円	Ħ	PI	P	円	
		公											
0	0												
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(記載上の注音)	1	1	. 0	. 0	J	J	J		U U		. 0	. 0	

都 道 府 県 名

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- ④欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

都 道 府 県

名

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

設置 室数 寄付金その他の収 対象経費の 都道府県 市町村名 対象施設名 総事業費 差引額 国庫補助基準額 選定額 (9×2/3) 国庫補助基本額 国庫補助所要額 設置内容 入予定額 支出予定額 補助額 (6) (4)-(5) (13)(12)×1/2) 円 円 円

					0			0	0			0	
合計	か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	か所
0	0												新規 0
市町村		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	更新 0
(司井しの注音)													新規及び更新 0

- 1. ③欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ①欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

(2)環境改善事業

都 道 府 県 名

④病児保育事業(体	調不良児対応型)推進事業													
市町村名	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
(1)	2	3	4	(5) PJ	⑥(④-⑤)	<u>(7)</u> 四	(8)	<u>⑨</u> 円		10	① 円	(3)((1)×1/2)	(14	(15)
			n	n	0	<u>F1</u>	n	0	0	П	П	0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計 0 市町村	か所 0	か所 公 私	H	Ħ	PI	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	円 円	円 円	Ħ		

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要網の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 6. ⑮欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

都 道 府 県 名

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

市町村名	<u>りの改修整備等事業</u> 対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出予定の内容
1	2	3	4	人下走額 ⑤	6(4-5)	文田下定額 ⑦	8	9	(10)	1	(12)	(3)((12)×1/2)	
	_		н	H	H	H	H	H	Ħ	H	В	円	_
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
計	か所	か所	円	Ħ	PI	Ħ	Ħ	Ħ	PI	円	※1 円	※2 円	
0	0	公											
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ④欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

都 道 府 県 名

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

⑥保育環境向上等事 市町村名	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出予定の内容
①	2	±14 (3)	(4)	人 予 正 額 (5)	6(4-5)	文出予定額	(8)	(9)	100	補助額 ①	(12)	(3)((12)×1/2)	
Ŭ		Ŭ	Ä	Ä	Ħ.	Ä	Ä	Ä	Ä	Ä	Ä		-
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
\$ ā †	か所	か所	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Pi	円	※1 円	※2 円	
0	0	公											
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

23-4 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

市町村 名

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	5	6	7	8
(2)環境改善事業								
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業								
숌 計	円 0	円 0	0	円 0	円 0	0	円 0	0

^{1.} ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

(2)環境改善事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等に	<u>おける乳幼児受</u>	<u>入れ支援事業</u>									
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入 予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
(1) (2)	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	①(9×1/2)	11	12
		円	円	円	P	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
th i	所 か所公	· 円	円 0	0	円 0	0	円 0	円 0	円 0		

市町村名

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-5 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

市町村 名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
(2)環境改善事業		2	3(1-2)	4	(5)	6	<u> </u>	8	(9)
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業									
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円

^{1.} ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入 予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
	① ②	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	(10)	①(①×1/2)	12	(3)
		H	円	円	円	円	P	円	円	P		
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
ħ	所 か所	Н	Ħ	Ħ	円	円	円	円	円	Ħ		
(11+ Lo)++	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

市町村名

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
- 5. ⑬欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

23-6 保育環境改善等事業(総括)(直接補助事業分)

都道府県 市町村 名

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	(5)	6	7	8
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業								
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業								
合 計	円 0	円 0	0	円 0	円 0	0	※1 円	※2 円

^{1.} ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

別表 2

- 23-6 保育環境改善等事業(直接補助事業分)
- (2)環境改善事業
- 8安全対策事業

(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

都道府県 名 市町村

対象施設名	設置主体 (公立、私立の 別)	施設種別	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	購入等の機器
1	2	3	4	(5)	6 (4-5)	7	8	9	10	① (①×1/2)	12
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		円 0	

- 1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- 3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
- 5. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 6. ⑫欄には、製品名等を記入すること。
- 7. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

23-7 保育環境改善等事業(総括)(間接補助事業分)

都道府県

市町村 名

	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	5	6	7	8	9
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業									
(1)睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業									
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業									
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
숨 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円

^{1.} ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

23-7 保育環境改善等事業(間接補助事業分)

- (2)環境改善事業
- ⑧安全対策事業
- (1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業

都道府県				
市町村	名			

	対象施設名	対象施設の類型	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(8×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	購入等する機器
	1)	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	11	⑫(⑪×2∕3)	(13)
対象児童数	Д				0			0	0				(1) 午睡チェック (2) 無呼吸アラーム (3) その他類似製品 ()
対象児童数	λ.				0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
対象児童数	Α.				0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
	か所		0	0	円 0	円 0	0	円 0	0	円 0	※1 円 0	※2 円 0	

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること(対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。)。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 4. ①欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 5. ①欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 6. ⑬欄は、該当するもの全てに〇をすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。

(2) 【CTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

対象施訂	役名 設置 (公立 の別	、私立	施設種別	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(9×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	購入等する機器
	1	2	3	4	5	6 (4-5)	Ī	8	9	10	11)	12	③ (⑫×2∕3)	14)
	r. 72													
	か所 0			Р	円 0	円の	円 0	円 0	円の	円 0	円 0	田 0	0	

- 1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- 3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 5. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 6. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1. 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 7. ⑭欄には、製品名等を記入すること。
- 8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(総括)(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県 市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円		⑥ 円		⑧(⑦×1/2) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業								
2. 質の確保・向上のための巡回支援 指導事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- 2. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(1)質の確保・向上のための研修事業

都道府県 市 町 村 名

研修実施事業者(所)名	研修開催場所	開催 回数	研修 受講者数	研修の内容	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
1	2	3	4	(5)	6	7	8(6-7)	9	10	11)
		回	人		円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
∧ =1	か所		人		円	円	円	円	円	円
合計	0	0	0		0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 2. ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- 3. ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- 4. ⑤欄は、実施する研修内容に〇をすること。
- 5. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(2)質の確保・向上のための巡回支援指導事業

都道府県 市 町 村 名

巡回支援指導 実施事業者(所)名	巡回支援 指導員数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
1	2	3	4	(3-4)	6	7	8
	Д	Ħ	Ħ	H	Ħ	Ħ	Ħ
				0			0
				0			0
				0			0
슴計	0	0	円 0	0	円 0	0	円 0

- 1. ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(総括)(都道府県間接補助事業分)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	(6)×3/4)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	9 円	⑩(⑨×2/3) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業										
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業										
計	0	0	0	0	0	0	0			0

- 1. ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- 2. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑦欄は、⑥欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 4. ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(1)質の確保・向上のための研修事業

市町村名

研修実施事業者(所)名	研修開催場所	開催 回数	研修 受講者数	研修の内容	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
1	2	3	4	5	6	7	8(6-7)	9	10	11)
			人		円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
合計	か所		人		円	円	円	円	円	円
	0	0	0		0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 2. ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- 3. ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- 4. ⑤欄は、実施する研修内容に〇をすること。
- 5. ①欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(2)質の確保・向上のための巡回支援指導事業

市町村名

巡回支援指導 実施事業者(所)名	巡回支援 指導員数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額
1	2	3	4	(3-4)	6	7	
	人	円	円	円	円	円	円
				0			0
				0			0
				0			0
슴計	人	円	円	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

25 放課後居場所緊急対策事業

市町村名		

													開所状況			
	事業所名	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の支出予 定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施場所	運営主体	週の開所日数	開所時間	待機児童数	事業実施月数	開設準備経費
	①	2	3	4(2-3)		6	7	8	9(8×1/3)	10	1		(13)	(14		
		円	円	円	円	円	Ħ	円	円			日	時間	٨	月	
1				0			0		0							
2				0			0		0							
3				0			0		0							
4				0			0		0							
5				0			0		0							
6				0			0		0							
7				0			0		0							
8				0			0		0							
9	·			0			0		0							
10				0			0		0							
	合計(か所)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0							

(記入上の注意)

- 、18版の計算方法は下記のとおりとする。 ・ 18職の事業実施月数÷12×1,116,000円(+ (多欄に「○」を記入した場合、500,000円) 2. ⑦欄は、②欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない鏡を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- 5. ⑩欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、小学校、塾、スポーツクラブ、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会室、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。 ※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- 6. ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 7. ⑬欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- 8. ①欄は、4月1日における市町村内の放課後児童クラブの待機児童数を記入すること。なお、4月1日時点で事業を開始していない場合、事業開始月の1日時点の待機児童数を記入すること。
- 9. ⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- 10. ⑩欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

26 小規模多機能・放課後児童支援事業

市町村名	

													開所状況			放課後児童支	援員の配置	
事業所名	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施場所	運営主体	事業内容等	週の開所日数	開所時間数	利用児童数	事業実施月数	配置の有無	配置月数	開設準備経費
1	2	3	4(2-3)	5	6	7	8	9(8×1/3)	10	Œ	02	(3)	(14)	(15	(16)	Œ	(18)	(19)
	Ħ	H	H	Ħ	PI	Ħ	円	Ħ				В	時間	7	月		月	
1			0			0		0										
2			0			0		0										
3			0			0		0										
4			0			0		0										
5			0			0		0										
6			0			0		0										
7			0			0		0										
8			0			0		0										
9			0			0		0										
10			0			0		0										
合計(か所)	円 0	円 0	円 0	H 0	円 0	円 0	円 0	円 0						0				

- 1. ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。
- ・①欄を「事業内容(1)」としたとき・・・ ①欄の事業実施月数÷12×1.116,000円 + ③欄の配置月数÷12×778,000円 (+ ③欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)
- ・①欄を「事業内容(2)」としたとき・・・ ⑤欄の事業実施月数÷12×2,416,000円 + ⑤欄の配置月数÷12×778,000円 (+ ⑤欄に「○」を記入した場合、2,000,000円)
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- 4. ③欄には、③欄の額に交付要欄の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1.000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑩欄は、児童福祉施設(保育所以外)、保育所、団地集会室、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。 ※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- ※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。

 6. 側側は、小い込人、社会組役法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。

 7. ①側は、「放課後児童対策支援事業の実施について」の別志なの3のうち、(1)又は(2)のいずれかを選択すること。

 8. ④側は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数素のは全切り捨てること。(例:3時間10分→3.16)

 9. ⑤側は、年間中均用児童整を記入することと、小数点以下は切り捨てること。

 10. ⑤欄は、1月に満たい場数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。

 11. ①側は、放課後児童支援員を配置した場合には「○」を記入すること。

 12. ⑥欄は、「用に満たない場数を生じたとき、七名・月とした値を記入すること。

 13. ⑤欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

 13. ⑤欄は、開設率備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

27 待機児童対策協議会推進事業

都道府県名	

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	配置職員の職種
	① 円	② 円	3
待機児童対策協議会推進事業			
뒮	0	0	0

(記載上の注意)

1. ③欄は、配置する職員の職種(事務、保育士、保健師等)を記入すること。

28-1 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県、市町村直接補助事業分)

都道府県名		
市町村名		

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	実施事業内容
	① 円	② 円	3
新たな待機児童対策提案型事業			1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
āt	0	0	

(記載上の注意)

1. ③欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

28-2 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県・市町村間接補助事業分)

都道府県名		
市町村名		

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	都道府県又は市 町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑧×10/10) 円	10
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	保育の受け皿拡大を図る事業 保育人材の確保を図る事業 多様な保育の促進を図る事業 その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	0	0	0	0	0	※1 円	※2 円	

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

28-3 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県間接補助事業分)

市町村名	都道府県名		
	市町村名		

	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	® ₩	⑨(⑧×10/10) 円	10
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
â†	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

29-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)(総括)

都道府県 市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	5	6	7	8
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

29-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)

(1)改修費等支援

都道府県 市町村 名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦+(イ)⑦)	寄付金その他の 収入予定額 ((ア)⑧+(イ)⑧)	差引額 ((ア)⑨+(イ)⑨)	対象経費の 支出予定額 ((ア)⑩+(イ)⑩)	国庫補助基準額 ((ア)⑪+(イ)⑪)	選定額 ((ア)⑫+(イ)⑫)	国庫補助基本額 ((ア)③+(イ)③)	国庫補助所要額 ((ア)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
各施設の合計		0				0	0	· 円	n 0	円	0	n 0	0 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

() /女けで過にり心以													
対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	10	12	(3)	(4)((3) × 1/2)
		人				円	円	円	円	円	円	円	FI
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小計		0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	10	12	(3)	(4) (13) × 1/2)
		人				円	円	円	H	H	H	円	円
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小計		0				0	0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども圏、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑬欄には、⑫欄の額を記入すること。
- 8. ⑭欄には、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

29-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)

(2)移転費等支援

都道府県 市 町 村 名

54	象施設名	実施主体	定員	区分	区分	移行予定	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の支出う	予定額((ア)⑩+(イ)⑪))	国庫補助基準額			国庫補助所要額
144	水池以右 ①	关ル主体 2	Д Д	(現状)	(移行後)	年月	((7)⑦+(1)⑦) ⑦	((ア)⑧+(イ)⑧)	((7)9+(1)9) 9	10	移転費 ((ア)⑪+(イ)⑪) ⑪	仮設設置費 ((ア)⑫) ⑫	((ア)(3+(イ)(3))	((7)(1)+(1)(1)) (1)	((7)(5+(1)(5)	((ア)(6+(イ)(6)
1	숨 計		人 0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の支出予	5定額		国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
			(561)	(19/1 J 18g)	+7		权人了走领			移転費	仮設設置費				
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	10	12	(13)	(14	(15)	(6)((5)×1,
		人				円	円	円	円	円	P	円	P.	円	
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
合 計						円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	0 0	0 F3	0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の支出予	定額		国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
ā				(1911)187	+7		4X八子左腕	9(7-8)		移転費	仮設設置費				@/@
	2	③ 人	4	5	(6)		图	9(7)-(8) FI	⑩ 円		⑩ 円	(3) 円		(S) 円	(6)((5)×1
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
合 計		٨				Ħ	Pi	Pi	Ħ	Ħ		Ħ	円	Ħ	

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ①欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑤欄には、⑭欄の額を記入すること。
- 8. ⑩欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

29-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助事業分)(総括)

都道府県 市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額 (①-(2)	対象経費の 支出予定額 ④	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3∕4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	円 0	円 0	円 0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円

^{1.} ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

29-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)

(1)改修費等支援

都道府県 市 町 村 名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦+(イ) ⑦)	寄付金その他 の 収入予定額 ((ア)⑧+(イ)⑧)	差引額 ((ア)⑨+(イ) ⑨)	対象経費の 支出予定額 ((ア)⑩+(イ) ⑩)	国庫補助基準 額 ((ア)①+(イ) ①)	選定額 ((ア)⑰+(イ) ⑰)	((ア)③+(イ) ③)	自治体 補助額 ((ア)()+(イ) ())	国庫補助基 本額 ((ア)③+(イ) ③)	国庫補助所 要額 ((ア)⑭+(イ) ⑭)
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	10	12	(13)	14)	(15)	16
숨 計		0				0	円 0	0	円 0	刊 0	刊 0	0	円 0	刊 0	円 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(12) × 3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)		10	17	(3)	(14)		(f) (15 × 2/3)
		人				円	円	円	H	円	円	円	H	円	円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
合 計		0				円 0	円 0	0	O PI	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	В

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入予定額	差引額	対象経費の支 出予定額	国庫補助 基準額	選定額	(12×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	10	12	(3)	(14)	(15)	(§)((§)×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
솜 計		0				円 0	刊 0	円 0	円 0	円 0	0	刊 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑮欄は、⑬欄と⑭欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8. ⑯欄は、⑯欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

29-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)

(2)移転費等支援

都道府県 市 町 村 名

			区分	EA	致仁又白	総事業費	寄付金その他の	差引額	対象経費の3	支出予定額((ア)⑪+(イ)⑪)	国庫補助基	選定額	(/37)·10 (4)	自治体	国庫補助基	国庫補助所
対象施設名	実施主体	定員	(現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	((ア)⑦+(イ) ⑦)	収入予定額 ((ア)®+(イ) ®)	((ア)⑨+(イ) ⑨)		移転費 ((ア)⑪+(イ) ⑪)	仮設設置費 ((ア)①)	準額 ((ア)③+(イ) (③)	選定額 ((ア)ゆ+(イ) ゆ)	(5)(5)	作助報 ((ア)⑥+(イ) ⑥)	本額 ((ア)⑪+(イ) ⑪)	安領 ((ア)18+(イ) 18)
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	(10)	07	12	(13)	(14)	(15)	16	0	(18
合 計		0				円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	O FI	円 0	円 0	円 0	O Pi	円 0	円 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

(7/女」「ころ)に 7 地区	<u> </u>																	
対象施設名		実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入予定	差引額	対象経費の支			国庫補助 基準額	選定額	(14) × 3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
				(3001)				額			移転費	仮設設置費	<u> </u>			110-93 100	- I III	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9(7-8)	(10)	10	12	(13)	14)	(15)	16	0	18 (17) × 2/3
			人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	F
									0	0				0	0			0
									0	0				0	0			0
									0	0				0	0			0
									0	0				0	0			0
숨 計			0				0	円 0	O FI	円 0	円 0	O PI	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	0 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の収入予定	差引額	対象経費の支			国庫補助基準額	選定額	(14) × 3/4)	自治体補助額	国庫補助 基本額	国庫補助所要額
ā							額	0(7.0)		移転費	仮設設置費						
U)	2 3	4	(5)	6	Ø		9(7-8)		w	(0)	(3)	(4)	(5)	16	w	(18)(17) × 2/3)
		^				н	PI	Ħ	PI	円	H	PI	円	Ħ	円	Ħ	H
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
숨 計		0				円 0	円 0	O FI	円 0	円 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ①欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ①欄は、⑤欄と⑥欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8. ⑱欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

30-1 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	② 円	③ 円	④(②一③) 円		⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

30-2 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	② 円	③ 円	④(②一③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

31 保育士等の処遇改善取得促進等事業

	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
	① 円	② 円
保育士等の処遇改善取得促進等事業		
計	0	0

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表

都道府県名

(千円)

	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
都道府県事業(直接補助)				
都道府県間接補助事業				
合 計				

令和 年度保育対策総合支援事業費補助金精算額総括表

市町村名	
------	--

(千円)

	国庫補助所要額	国庫補助金交付決定額	国庫補助金受入済額	返納額
市町村事業(直接補助)				
市町村間接補助事業				
合 計				

保育対策総合支援事業費補助金精算書(都道府県事業・直接補助)

都道府県名

事 業 名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額	差引 過不足額
	1	2	3 (1-2)	4	(5)	6	7	8	9	10	11 (10-8)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保育士資格等取得支援事業								1/2		/	/
保育士試験追加実施支援事業								1/2	1		//
※ 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								1/2	1	/ /	
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2			
保育士・保育所支援センター設置運営事業								1/2			
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2	- 1		
※ 保育士修学資金貸付等事業								9/10			
※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、指導監督基準遵守助言指導費)								1/2			
※ 民有地マッチング事業								1/2			
※ 医療的ケア児保育支援事業								1/2			
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業								1/2			
保育環境改善等事業(安全対策事業(ICTを活用した子どもの 見守りに必要な機器の購入を行う事業))								1/2			
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/2			
待機児童対策協議会推進事業								1/2			
新たな待機児童対策提案型事業								10/10			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2	1		1
保育士等の処遇改善取得促進等事業		_	_	_	_		_	1/2		<u> </u>	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0			0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

保育対策総合支援事業費補助金精算書(市町村事業・直接補助)

市町村名

										市町村名	
事 業 名	総事業費	寄付金その他	差引額	対象経費の	国庫補助	選定額	国庫補助	国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	差引
尹 未 仁		の収入額		実支出額	基準額		基本額	所要額	交付決定額	受入済額	過不足額
	① 円	② 円	3 (1-2)	④ 円	⑤ 円	<u>⑥</u> 円	⑦ 円	<u></u> 图	<u>9</u> 円	⑩ 円	① (①-8)
保育士資格等取得支援事業 **#定都市・中核市のみ	1 1	1.1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1/2	1 3	1 J	
保育士試験追加実施支援事業 *#短標前のみ								1/2	1	1	- 1
※ 保育士宿舎借り上げ支援事業								1/2	//	- /	/!
保育人材等就職・交流支援事業(保育人材等就職支援事業)								1/2	/1	- 11	
保育人材等就職・交流支援事業(保育士等のキャリアアップ構築のための								3/4	- 11	- / /	1
人材交流等支援事業)									- 11	11	
※ 保育補助者雇上強化事業								3/4	11		- 1
保育士や保育事業者等への巡回支援事業								1/2			- 1
保育士・保育所支援センター設置運営事業 *指定都市・中核市のみ								1/2			
保育士・保育の現場の魅力発信事業								1/2			
※ 保育士修学資金貸付等事業 **投室都市のみ								9/10	1 1	1 1	- 1
※ 保育所等改修費等支援事業(国負担割合3分の2)								2/3			- 1
※ 保育所等改修費等支援事業 (国負担割合2分の1)								1/2	- 1 1		
認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(調査費、助言指導費、								1/2	/ /	1	
※ 指導監督基準遵守助言指導費、認可化移行移転費等)									1 1	1 1	- 1
※ 民有地マッチング事業								1/2	- 1	1	1
※ 広域的保育所等利用事業								1/2	1 1	1	
※ 保育利用支援事業								1/2			
※ 3歳児受入れ等連携支援事業								1/2			- 1
※ 医療的ケア児保育支援事業 **#定都市・中核市のみ								1/2			
※ 家庭支援推進保育事業								1/2			
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 **#定都市・中核市のみ								1/3			- 1
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等にお								1/3			
ける乳幼児受入れ支援事業以外)**#E###・中級##のみ											
保育環境改善等事業(安全対策事業(ICTを活用した子どもの見守りに必								1/2	1 1	1	
要な機器の購入を行う事業))											1
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入								1/2			1
れ支援事業)								1/2	1	1	
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業								1/3			
※ 放課後居場所緊急対策事業								1/3			1
※ 小規模多機能・放課後児童支援事業								10/10			1
新たな待機児童対策提案型事業								1/2			
※ 認可外保育施設改修費等支援事業								1/2			1
2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業		_	_								
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0			0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較して、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ※については①欄から⑧欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

都道府県

1. 都道府県(合計)

1. 都追府県(台訂) 事業名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 ③ (①-②)	対象経費の 実支出額 ④	国庫補助 基準額	選定額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額 (8)	国庫補助 所要額 (9)	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入済額 ①	差引 過不足額 ⑫ (⑪-⑨)
	 円	一 円	③ (U-2) 円	円	<u>⑤</u> 円	(6) 円	円	8 円	円	円	円	<u> (11) - (9)</u> 円
保育士資格等取得支援事業												
保育士養成施設に対する就職等促進支援事業								※ 1	* 2	1 /		
※ 保育体制強化事業										1 /		
※ 保育補助者雇上強化事業										1 /		
保育士や保育事業者等への巡回支援事業												
保育士・保育の現場の魅力発信事業												
保育士修学資金貸付等事業								※ 1	※ 2			
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※ (都市部における保育所等への賃借料支援事業:財政力指数1.0超の市町村及 び特別区)				-								
※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (都市部における保育所等への賃借料支援事業:上記以外の市町村)												
民有地マッチング事業								※ 1	※ 2			
※ 医療的ケア児保育支援事業] /		
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業												
※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業] /		
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間に おける乳幼児受入れ支援事業以外)] /		
※ (1)基本改善事業												
※ (2)環境改善事業] /		
保育環境改善等事業 (安全対策事業 (睡眠中の事故防止対策に 必要な機器の購入等を行う事業、 I C T を活用した子どもの見 守りに必要な機器の購入を行う事業))								※ 1	* 2			
※ 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業] /		1
新たな待機児童対策提案型事業 ②の事業								※ 1	₩ 2]/		
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業]/		1
認可外保育施設改修費等支援事業								※ 1	₩ 2	<u> </u>	<u> </u>	
合計								0	0			0

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. \$欄のimes 1及び $\mathfrak g$ 欄のimes 2については、別表 $\mathfrak g$ により算出されたそれぞれの合計額(imes 1及びimes 2) を記載すること。
- 5. ※については、上記に関わらず、①から⑨の各欄には各市町村の合計を記載すること。

2. 都道府県(市町村分)										
事業名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(6×3/4)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
			0 (0 0)	4		6	7	8	0	(10)
	F	H H	円	円	円	円	円	円	円	円
※ 保育体制強化事業										
※ 保育補助者雇上強化事業										
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※ (都市部における保育所等への賃借料支援事業:財政力指数 1.0超の市町村及び特別区)										
都市部における保育所等への賃借料等支援事業 ※ (都市部における保育所等への賃借料支援事業:上記以外の市 町村)										
※ 医療的ケア児保育支援事業										
※ 保育所等における要支援児童等対応推進事業										
認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)										
(1)基本改善事業										
(2) 環境改善事業 ①~⑥の事業										
保育環境改善等事業 (安全対策事業 (睡眠中の事故 防止対策に必要な機器の購入等を行う事業、 I C T を活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行 う事業))										
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業										
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ③の事業										
合計										

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、別表2の各事業で定める選定額に乗じる割合(3/4等)を⑥に乗じた金額を記載すること。
- 3. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ※については、上記に関わらず、①欄から⑩欄の各欄に、別表2の合計を記入すること。

市町村名

市町村名

1. 市町村

① ② ③ ① ① ② ③ ② ① ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ② ③ ②	1. 市町村												
### (1973年)		総事業費	寄付金その他	差引類	対象経費の	国庫補助其淮類	選定額	市町村	国庫補助	国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	差引
○ 四月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	事業名	心尹未見	の収入額		実支出額	国库州奶至牛阪	ASACTIN.	補助額	基本額	所要額	交付決定額	受入済額	過不足額
留存工程的表现的支援企業 即促发物性、中枢的心体 各位工程的是可以及选择量(四次人体容能整定基础) 各位工程的是可以及选择量(四次人体容能整定基础) 各位工程的是可以及选择量(四次人体容能整定基础) 各位工程的是可以选择量(四次人体容能整定基础) 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 各位工程的是可以选择量 是可以使用的现金分配。 是可以使用的现金分配。 是可以使用的现金分配。 是可以使用的心态之的是一位。 是可以使用的心态。 是可以使用的一位。 是可以使用的心态。		1	2		(4	5	6	<u></u>	(8 9	10	11)	2 (11-9
** の音生と音の子上が支票等級		<u> </u>	H	H	P.	H	Н	円		4 H	H	H	
日際人が容易機・企送支援事業(信用人が何か被支援事業)									W 1	¥ 2	· /	1	
日常人が容認性・交流教授事業(信用士等のキャリアアップ製築のための人材 交流等を理解する ・										W. Z	1 /	l //	
次用表現後期間											1 /	l /I	
# 何男性的學生主要											1	11	
・ 信用部の地の上海に ・ 信用部の地の上海に ・ 信用部の地の上海に ・ 信用部の地の上海に ・ 信用を ・ 信用 ・ 作を ・ 信用を ・ 信用を									W 1	wa	1 /	l / l	
解育士の経済事業を書への近回支援事業 (経行保育改修費等を除く) (信息無限力を必要する (変担の保育改修費等を除く) (信息無限力を必要する (変担の保育改修費等を除く) (信息無限力を必要する (変担の保育改修費等を除く) (信息無限力を必要する (変担の保育改修費等を除く) (信息無限力を必要する (変担の保育改修費等を除く) (信息無限力を公理を (変担の保育改修費等を除く) (信息無限力を公理を (変担の保育改修要等 (原見和財命 3 かっ 2) (W.1	W.2	1 1	1 1	- 1
接管士・保育の思維性力度は需要 (同音士修学音楽技術等 (現底的保育改修育等 (発生的保育改修育等 (発生の)) (国食無財合 3 今の 2) (国食無財合 3 今の 2) (国食無財合 3 今の 2) (国食無財合 3 分の 2) (国食無財合 2 分の 1) (国食無財合 2 分の 1) (国食無財合 2 分の 1) (国食用財合 2 分の 1) (国食用財合 2 分の 2) (国食用財合 2 分の 3) (国食用財合 2 分の 2) (国食用財合 2 分の 2) (国食用財合 2 分の 2) (国育用財合 2 分の 2) (国育用財 2 分の 2 分の 2) (国育用財 2 分の 2 分									* 1	* Z	1 /	1 1	- 1
解析用等な影響の影響等 (原理的條背等な影響を (原理的條背改修費等を除く) (国質型制分 3分の 2) (解析所等な影響等 (原理的條背改修費等を除く) (国質型制分 3分の 2) * 解析等な影響等 (原理的條背改修費等を除く) (国質型制分 3分の 2) * 解放的條件 (国数型制分 3分の 2) * 原理的能力 3分の 2) * 原理的能力 3分の 2) * 原理的能力 3分の 2) * 原理的化修行のための助指阻等 移転費等交換等 (国内修行移址费等) * 原理的化修行のための助指阻等 移転費等交換等 (国内化修行移址费等) * 原理的化修行のための助指阻等 移転費等交換等 (国内化修行移址费等) * 原理的化修行のための助指阻等 移転費等交換等等 * 原理的化修行のための助指阻等 移址费等交换等 (国内化修行移址费等) * 原理的化修行のための助指阻等 移址更等交换等等 * 原理的化修行的处理等 (国内化修行移址度等) * 原理的化修行のための助指阻等 移址更等交换等等 * 原理的化修行のための助指阻等 移址更等交换等等 * 原理的心理的发展等等 (国内化修行移址度等) * 原理的心理的发展等等 (国内化修行移址度等) * 原理的心理的发展等等 (国内化修行的标准度等) * 原理的心理的发展等等 (国内化修行的标准度) * 原理的心理的发展等 (国内化修行的标准度) * 原理的心理的发展等 (国内化修行的体证的助例 2) * 原理的心理的 (国际的心理的处理) * 原理的心理的发展等 (国际的心理的处理) * 原理的心理的发展等 (国际的心理的企业分析的影响 2) * 原理的心理的发展等 (国际的心理的企业分析的影响 2) * 原理的心理的发展等 (国际的心理的影响 2) * 原理的心理的发展等 (国际的情况是对地使更重要) * 原理的心理的发展等等 (国际的情况等等 1 和 1 多 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	保育士や保育事業者等への巡回支援事業										1 /	1 1	- 1
第4上から東西が中華を送り係用の必要を受け、 (国食園的含3分の2) (国食園的含3分の2) (国食園的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3分の2) (国食園的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3分の2) (国食園的含3分の食食の質的含3分の2) (国食園的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3分の2) (国食園的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3人の食食の質的含3人の食食の食食の食食の食食の食食の食食の食食の食食の食食の食食の食食の食食の食食	保育士・保育の現場魅力発信事業			_	_		_	_]]	1 1	- 1
(協負担制令の教育を支援事業 (原庭的保育の物質を作用) (協負担制合2分の1) (協負担制合2分の1) (家庭的保育の教育等を(国負担制合2分の1) (家庭的保育の教育等の(国負担制合2分の1) (家庭的保育等の人間各体等支援事業 (保育的設置促進事業) (家庭的保育等の人間各体等支援事業 (保育的設置促進事業) (家庭的保育等の人間各体等支援事業 (保育的設置促進事業) (家庭市で、サデン学業(コーディネーターの配置支援) (家育利用支援事業) (家育利用支援事業) (家育利用支援事業) (家庭市で、安庭市、中庭市のみ) (家育利用支援事業) (家有利用支援事業) (家有利用支援	保育士修学資金貸付等事業								₩ 1	※ 2		1 1	- 1
(国食相粉合 2分の1) (国食相粉合 2分の1) (国食相粉合 2分の1) (国食相粉合 2分の1) (国食相粉合 2分の1) (国食相粉の食用物等支援事業 (国食用物支援事業 (国内形設置促進事業) (国食用物等之政事業 (国内形設置促進事業) (国内化修行移生の食用物等支援事業 (医可化修行移生質等) (国内形式管理等 (国内化修行移生物支援事業 (医可化修行移生度等) (国内形式管理等 (国内化修行移生物支援事業 (国内市政营促进事業) (国内外保增制政政事等 (国内保育制政の理士 安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ (国内保育制政の理士 安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ (国内保育制政の主士 安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ (国内保育制政政治等事業(公全対策事業 (政政秩)生命之 7 河所時間帯等における見 対力を含めた支援事業以外)治指定都市・中核市のみ (国内保育制政政治等事業(公子)対策事業 (国内民等内部等等における見 対力を含めた支援事業以外)治指定都市・中核市のみ (国内保育制政政治等事業 (公子対策事業 (世別策事業) 第1	保育所等改修費等支援事業 (家庭的保育改修費等を除く)					1 /			₩ 1		1 1	1 1	- 1
(国食目部号を支援事業 (国食担助合3 かの2) ※ 東庭的保育な物養等 (国食担助合3 かの2) ※ 東庭的保育な物養等 (国食用的多2 かの1) ※ 新庭的保育な物養等 (国食用的多2 かの1) ※ 新庭的保育な物養等 (国食用的多2 かの1) ※ 藤市部における保育所等への貨間料等支援事業 (原育所設置促進事業) ※ 藤市部における保育所等への貨間料等支援事業 (原育所設置促進事業) ※ 藤市部における保育所等への貨間料等支援事業 (原育所設置促進事業) ※ 藤田和マルラグ事業 (コーディネーターの配置支援) ※ 原育利用支援事業 ※ 日本 1 年2 年2 年3	(国負担割合3分の2)										1 1		- 1
(国負担割合 2 分の 1)	保育所等改修費等支援事業 (家庭的保育改修費等を除く) ※								※ 1	※ 2	1 /	1 1 1	- 1
	※ (国負担割合2分の1)										1 1	1 1 1	- 1
 ※ 家庭的政府の必要等 ((国別社的管立タウリ1) ※ 都市部における保持等を支援事業 (記可化移行移転費等) ※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (記可化移行移転費等) ※ 民権的セッチング事業 (コーディネーターの配置支援) ※ 民権的セッチング事業 (コーディネーターの配置支援) ※ 民権的理文援事業 ※ 国際の事業 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 国の外保育施設の衛生・安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳が別受入れ支援事業(労企対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳が別を入れ支援事業等事業(安全対策事業、依護保険用金券事業(安全対策事業、依護保険の事業を実会を対策事業、依護保険用金券事業(安全対策事業、依護保険用金券事業(安全対策事業、依護保険用金券事業の会議を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	※ 家庭的保育改修費等(国負担割合3分の2)								※ 1	¥ 2	1 /		- 1
 総か応わしおける候用的等への責債和等を収集等(係可的政策収集事業) 第2 (※ 家庭的保育改修費等(国負担割合2分の1)								¥1	 ¥ 2	1 /		- 1
株 窓町1(砂竹の)ための面面指導・移転貨物支援事業 (3.0 年末 スーターの配置支援) 第2 第1 第2 第2 第3 歳児受入れ等連携支援事業 (3.0 事業 第1 第2 第2 第2 第3 歳児受入れ等連携支援事業 (3.0 事業 第1 第2 第2 第3 歳児受入れ等連携支援事業 (3.0 事業 第1 第2 第2 第2 第2 第3 歳児受入れ等連携支援事業 (3.0 事業 第4 第2 第4 第2 第2 第3 第2 第4 第5 第5 第5 第5 第5 第5 第5	※ 都市部における保育所等への賃借料等支援事業 (保育所設置促進事業)								¥1	¥ 2	1 /	1 1	- 1
 ※ 医育利用支援事業 ※ 保育利用支援事業 ※ 京政・大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業 (認可化移行移転費等)								¥1	¥ 2	1 /	1 1 1	- 1
** (株再刊州及成争業 ** (※ 民有地マッチング事業 (コーディネーターの配置支援)								※ 1	¥ 2	1 /		- 1
※ 3歳死受人れ待連携及及毎季(Dの事業 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 別用の場合を表現 ※ 当 ※ 2 ※ 家庭支援推進保育事業 ※ 指定都市・中核市のみ ※ 1 ※ 2 ※ 幼児受入れ支援事業以外)※ 指定都市・中核市のみ 保育環境改善等事業(安全対策事業(健眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業)) ※ 公等を行う事業、I C T を活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業)) ※ 保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業 ※ 新たな待機児童対策提案型事業 ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3 ※ 3	※ 保育利用支援事業								₩1	¥ 2	1 /	/	- 1
※ 家庭又依任進味月事業 ※ 家庭外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ 保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳 切児受入れ支援事業以外)※指定都市・中核市のみ 保育環境改善等事業 (安全対策事業 (睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う 事業)) 保育環境改善等事業 (放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支 援事業) ※ 新たな待機児童対策提案型事業 ※ 1 ※ 2 ※ 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業 ※ 1 ※ 2 ※ 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業	※ 3歳児受入れ等連携支援事業 ①の事業								₩1	¥ 2	1 /		- 1
※ 配の小保育施設の側面・女生の状事業 ※ 無は他師・不成市のか 保育環境改善等事業(安全対策事業 (睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う 事業)) 保育環境改善等事業 (放課後児童クラブ関所時間帯等における乳効児受入れ支援事業)) 保育環境改善等事業 (放課後児童クラブ関所時間帯等における乳効児受入れ支援事業) ※1 ※2 ※ 配の外保育施設改修費等支援事業 ※1 ※2 ※ 配の外保育施設改修費等支援事業 ※1 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2 ※2	※ 家庭支援推進保育事業								₩1	※ 2	1 /	/	- 1
************************************	※ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 ※指定都市・中核市のみ								※ 1	※ 2	1 /		1
保育環境改善等事業 (壁全対策事業 (睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う 事業)) (保育環境改善等事業 (放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業) (接事業) ※ 新たな待機児童対策提案型事業 ※ 認可外保育施設改修費等支援事業	、 保育環境改善等事業(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳								₩1	※ 2	1 /		- 1
保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支 乗事) (放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支 援事業) ※ 新たな待機児童対策提案型事業 ※1 ※1 ※2 ※2 ※2 歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業 ※1 ※2 ※2 歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業 ※1 ※2 ※2 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3 ※3	** 幼児受入れ支援事業以外)※指定都市・中核市のみ										/	/	- 1
事業)) ※保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業) ※新たな待機児童対策提案型事業 ※記回外保育施設改修費等支援事業 ※記 ※記の減少を受けた事業実施に対する支援事業 ※1 ※2 ※記の減少を受けた事業実施に対する支援事業	保育環境改善等事業(安全対策事業(睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購								ж 1	※ 2	1 /	/	- 1
事業)) ※保育環境改善等事業(放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業) ※新たな待機児童対策提案型事業 ※記回外保育施設改修費等支援事業 ※記 ※記の減少を受けた事業実施に対する支援事業 ※1 ※2 ※記の減少を受けた事業実施に対する支援事業	※ 入等を行う事業、ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う										/		1
接事第												l /	1
援事業) ※ 新たな待機児童対策提案型事業 ※ 認可外保育施設改修費等支援事業 ※ 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業									₩1	 ₩ 2	1/	<i> </i>	1
※ 新たな待機児童対策提案型事業 ※ 認可外保育施設改修費等支援事業 ※ 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業	*										1/		I
※ 認可外保育施設改修費等支援事業 ※ 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業									Ж 1	₩ 2	1/	[<i>[</i>	1
※ 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業									Ж 1	※ 2	1/	I/ I/	1
									₩ 1	※ 2	∜	V V	
									() 0			

- 1. ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑧欄の※1及び⑨欄の※2については、別表2により算出されたそれぞれの合計額(※1及び※2)を記載すること。

1-1 保育士資格等取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・直接補助分)

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
			1	2
I 保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
		, A	Ħ	Н
合 計		0	0	0

都道府県 指定都市 名 中 核 市

1-2 保育士資格等取得支援事業(都道府県、指定都市、中核市事業・間接補助事業分)

	事業の内容	代替職員配置数 (延べ人数)	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額
			1	②
保育士資格等取得支援事業	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業			
	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業			
	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業			
	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業			
	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業			
Ⅱ保育士試験による資格取得支援事業	(1) 受験対策学習費用補助事業			
	(2) 保育士試験受験直前講座実施事業			
合 計		0	円 0	円 0

2 保育士試験追加実施支援事業

都道府県 指定都市 名

対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	2
円	円

※支出を予定している具体的内容が確認できる書類を添付すること。

3-1 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9 (8×1/2)
	円	円	円	円	円	円	円	円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
か所	円	円	円	円	Н	А	円	円
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

3-2 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業(都道府県間接補助事業分)

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4 (2-3)	5	6	7	8	9	① (9×1/2)
	円	H	円	円	円	円	E	円	円
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
			0			0		0	0
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

4-1 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9 (8×1/2)	(10)	(1)
ア			0			0	0			
1			0			0	U	U		
7'			0			0	0			
1			0			0		0		
7			0			0		0		
1			0			0	0	0		
ア			0			0	0	0		
1			0			0	0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	人	月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄から⑦欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑪欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

4-2 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名		総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(⑦×3/4)	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
	1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	① (⑨×1/2)	(1)	(12)
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
	ア			0			0	0				
	1			0			0	0	0	0		
	ウ			0			0					
か所		Ħ	円	円	円	円	Ħ	円	円	円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載すること。
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑫欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

4-3 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区以外かつ財政力指数1.0以下の市町村)(市町村間接補助事業分)

市	町	村	名
---	---	---	---

対象施設名		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(⑦×3/4)	市町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
	1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	10	① (①×2/3)	12	13
	ア			0			0	0			0		
	1			0			0	0			0		
	ア			0			0	0			0		
	1			0			0	0			U		
	ア			0			0	0			0		
	1			0			0	0			0		
	ア			0			0	0					
	1			0			0	0			0		
か所		円	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄から⑧欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、令和元年度以前から事業の対象となっている者については「イ」の行に、分けて記載すること。
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑧欄の額と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ⑪欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ③欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

4-4 保育士宿舎借り上げ支援事業(特別区及び財政力指数1.0を超える市町村)(市町村間接補助事業分)

	市町村名	
л	対象者数	対象月数 (延月数)
(2/3)	(13)	(14

対象施設名		総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(⑦×3/4)	(8×3/4)	市町村 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	対象者数	対象月数 (延月数)
	1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	10	(1)	② (①×2/3)	(13)	(14)
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	7			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	1			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0			0		0					
	ア			0			0	0	0					
	イ			0			0	0	0		0	0		
	ウ			0	_		0		0					
か所		Ħ	円	円	円	円	円	円	Ħ	円	※1 円	※2 円	人	月
0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄から⑨欄まで、令和2年度以降に事業の対象となる者については「ア」の行に、平成30年度から令和元年度の間から事業の対象となっている者については「イ」の行に、平成29年度以前から事業の対象となっている者については「ウ」の行に、分けて記載 すること。
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑪欄には、⑨欄の額と⑩欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ⑫欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は1年間の対象月数の合計数を記入すること。

5-1 保育人材等就職・交流支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額
	1	2	3 (1-2)	4	(5)	6
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築の ための人材交流等支援事業			0			0
	Ħ	円	Ħ	H	円	円
	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

5-2 保育人材等就職・交流支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額
	1	2	3 (1-2)	4	(5)	6
	円	円	円	円	円	円
(1) 保育人材等就職支援事業			0			0
(2) 保育士等のキャリアアップ構築の ための人材交流等支援事業			0			0
	円	円	円	円	円	円
	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

6-1 保育体制強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者 配置数	スポット支援員 配置数
1	2	3	4 (2-3)	5	6	7	8	9	(1) (9×1/2)	(1)	(12)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
			0			0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

6-2 保育体制強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育支援者 配置数	スポット支援員 配置数
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	(10)	① (①×2/3)	12	(13)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
			0			0	0		0	0		
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ①欄には、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7-1 保育補助者雇上強化事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者 配置数	有資格保育補助者 配置数	有資格保育補助者 の採用年月日
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9 (8×3/4)	(10)	(1)	12
	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
			0			0	0	0			
か所	円	H	円	円	H	H	円	円	人	人	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

^{1.} ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

^{2.} ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7-2 保育補助者雇上強化事業(市町村間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者 配置数	有資格保育補助者 配置数	有資格保育補助者 の採用年月日
1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	① (⑨×3/4)	(1)	12	13
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
			0			0		0	0			
か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	人	人	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄の額と⑧欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

7-3 保育補助者雇上強化事業(都道府県間接補助事業)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×7/8)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	保育補助者 配置数	有資格保育補助者 配置数	有資格保育補助者 の採用年月日
(1	2	3	4 (2-3)	(5)	6	7	8	9	10	① (①×6/7)	(12)	(13)	(14)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人	年月日
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
			0			0	0		0	0			
か 	0 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	人 0	0	

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑪欄には、⑩欄に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

8-1 保育士や保育事業者等への巡回支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県 市 町 村 名

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	1	2
(1)保育士への巡回支援		
(2)保育事業者への巡回支援		
(3) 放課後児童クラブへの巡回支援		
(4)魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
(5) 自己評価に係る地域協議会		
合 計	円 0	10000000000000000000000000000000000000

8-2 保育士や保育事業者等への巡回支援事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

都道府県 市 町 村 名

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	1	2
(1)保育士への巡回支援		
(2)保育事業者への巡回支援		
(3) 放課後児童クラブへの巡回支援		
(4)魅力ある職場づくりに向けた啓発セミナー等の実施		
(5) 自己評価に係る地域協議会		
合 計	日 0	円 0

都道府県 指定都市 名 中 核 市

9 保育士・保育所支援センター設置運営事業

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	就職件数	対象者数	求人・求職件数
保育士・保育所支援センター開 (1)	1	2	3	(4)	(5)
設運宮経費					
保育士再就職支援コーディネー (2) ター雇上費					
(3) 保育士キャリアアドバイザー雇 上費					
(4) 再就職支援及び雇用管理改善経 費					
(5) 潜在保育士の把握及びセンター 認知度向上のための経費					
(6) 保育士登録簿を活用した就職促 進経費					
マッチングシステム導入・改修 (7) のための経費					今年度 (前年度同時期)
(8) 放課後児童支援員の人材確保支援のための経費					
	H	円	人		件
合計 (記載上の注意)					(今年度)

(記載上の注意)

1. ③欄、④欄は、(1)については、同センターの事業対象者として登録されている保育士の数((6)による登録者数を含む。)、(2)については、同センターの事業に基づく紹介による 就職件数、(3)については、キャリアアドバイザーによる支援を受けた保育士の延べ人数、(6)については、保育士登録の仕組みを活用して登録された保育士数をそれぞれ記載すること。

10-1 保育士・保育の現場の魅力発信事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県

市町村名

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	1	2
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信		
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置		
	H	П
숌 탉	0	0

10-2 保育士・保育の現場の魅力発信事業(都道府県、市町村間接補助事業分)

都道府県

市町村名

	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	(1)	2
1 保育士の職業や保育の現場の魅力発信		
2 保育士が相談しやすい体制整備 保育士の相談窓口の設置		
	П	円
숌 탉	0	0

11-1 保育士修学資金貸付等事業(直接補助事業分)

都道府県 名 指定都市

			総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は 貸付事業所数	貸付金額
			1	2	3 (1-2)	4	(5)	6	7	® (⑦×9/10)	9	(10)
	(1)	基本額			0			/	/	/		
		入学準備金			0							
保育士修学資金貸付	(2)加算額	就職準備金			0			/				
		生活扶助加算			0							
	(3)就職準備	 情金のみの貸付			0							
	保育補助者雇上費貸付				0							
未就学児を持	寺つ保育士に対する保育料	の一部貸付			0							
	就職準備金貸付				0							
未就学児を持つ保育士	の子どもの預かり支援事業	業利用料金の一部貸付			0							
	貸付事務費				0			\bigvee				
	合 計		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	人 0	円 0

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄は、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑨欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

11-2 保育士修学資金貸付等事業(間接補助事業分)

都道府県 指定都市 名

間接補助事業者名

			総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	都道府県等 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	貸付人数又は 貸付事業所数	貸付金額
				D (3 (1-2)	4	(5)	6	①	8	9	10	11)
	(1)	基本額			0			/	1	/	1		
保育士修学資金貸付		入学準備金			0								
WHITE JAMES	(2) 加算額	就職準備金			0								
	生活扶助加算生活扶助加算				0								
	(3) 就職準備金のみの貸付				0								
	保育補助者雇上費貸付				0								
未就学児を	持つ保育士に対する保育	料の一部貸付			0								
	就職準備金貸付				0								
未就学児を持つ保育	上の子どもの預かり支援事	業利用料金の一部貸付			0					/	/		
	貸付事務費				0			/	<u>//</u>	/ 	/		
	合 計			7	9 19	P	PI	P	Р	※1 円	※ 2 円		円
	ы н			0	0	O	0	0		0	0	0	0

- 1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
- 2. ⑥欄は、③欄、④欄、⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑧欄は、⑥欄と⑦欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること
- 4. ③欄は、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑩欄は、貸し付ける人数又は事業者の総数を記入すること。

市町村名

市町村名

12-1 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	0	2	3(1-2)	4	5	6	0	8
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	P)

12-2 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)(総括表)

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1)-2)	4	5	6	Ø * 1	® ₩ 2
(1)賃貸物件による保育所等改修費等								
(2)小規模保育改修費等							※ 1	
(3)認可化移行改修費等							※ 1	₩ 2
(4)家庭的保育改修費等							 ₩ 1	※ 2
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								※ 2
(6) 乳児等通園支援事業実施事業所改修費等							₩1	₩ 2
合 計	Ħ	F	F	F	Ħ	Ħ	※1 円 0	※2 円

12-3 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

12-3 休月川寺以修貫寺又抜争朱(直接補助争)		->,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1	1		1	
	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
(1)賃貸物件による保育所等改修費等	•	2	3(1)-(2)	(4)	5	6	0	
(2)小規模保育改修費等								
(3)認可化移行改修費等								
(4)家庭的保育改修費等								
(5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等								
(6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

12-4 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)(総括表)

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	0	2	3(1-2)	4	5	6	7	(4)
(1)賃貸物件による保育所等改修費等							₩1	
2)小規模保育改修費等							₩ 1	₩ 2
3)認可化移行改修費等							₩ 1	₩ 2
4)家庭的保育改修費等							₩1	₩ 2
5)幼稚園における長時間預かり保育改修費等							₩ 1	₩ 2
6) 乳児等通國支援事業実施事業所改修費等							※ 1	₩ 2
合 計	H	H	H	Ħ	Ħ		※1 円	※2 円

^{| (}記載上の注意) | 1. ①欄から②欄までの各欄には、別表2の12-1①から12-1③の各施設の合計を記入すること。

⁽記載上の注意) 1. ⑦欄及び⑧欄には、別表2の12-2①から12-2⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

⁽記載上の注意)
1. ①欄から⑤欄までの各欄には、別表2の12-3①から12-3③の各施設の合計を記入すること。

⁽記載上の注意)
1. ⑦欄及び®欄には、別表2の12-4①から12-4⑤により算出した額(※1及び※2)を記入すること。

12-1(1) 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等

市町村名 いかないと 設置主体 事業区分 取借収く 定員 うち定員増 松事業費 寄付金その他 の収入額 # 2145 対象経費の 実支出額 国家盆野北海 選定額 国庫補助所要額 (③×2/3) 東常開始午日日

- (危難上の注意)
 1. 空間は、設置法外の提別を記入すること。(市前村等)
 1. 空間は、設置法外の提別を記入すること。(市前村等)
 2. 空間は、設置者やか小規模信用事業所の監型にないて「A型」「日型」のいずれかを記入すること。
 3. 谷間は、豊樹内等に応じて、「格別」「定路に大」を作れば「特徴性・質の点」のいずれかを記入すること。
 3. 谷間は、豊樹内等に応じて、「格別」「定路に大」を作れば「特徴性・質の点」のいずれかを記入すること。
 5. 密観は、金剛に入した変色の分と、何間の念骸により地面から保育の受け皿(新設の場合け「定真」個と同数、定真の増加しない姿勢の場合は「の」とする。)を記入すること。
 5. 密観は、公職に入した変色のうち、今間の念骸により地面から保育の受け重し新設の場合け「定真」個と同数、定真の増加しない姿勢の場合は「の」とする。)を記入すること。
 5. 密観は、公職を限定が目標と対した。
 5. 密観は、公職と同様と記入すること。
 5. 密観は、「機能の機能で記入すること。
 5. 密観は、「機能の限定につるを能した終色と入すること。
 5. の観は、「機能の関係を記入すること。
 5. の観は、「企業を記入すること。
 5. の観点、小規模を背事まを開始する年月日を記入すること。
 5. の間は、小規模を背事まを開始する年月日を記入すること。
 5. の間は、小規模を背事まを開始する年月日を記入すること。

12-1② 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(3)認可化移行改修費等	F											市町村名	
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×2/3)	移行年月日	事業実施内容
0	0 2	3	4	6	6	7(5-6)	8	9	19	(9)	12	03	9
				A	Ħ	н	А	A	O	B 0	0		既存施設の改修費、設備の設置費 備品の購入費 現番料
						0			0	0	0		 既存施設の改修費、設備の設置費 備品の購入費 賃信料
						0			0	0	0		 既存施設の改修費、設備の設置費 備品の購入費 賃债料
						0			0	0	0		 既存施設の改修費、設備の設置費 備品の購入費 賃信料
						0			0	0	0		 既存施設の改修費、設備の設置費 備品の購入費 賃债料
合針				P) 0	円 0	0	FI 0	FI 0	P) 0	P) 0	H 0		

- (企業上の注象)
 1. ②編は、設置主体の提所を比入すること。(市町村等)
 2. ②編は、設計を予定している資料事業の対態を比入すること。(接可保育所、設定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
 3. ②編は、選可化比特後の出版学のお開定用を比入すること。
 4. ③編は、ご復、③編なが②編を比較し、最もかない場を比入すること。
 5. ○編は、①編の編はごの3を使した終したというること。
 6. ②編は、①編の編はごの3を使した終むと入すること。
 6. ②編は、①編の編はごの3を使した終むと入すること。
 6. ②編は、②編の様にどのませんと続いた続きと入すること。
 6. ②編は、②和の様で対するまりとというなこと。
 6. ②編は、②和の様であるの書句に○とすること。

別表2

12-1③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

	(4)家庭的保育改修數	等										市町村名		
	対象施設名		設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×2/3)	事業開始年月日
- 1		1	2	3	4	6	6	7(6-6)	8	9	99	(f)	(B)	03
						FI	A	Ħ	P	Ħ	Ħ	н	н	
								0			0	0	0	
ſ								0			0	0	0	
L														
								0			0	0	0	
ı														
								0			0	0	0	
Ī								0			0	0	0	
Ī	合計				٨ .	FI 0	FI 0	FI 0	FI 0	H 0	FI 0	FI 0	H 0	
L														

- (回報上の注意)
 1. ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 2. ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)
 2. ③偏似は、逸勢する原始的資産事業所欠以連携の別形記念見を記入すること。
 3. ④個は、公園・金融をひり間を出たし、最少のない場合記入すること。
 5. 印欄は、公園・金融をひり間を出たし、最少のない場合記入すること。
 6. 印織は、公園・金剛を記入すること。
 6. の機は、公園・金剛とついる手と見、表少のない場合記入すること。
 7. ①欄は、家園の配ごついる形式に続き記入すること。(1.000円未満の場数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 7. ①欄は、家園的資育事業を開始する年月日を記入すること。

別表2

12-1④ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合3分の2)

2-1④ 保育所等 6)乳児等通園支援)(国負担割	合3分の2)								市町村名				
対象施設名		設置主体	事業区分	定員	改修費等	礼金及び賃借料	総事業費	寄付金その他の収 入額	をフリー・	対象経費の 支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (③×2/3)	事業開始年月日		
	10	2	3	40 人	6	6	Ø E	(8) 円	9(7-8) H	(a) E	(B) PE	19 E	(i) El	® B	(
									0			0	0	0			
									0			0	0	0			
									0			0	0	0			
									0			0	0	0			
									0			0	0	0			
合計				0			PI 0	円 0	円 0	PI 0	PI 0	Pi 0	B 0	P) 0			

(記載上の注意) 1. ②欄は、設置主体の種別を記入すること。(市町村等)

- 「2 個は、設置主体の程所を犯入すること。(市町村等)
 「2 個は、設置主体の程所を犯入すること。(市町村等)
 「2 信報は、必修等そ行う施防・電車所の規矩を犯入すること。(保資所、設定とも圏、小規模保育事業所、定益的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等)
 3 信報は、現代等基面支援事業所の利用定義を記入すること。
 4 信息報は、現場、修理及び同様を記書する側に、該当する機は「有」定記入すること。
 5 信報は、必要及及「同様を記入すること。
 6 機能は、必要及及「同様を記入すること。
 7 信報は、必要の機能に2・2 5 年後に、経を必定、係定に、1、000円未満の階数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 8 信報は、必要の機に2・2 5 年後に、経を記入すること。
 8 信報は、必要の機に2・2 5 年後に、経を記入すること。

(1)賃貸物件による保育所														市町村名		
对象拖投名	設置主体	施設區分	整備部分	龙角	95定員增	起事業費	事け会ての物	差引額	対象線費の 実実出版	医溶接助医滞根	岩定額	(⊕×2∠4)	古町村補助額		医库福勒所灵精	
		3	- 8		9	0	9	9(2-9)	9		9	9		- 6	\$15×8/9	0
						Я		0		,	0					
								0			۰	0		۰	0	
								0			۰	0		۰	0	
								0			۰	0		۰		
								0				0		۰		
会計			$\overline{/}$			F 0	9	FI 0	H 0	FI 0	F 0	9	H 0	#1 Pi	82 FI	

12-2② 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(開負担割合3分の2)

(2)小規模保育改修費等	供資本條模等															
对象施設名	設置主体	事業部分	整備部分	龙 角	55定員增	却事業費	20 A	1000年	対象経費の 実質出額	国用被助基準額	器定額	(⊕×2/4)	古町村被助領	国审接轨器本额	医非接轨性黄疸	事業開始年月口
0			- 0		6	0		9(2-9)				9			S(S×8/9)	
					*	я		o 33	п	я	0	0 3	я	0	0	
								0			۰	0		۰	0	
								0			0	0			0	
								0				0		۰	0	
								0			0	0			0	
221							0	B 0	B 0	0	FI 0	0	0	#1 PS	82 FI	

別表2

12-2② 保育所等改修費等支援事業(関接補助事業分)(面負担割合3分の2) (3)認可化移行改修費等 寄付金をの物 の収入額 # 51M 対象競費の 実支出額 国非被助基準額 超定額 (8×2/4) 215-6 8(0×k/1 1. 延介施設の必申支、設備の設定支 2. 信品の関入支 2. 支援制 1. 現今後別の信仰者、別僚の別意党 2. 信息の関入党 2. 言意の 1. 販売施設の必要表、設備の設置表 2. 健島の個人表 2. 実施的 1. 販売店店の信仰者、設備の設定者 2. 信息の購入者 3. 支援的 「長寺先別の保管党、別僚の従盟党 2. 信息の譲入党 2. 円舎和

- 別表2

12-2④ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(4)家庭的保育改修费等											市町村名		
对象阻裂名	設置主体	事業部分	典	20年年23	寄付金その物 の収入額	被 5/数	対象研究の 実支出版	国非被收基準额	遊史報	市町村補助額	医非被助基本核	国申補助所更額	事業開始年月日
0			- 0	9		2(5-6)						G(G×2/2)	
				39	я	0	п	я	0	п	0		
						0			۰		0	0	
						۰			۰		0	0	
						۰			۰		0	0	
									۰		0	0	
22			0 >	0 31	9	F .	0	FI 0	FI 0	B 0	81 FI	##2 PJ	

た額(1,000円未満の端敷が生じた場合は、これを切り落てるものとする。)を記入すること。

12-2⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合3分の2)

(5) 幼稚園における長時!	間預かり保育改作	6費等											市町村名		
对象施設名	設置主体	****	老員	約事業費	寄付金さの他 の収入額	# 51M	対象組費の 実支出額	国非被助基準额	遊支額	(8×2/4)	市町村補助額	国穿袖取基本额	国非被助行英额	事業開始年月日	移行年月日
3	- 2	- 2	- 3			2(5-6)						9	(8)(8×8/9)		- 6
				я	n n	0	Я	я			н	0	0		
						۰			۰	۰		0	0		
									۰	۰		0	0		
									۰	۰		0	0		l
									۰	۰		0	0		
±21				FI 0	0		FI 0	B 0	В .	0	Pi 0	81 PJ	62 P)		

12-2⑥ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担制合3分の2)

(6) 乳児等通園支援事業	実施事業所改修	竞等												市町村名		
7833A	製菓主体	事業拡分	龙角	改任责等	礼金及び賃借料	起事業費	本什会なの他の	施引額	対象経費の 支出額	医非接轨基準额	遊史額	(⊕×3∠4)	市町村福祉額	国审视动器木顿	医非被助性衰弱	非果树地 年月口
3	2		- 0			0		8 (2-8)				9			S(S×8/9)	
				R	R	я	В	R	R	R	п	п	R	R	R	
								0			0	0			0	
											0	0			0	
								0				0			0	
											۰	0		۰	٥	
											0	0			0	
225 CARE LOCATE:							FI 0	П 0	П 0	FI 0	E 0		п о	#1 PJ	82 FI	

「他主点の記載」
「「他主点の記載」
「「他主点の記述」
「他主意の記述」
「「他主意の記述」
「他主意の記述」
「「他主意の記述」
「他主意の記述」
「他主意の記述述述」
「他主意の記述」
「他主意の記述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述

12-3① 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(2)小院快休日以廖良节	7													
対象施設名	設置主体	事業区分	整備区分	定員	うち定員増	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (③×1/2)	事業開始年月日
(D (2)	3	4	6	6	2	8	9(7-8)	00	19	9	03	9	69
				,		H	H	H	PI	PI	H	PI	P	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計						H 0	H 0	FI 0	H 0	H 0	H 0	H 0	H 0	

市町村名

市町村名

12-3(2) 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(3)認可化移行改修費等

(0/86/11/01/11/04/99/34/19													
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額(⑦(⑤-⑥)	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (①×1/2)	移行年月日	事業実施内容
	2	3	(4) A	B	<u>в</u>	(Z)(Q)-(b))	- В		- 9	B	B	9	
						0		.,	0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃億料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 傭品の購入費 3. 賃億料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 傭品の購入費 3. 賃借料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 備品の購入費 3. 賃億料
						0			0	0	0		1. 既存施設の改修費、設備の設置費 2. 傭品の購入費 3. 貨信料
合計			. 0	円 0	В	円 0	円 0	円 0	PI 0	円 0	PH 0		

- (記載上の注象)
 1. 企働は、設置主体の程別を記入すること、(市町村等)
 2. は環は、設置主体の程別を記入すること、(市町村等)
 2. は環は、終行を予定している保育事業のお助を記入すること。(認可保育所、認定こども間、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等)
 3. 保健は、記憶・研集との理念の理能と対し、最も少ない場合記入すること。
 6. 企職は、定職を診断を記入すること。
 6. 企職は、出機の働に1/2を乗した額を記入すること。
 7. 仏観は、説印化を行する年月日を記入すること。
 8. 後機は、試印化を行する年月日を記入すること。
 8. 後機は、試印化を行する年月日を記入すること。
 8. 後機は、試音する全ての番号に〇をすること。

12-3③ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1)

4)家庭的保育改修費等										市町村名		
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	総事業費	寄付金その 他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (⑪×1/2)	事業開始年月日
0	(2)	3)	4	6	6	7(5-6)	8	9	90	(8)		
			Α.	FI	PI	H	H	н	A	H	P	
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
						0			0		0	
						0			0	۰	۰	
						0			0	0	0	
						0			0	0	0	
	ļ .	ļ ,		В	В	В	В	P	В	В	B	
合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	

別表っ

12-3(④ 保育所等改修費等支援事業(直接補助事業分)(国負担割合2分の1) (6)乳児等通園支援事業実施事業所改修費等

70元年起國人派于本.	200 2 200 200	~ "										10-0117-12		
対象施設名	設置主体	事業区分	定員	改修費等	礼金及び賃 借料	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (③×1/2)	事業開始年月日
(1)	2	3	4	6	6	⑦ P	80 PI	9(7-8) H	(B)	(0)	(b)	(B)	(8) PH	
						•		0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
								0			0	0	0	
合計			. 0			FI 0	В 0	H 0	FI 0	П 0	H 0	PI 0	H 0	

- 【記載上の注意】

 1. ②欄は、設置主体の種別を犯入すること、(市町村等)

 2. ②欄は、投資主体の種別を犯入すること、(市町村等)

 2. ②欄は、投資等を行う施設・事業所の閲覧を記入すること。(保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家園的保育事業所、効権園、地域子育て支援拠点、児童免達支援センター等)

 3. 塚棚は、現場を開放実施事業施事業所の利用定員を記入すること。

 4. ⑤の衛は、規模としてそれぞれの単低を適用する際に、該当する側に「有」を犯入すること。

 5. 塚棚は、20個を開放を記入すること。

 6. 砂棚は、20個と同様を記入すること。

 6. 砂棚は、20個と同様を記入すること。

 7. 塚棚は、20個の間に12を発化した配を記入すること。

 8. 俀棚は、事業を開始する年月日を記入すること。

 8. 俀棚は、事業を開始する年月日を記入すること。

別表2																
12-4① 保育所等改修!		司接補助事業分) (国負担制	含2分の1										88116		
对象施設名	設計工体	BBE?	整備部分	2員	うら定員者	於事業費	寄付金をの物 の収入額	# 518	対象研究の 単型分類	国穿袖取基準板	826	(0×2/4)	THERMS	国金利斯基本的	Daubers	製設を月日
0	0	3				0	0474	9(2-8)	東文出版 9				9	9	S(S×2/2)	
						я	R	п	п	я	E 0		п	п	R 0	
								0								
								0							0	
								0				۰			0	
								0				۰		۰		
·维斯			$\overline{\ \ }$			FI 0	FI 0	F) 0	F) 0	FI 0	H 0	FI 0	F) 0	iii Fi 0	62 F)	
(記載上の注意) 1. 位機は、設置工体の法人等の 2. 位機は、整備を行う施設に応 3. 依機は、整備内容に応じて、 4. 位機は、改修する保育所又は	にて「保育所」「保育 「大説員実「保護」	所分回」「幼保連携! を朽化」「利便性・質	型器定二とも囲 その向上」のい					· 順複編育事業所力	今の発設種別の食	更の際に活用する場	会は、「朝談(種別別	変) 」と記入すること				
・ 公保は、公保 / 公保 /	のうち、今回の改修	により地加する保育	の受け皿(教徒	4の場合は「1	を長」様と同数	、党員の増加しない	本作の場合は「0」と	する。)を記入するこ	t.							
7. 日間は、日間の前に3/4を	新 にた顔を記入するこ	ΞŁ.														
8 個は、8個と8個を比較し9 8個は、8個の額に交付要素	の別食の第5機に	定める補助率を無じ	て得た額(1,0				捨てるものとする。) き	を記入すること。								
10. 日間は、保育所、保育所分割	8、幼保建携型研究:	ことも圏又は切保達	携型数定ことも	選分割を開き	投する年月日	を記入すること。										
別表2																
12-4② 保育所等改修 (2)小規模保育改修費等	教等支援事業 (原	司接補助事業分	(国負担制	含2分の1										88116		
对象施設名	設置主体	事業部分	整備部分	ZŘ	うち定員者	彩事業費	寄付金さの他 の収入額	#51E	対象経費の 実支出額	医非洲取基单级	826	(©×3/4)	市町村補助額	国非祖职基本级	国穿被取供更额	事業開始年月日
0	0	9	- 8	9		2 B	9 9	9(7-8)	9	0 8	9	9	9	9	S(S×2/2)	0
			1													

对靠施設名	設置主体	****	整備部分	定員	うち定員者	約事業費	事付金をの他 の収入額	# 518E	対象研究の 実文出版	医非祖勒基章的	826	((0×3/4)	市町村福祉組	国申福职基本额	医非磁动性变极	
0	2	9			- 6	0		9(2-8)	9	0	9		9	9	S(S×2/2)	G
						Pi Pi	R	н	В	я	я	Pi Pi	Я	-	-	1
								0						0		1
								٥			۰					
								٥			۰					
								٥			۰					
								0						0		
931						FI 0	PI 0	n •	0	H 0	H 0	B 0	n •	#1 R	82 R	

12-4③ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

对象账款名	設置主体	李章区分	龙角	和事業費	本付金やの 問 競人類の	被引领	対象歴費の 実実出版	医非被助基準額	根末数	(@×3/4)	古町村補助額	医非被助基本核	医非被助所更级	81111111	事業実践内容
0	2	- 2	- 8			205-60	2	9	9				S(5×2/2)	- 5	
			^	В	В		В	FI FI		B 0	R		0		1. 筋肉洗尿の血物質、尿道の原定質 2. 機能の値入費 3. 質者和
									0	0		۰	0		1 時の発放の必要費、計構の保定費 2 億分の購入費 3 労働的
									0	0		۰	0		1. 類的発投の信仰費、設備の後面費 2. 信息の値入費 3. 質情的
									۰	0		۰	٥		1. 新門発尿の血療費、設備の設置費 2. 信息の購入費 3. 労働的
						0				0		۰	0		1 毎年発尿の食物費、設備の設定費 2 億品の購入費 3 労働的
##				PI 0	0	0	B .	Pi 0	0 3	п о	0	#1 FI	82 FI		
は上の注意) 機は、設置工体の法人等を 機は、設置工体の法人等を 機は、設可化移行をの認 機は、認明化移行後の認 機は、信報とは必 機は、信報とは必 機は、信報とは 機は、信報とは 機は、信報とは 機は、信報とは 機は、信報と に 機は、 に 機は、 に 機は、 に 機は、 に 機 に に を に の に に の に の に の に の に の に の に の	保育事業の影響を含 は等の利用定員を記 を比較し、最も少な 他に続を記入する。 て、いずれか少ない 目の別食の第5個に 日を記入すること。	t人すること。(説明) 人すること。 い様を記入すること。 こと。 方の様を記入するこ	8前所、設定: と。					を記入すること。							

12-4(2) 保育所第功格登第支援事業(間接補助事業分)(開負担割会2分の1)

(4) 家庭的保育改修費												市町村名		
对象阻挠名		設置主体	李集区分	发育	和事業費	専付金をの 問 の収入額	施51級	対象競費の 実実出額	医穿孔机基单板	遊史額	古町村補助額	国事補助基本額	医非接取效果结	非 解处标片口
	00	2	3	- 0			715-61		9	9			(B((D×1/2)	4
	П				я	20	R	R	П	н	я	B	я	
										0		۰		
										0		۰		
							۰			۰		۰		
							۰			۰		۰		
							۰			۰		۰		
······································					0 3	0 11	н о	0			п о	#1 P)	82 FI 0	

12-4⑤ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

5)幼稚園における長時													市町村名		
78224	設置主体	*業区分	龙麻	起事業費	事件金寸の の収入額	差51級	対象辞費の 実実圧程	医非被抗基甲醛	選定額	(8×3/4)	市町村福助額	国用被助基本租		事業開始年月日	移行年月日
	0 2	- 3		S P	9	7(5-6)	g B	9	9 B			9	9(5×2/2)	- 0	
										0			0		
						۰			۰	0		۰	0		
						۰			۰	0		۰	0		
									۰			۰	٥		
#21			۰ ۲	E 0	о п	FI 0	Pi o	PI 0	PI 0	FI 0	П 0	#1 FI	82 FI		

12-4⑥ 保育所等改修費等支援事業(間接補助事業分)(国負担割合2分の1)

(6) 乳児等通图支援事業	R.观等通图支援事業実施事業所改修 資 等												市町村名			
对靠施設名	設置主体	****	龙麻	改修费等	北京及び世	総事業費	寄付金さの他の 収入報	差9級	対象問数の	国非祖职基章级	226	(S×3/4)	市町村補助額	国申福职基本额	国穿袖勒所受额	李素開始年月 日
0	2		- 0			0		9(2-8)					9	9	(S(S×2/2)	
				20	В	20	я	В	Я	я	я	я	Я	Я	R	
								0			۰			0	0	l
											۰	۰			0	
								0			۰	۰		0	0	
								۰			۰	۰		0		
								۰			۰					
221			٨.	/	/	Я	FI 0	R	n o	FI 0	FI 0	FI 0	n o	81 R	162 FI	

13-1 都市部における保育所への賃借料等支援事業((1)都市部における保育所への賃借料支援事業)(都道府県間接補助事業)

|--|--|

財政力指数	

(1)財政力指数が1.0超の市町村及び特別区

施設•事業所名	設置主体	施設·事業所種別	建物借料(年額)	賃借料加算 (年額)	(4/5)	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(12) × 27/40 × 2/3)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (⑮×10/10)	交付要網の4(2)⑥ ア(ア)のただし書き の適用の有無 (〇を記載)
(1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	11	12	13	14)	(15)	16	17
			巴	Ħ		Ħ	Ħ	円 O	円	PI	円 0	円 0	Ħ	Ħ	円 0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
								0			0	0			0	
	所 (公) か所 (私) か所		円	H		円 0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	П	Р)

(2) (1)以外の市町村

施設•事業所名	設置主体	施設•事業所種別	建物借料(年額)	賃借料加算 (年額)	(4/5)	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(①×3/4×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額 (⑮×10/10)
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	11)	12	13	14	15	16
			円	Ħ		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0			0
								0							
											0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
か所	(公) か所		円	Ħ		円	円	円	Ħ	円	円	円	円	円	円
0	(私) か所					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ④欄は、認定こども園の場合子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童に係る利用定員数を認定こども園全体の利用定員数で除した数を施設の建物借料に乗じた額を記載すること。
- 3. ⑤欄は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年3月31日号外内閣府告示第49号)第1条第51号に規定する賃借料加算の年額を記載すること。
- 4. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、少ない額を記載すること。
- 5. 交付要綱の4(2)⑦ア(ア)のただし書きを適用する施設については、「(1)財政力指数が1. 0超の市町村及び特別区」の③欄において「(⑩×27/40×2/3)」とあるのを「(⑪×3/4×2/3)」と置き換えて算出すること。
- 6. ⑤欄は、③欄と⑭欄の額を比較し、少ない額を記載すること。
- 7. ⑯欄には、⑯欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

対象施設名

13-2 都市部における保育所への賃借料等支援事業((2)保育所設置促進事業)(市町村間接補助事業)

区分

定員

市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始年月日
12	(13)	(4)((3)×2/3)	(15)
円	円	円	
		0	
		0	
		0	

市町村名

U	2	3	4	9	0	(0-6)	0	9	(II)	W	W	(3)	(4)((3)×2/3)	(13)
		7		P	円	円	P	円	円	円	円	円	円	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
						0			0	0			0	
合計		,		円 0	0	円 0	円 0	0	0	円 0	円 0	※1 円	※2 円	

対象経費の 実支出額

国庫補助基準額

選定額

(10×3/4)

差引額

(記載上の注意)

- 1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO法人等)
- 2. ③欄は、実施する保育所等の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、保育所・幼保連携型認定こども園の別を記入すること。
- 4. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

運営主体

5. ③欄には、①欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。 6. ⑭欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

寄付金その他 の収入額

7. ⑮欄は、保育所等を開始した年月日を記入すること。

14-1 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

							;)
対	象	施	設	名	調査費	助言指導費	指導監督基準 遵守助言指導費
				1	2	3	4
				か所	か所	か所	か所
				0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ②~④欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円
1. 調査費								
2. 助言指導費								
3. 指導監督基準遵守 助言指導費								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意) 1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。

14-1① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1. 調査費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	移行予定 年月日
1	2	3	4 (2-3)	⑤	6	7	8	9(8×1/2)	10	11)
	Ä	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所	PI	円	円	円	Ħ	Ħ	円	Ħ		
0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

14-1② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	移行予定 年月日
1	2	3	4(2-3)	(5)	6	7	8	9(8×1/2)	10	11)
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所 0	0	0	円 0	0	0	0	0	0		

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

14-1③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(都道府県事業・直接補助分)

都道府県名

対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	基準遵守予定 年月日
①	2	3	4(2-3)	5	6	7	8	9(8×1/2)		11)
	円	円	円	円	円	円	円	円		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
			0			0		0		
か所 0	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

14-2 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

						神		()	
対	象	施	設	名	調査費	助言指導費	指導監督基準遵守 助言指導費	認可化移行	亍移転費等
				1	2	3	4	移転費 ⑤	仮設設置費 ⑥
				か所	か所	か所	か所	か所	か所
		0			0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ②~⑥欄は当該施設が各事業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」と記入すること。

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考)自治	台体補助額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	® 円	都道府県補助額 円	市町村補助額 円
1. 調査費										
2. 助言指導費										
3. 指導監督基準遵守 助言指導費										
4. 認可化移行移転費等										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ①欄から⑧欄の各欄には各施設の合計を記載すること。
- 2. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

市町村名

14-2① 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(1.調査費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名		

				4	寄付金その他		対象経費の					計画策定	移行予定	(参考)自治	台体補助額
対	象	施	設 名	総事業費	の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	年月日	年月日	都道府県補助額	市町村補助額
			1	2	3	4(2-3)	(5)	6	7	8	9(8×1/2)	10	11)		
				円	円	円	円	Ħ	円	円	円			円	Ħ
						0			0		0				
						0			0		0				
						0			0		0				
						0			0		0				
						0			0		0				
		0	か所	0	0	0	0	0	0	0	円 0				

^{1.} ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

^{2.} ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

^{3. (}参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-2② 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(2. 助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

Γ.		.,		4 11 at 11 at 1		寄付金その他		対象経費の		422 -t- 450			計画策定	移行予定	(参考)自治	台体補助額
対	象	施	設 名	総事業費		寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	年月日	移行予定 年月日	都道府県補助額	市町村補助額
			1	(2	2)	3	4(2-3)	(5)	6	7	8	9(8×1/2)	10	11)		
				P	9	円	円	円	円	円	円	円			円	円
							0			0		0				
							0			0		0				
							0			0		0				
							0			0		0				
							0			0		0				
		0	か所	0 0	9	0	0	0	0	円 0	0	0				

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ③欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-2③ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(3. 指導監督基準遵守助言指導費)(市町村事業・直接補助分)

市町村名

		T1107011		山色奴隶の					1.T#c	+**	(参考)自治	台体補助額
対象施設名	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	計画策定 年月日	基準遵守予定 年月日	都道府県補助額	市町村補助額
①	2	3	4(2-3)	(5)	6	7	8	9(8×1/2)	10	11		
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
			0			0		0				
か所 0	円 0	円 0	円 0	円。	円。	円 0	円 0	円 0				

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-2④ 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・直接補助分)

Ħ	7	町	村	2

													(参考)自	治体補助額
対象施設名	運営主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の実支出	1額		国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行予定年月日	都道府県補助額	市町村補助額
77378684	~	10 7 712	人額			移転費	仮設設置費		22.00			21172171	M-27/7/10-22 IDC	17-13-13-1111-53-1120
	1 2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	1	①(①×1/2)	13		
		F	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
				0					0		0			
				0					0		0			
				,					Ü		Ů			
				0					0		0			
				0					U		O			
				0					0		0			
				_					_					
				0					0		0			
ħ	·fi /	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円
0 <i>t</i>	·新	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0,0	<i>'''</i>	Ů	Ů	,	,		, and the second	Ů	Ů	ů	, and the second			

- 1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(市町村、株式会社、NPO等)
- 2. ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑰欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑬欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- 5. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

14-3 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業(4. 認可化移行移転費等)(市町村事業・間接補助分)

市町村名

														(参考)自治	台体補助額
対象施設名	運営主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の実支出額			国庫補助基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	移行予定年月日	都道府県補助額	市町村補助額
(1	2	3) A	5(3-4)	6	移転費	仮設設置費 ®	9	10	THE STAR	12	③ (⑫×1∕2)	(4)		
		F	円	Ħ	Ħ	円	F	PI	PI	H	PI	PI		円	H
				0					0			0			
				0					0			0			
									, and the second			, ,			
				0					0			0			
				0					0			0			
				0					0			0			
か所 0か所		0 0	0	円 0	円 0	円 0	O E	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円		円 0	円 0

(記載上の注音)

- 1. ②欄は、法人等の種別を記入すること。(株式会社、NPO等)
- 2. ⑩欄は、⑤欄、⑥欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄には、⑩欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ③欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 5. ⑭欄は、認可化移行する年月日を記入すること。
- 6. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

15-1 民有地マッチング事業(都道府県事業・直接補助事業分)

都 坦府宗石:			

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	7	®(⑦×1/2)
1. 民有地マッチング支援			0			0		0
2. 整備候補地の確保支援			0			0		0
3. コーディネーターの配置支援			0			0		0
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(1)民有地マッチング支援

整備候	補地等	保育所整例		マッチング数	整備決定数	対象経費の	国庫補助基準額
応募数	選定数	応募数	選定数	137232	IE 1/10 / / / 2.30	実支出額	四年间初至十四
1	2	3	4	(5)	6	7	8
か所	か所			か所	か所	Н	Ħ

都道府県名:

(2)整備候補地等の確保支援

	整備候補地 確保数	取組内容	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
	1	2	3	4
ſ			Ħ	円
ı				

(記載上の注意)

1. ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置主体	コーディネーター 配置人数	事業内容	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
2	3	4	5	6
	Y		円	円
				2 3 4 5

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
 - ア. 地域住民との調整 イ. その他(

15-2 民有地マッチング事業(都道府県事業・間接補助事業分)

都道府県名:		

区分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	7	8	⑨(⑧×1∕2)
	円	円	Ħ	円	円	円	円	※1 円	※2 円
3. コーディネーターの配置支援			0			0			0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所	配置主体 コーディネーター 配置人数		事業内容	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
1	2	3	4	5	6
		,		Ħ	円

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
 - ア. 地域住民との調整 イ. その他(

15-3 民有地マッチング事業(市町村事業・直接補助事業分)

国庫補助		選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考)自	台体補助額
基準額	(5)	@ 6		®(⑦×1/2)	都道府県補助額	市町村補助額
		0		0		
		0		0		
		0		0		

市町村名:

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。

区 分

1. 民有地マッチング支援

2. 整備候補地の確保支援

3. コーディネーターの配置支援

合 計

3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要網の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。

寄付金その他

の収入額

4. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

総事業費

(1)民有地マッチング支援

整備候補地等		保育所整例		マッチング数	整備決定数	対象経費の	国庫補助基準額
応募数	選定数	応募数	選定数	137232	IE 100 1/12 30	実支出額	四年11199至平118
1	2	3	4	5	6	7	8
か所	か所			か所	か所	円	円

差引額

0

0

0 円

対象経費の

実支出額

(2)整備候補地等の確保支援

整備候補地確保数	取組内容	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
1	2	3	4
		Ħ	Ħ

1. ②欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載するとともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所	配置主体	コーディネーター 配置人数	事業内容	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
1	2	3	4	5	6
		人		円	円

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(市役所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。

ア. 地域住民との調整 イ. その他()

_	- m-		~		
		村:			

15-4 民有地マッチング事業(市町村事業・間接補助事業分)

補助基本額	国庫補助所要額	(参考)自治体補助額
_	0.0	

市町村名:

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考)自治	台体補助額
	1	2	3	4	(5)	6	7	8	⑨(⑧×1∕2)	都道府県補助額	市町村補助額
	円	円	円	円	Ħ	Ħ	円	※1 円	※2 円	円	円
3. コーディネーターの配置支援			0			0			0		

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、都道府県事業の場合は都道府県の補助額、市町村事業の場合は都道府県及び市町村の補助額を記載すること。
- 3. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 4. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 5. (参考)自治体補助額には、都道府県から市町村への補助額及び市町村が支出する額を記入すること。

(3)コーディネーターの配置支援

配置場所	配置主体	コーディネーター 配置人数	事業内容	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額
1	2	3	4	(5)	6
		λ.		円	円

- 1. ①欄は、コーディネーターを配置している場所(保育所 等)を記載すること。
- 2. ②欄は、コーディネーターを雇用している主体を記載すること。
- 3. ④欄は、コーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるものを記載するとともに、具体的な内容を簡潔に記載すること。
 - ア. 地域住民との調整 イ. その他(

16 広域的保育所等利用事業(総括)

市町村名		

	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	<u> </u>	2	3(1)-2)	4	<u>⑤</u>	<u></u>	7	
	円	円	円	円	円	円	円	円
1. こども送迎センター等事業	0	0	0	0	0	0	0	0
①こども送迎センター事業								
②自宅等送迎事業								
2. 代替屋外遊戯場送迎事業								
3. こども送迎センター設置改修事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意) 1. ①欄から®欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

16 広域的保育所等利用事業

(1)こども送迎センター等事業

①こども送迎センター事業

					実施主体		利	川用保育	所等数	数		.,	关: 加什本法											事業内	
センター名 セ	ン タ -	- 開 i	所 時 1	間	(季軒の場合	保こ	小	家事	地	国	企约	i)	送迎付き添い保育士等 数 数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	バス購 入費	バス借 上費	保育 士等 雇上	運転 手雇 上費
1				2	3						(4	5 6	7	8	9(7-8)	10	1	12	(13)	(4)((3)×1/2)			***	
													Д Д	Е	円	円	円	円	円	円	Ħ				
午前	:	~	:																						
午後	:	~	:													0			0	0	0				
合計			時間								か	·所													
午前	:	~	:																						
午後	:	~	:									4				0			0	0	0				
合計			時間						,		か	·所													
午前	;	~	:																						
午後	:	~	- :									_				0			0	0	0				
合計			時間					-	_		か	·所													
午前	:	~	:																						
午後	:	~	:									_				0			0	0	0				
か所			時間								か	·所		F	円		円	円	円						

市町村名

- 1. ②欄の「午前」、「午後」の欄は、送迎センターの開所時刻、閉所時刻を記入すること。「合計」の欄は、送迎センターの開所時間(午前、午後の合計)を記入すること。
- 2. ④欄には、送迎センターを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に〇を付けること。
- 保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業
- 地…地方単独保育施設 国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
- 企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
- 3. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ③欄には、①欄の額を記入すること。
- 5. ⑭欄には、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 6. ⑤欄は、実施する事業内容の欄に〇を付けること。

16 広域的保育所等利用事業

市町村名

(1)こども送迎センター等事業

②自宅等送迎事業

宇施主体				利用	保育所	沂等数				送迎付き添												施事業内		
実施主体 (委託の場合、 委託先)	保	٦	小	家	事	地	国	企	幼	い保育士等数	登録児童数	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	バス購 入費	バス借 上費	保育士 等雇上 費	運転手 雇上費	事業費
1									2	3	4	5	6	7(5-6)	8	9	10	11)	①(①×1/2)					(
										人	人	円	円	円	円	円	円	円	円					
														0			0	0	0					
									か所													\vdash		
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所					0			0	0	0					
									か所	,	٨	円	円	円	円	円	円	円	円					T
									0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				l	

- 1. ②欄には、送迎サービスを利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に〇を付けること。 保…保育所 こ…認定こども園 小…小規模保育事業 家…家庭的保育事業 事…事業所内保育事業 地…地方単独保育施設 国…認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
- 企…企業主導型保育事業 幼…幼稚園
- 2. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ①欄には、①欄の額を記入すること。
- 4. ⑰欄には、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑬欄は、実施する事業内容の欄に〇を付けること。

	-	_
띪	汞	2

16 広域的保育所等利用事業

(2)代替屋外遊戲場送迎事業

長外遊戯場に伴わる	伊 夸丽等	から仕巷屋外遊戯も	宝 宝族:	- 休			₹	间用保育	所等数	ζ		:*	*迎付き添											実施事業	:内容	
屋外遊戯場に代わる 場所(代替屋外遊戯 場)の名称	までの平	均的な距離、時間数 年間利用回数	場 実施: (委託の場 託先	合、委	保	٦	小	家事	地	H	企	幼幼	送迎付き添 公保育士等 数	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	バス購 入費	バス借 上費	保育士 等雇上 費	運転手 雇上費	事業費
1		(2)	3								4	(5)	(9	8(6-7)	9	10	1	12	(3)((2)×1/2)					(14)
													人	F	3 F	В	В	В	Н	E	Е	ı				
	距離	k	m																							
	時間		分													C			0	0	C)			1 1	1
	回数(年)		П						,			か所													1	
	距離	k	m																							
	時間		分													C			0	0	C)			1)	l
	回数(年)											か所														
	距離	k	m																						1 1	
	時間		分													C			0	0	()			1)	1
	回数(年)		Ω									か所														
か所	ŕ											か所	Y	F	3 F	H P	円	H	H	円	F				1]	
0	D											0	0		0 (0	0	C	0	0	0)			1)	1 1

市町村名___

- 1. 屋外遊戯場に代わる場所が複数ある場合、主とするものを記入すること。
- 2. ②欄の「距離」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な距離」を記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その距離も含む。) 「時間」の欄は、各保育所等から屋外遊戯場に代わる場所までの往復に要する「平均的な時間数」を「分単位」で記入すること。(複数の保育所等を経由する場合、その時間も含む。) 「回数」の欄は、屋外遊戯場に代わる場所の「年間」の利用回数(各保育所等の利用回数の合計)を記入すること。
- 3. ④欄には、屋外遊戯場に付わる場所を利用している保育所等の数、利用している保育所等の施設・事業の欄に〇を付けること。保・保育所 こ・・認定こども園 小・・・・小規模保育事業 家・・・家庭的保育事業 事・・・事業所内保育事業 地・・・地方単独保育施設国・・・認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預か保育運営費支援事業 企・・・企業主導型保育事業 幼・・・幼稚園
- 4. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 5. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 6. ③欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 7. ④欄は、実施する事業内容の欄に〇を付けること。

16 広域的保育所等利用事業

(3)こども送迎センター設置改修事業

送迎センター名	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始年月日
①	2	3	4(2-3)	5	6	7	8	9(8×1/2)	10
	円	円	円	円	円	円	円	円	
			0			0	0	0	
			0			0	0	0	
か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、こども送迎センター事業を開始する(した)年月日を記入すること。

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円
(1)代替保育利用支援								
(2)予約制導入に係る体制整備								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分) 市町村名

(1) 代替保育利用支援

(1)1	代督保育利用文援												
NO.	対象事業	年間利用 実人数	年間利用 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助額
	1	2	3	4	(5)		7(5-6)	8	9	10	11)	①(①×1/2)	(3)
		人	月		円	円	円	円	円	円	円		
1							0			0		0	
2							0			0		0	
3							0			0		0	
小計		0 \	0 月		円 0	0 円	円 0	円 0	0 円	円 0	0 円	0 円	

- 1. ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- 2. ②欄は、年間の利用実人数を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の延べ利用月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- 4. ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当該利用料を軽減又は免 除する額を補助する方法)のいずれかを記入すること。
- 5. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 6. ⑪欄には、⑩欄の額を記入すること。
- 7. ①欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 8. ③欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 〇〇保育園〇時間〇円、補助額 1人につき〇月当たり〇円上限)

17-1 保育利用支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名

(2)予約制導入に係る体制整備

NO.	施設類型	施設名	対象人数	予約入所実施時 期	配置職員	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	Ī	8(6-7)	9	10	11)	12)	(13)(12) × 1/2)
			人			円	円	円	円	円	円	円	円
1								0			0		0
2								0			0		0
3								0			0		0
4								0			0		0
5								0			0		0
6								0			0		0
小計			0			円 0	円 0	円 0	0 円	0	0	0 円	0 円

- 1. ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の対象人数を記入すること。
- 4. ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- 5. ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 8. ③欄には、②欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	9 円
(1)代替保育利用支援									
(2)予約制導入に係る体制整備									
								<u></u> *1	<u></u> *2
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

^{1.} ①欄から⑨欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

נינת	1X	_

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名

(1) 代替保育利田支採

(1)	代替保育利用文 援													
NO.	. 対象事業	年間利用 実人数	年間利用 延べ月数	実施方法	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	(参考) 利用料及び補助 額
	1	2	3	4	(5)	6	7(5-6)	8	9	10	11	12	③(①×1∕2)	(14)
		人	月		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1							0			0			0	
2							0			0			0	
3							0			0			0	
小計	+	。 0	月 0		0	0 円	円 0	0	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	

- 1. ①欄は、一時預かり事業など利用料補助の対象とする事業すべてを記入すること。
- 2. ②欄は、年間の利用実人数を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の延べ利用月数を記入すること。(※1月に複数回利用しても1月とカウントする。)
- 4. ④欄は、ア(対象者に係る利用料を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が等が軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法)、又はイ(対象者が施設・事業所に支払う利用料について、市町村より対象者に対して当
- 5. ⑩欄は、⑦欄、⑧欄及び⑨欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 6. ⑫欄には、⑪欄の額と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。 7. ⑬欄には、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 8. ①欄は、施設ごとに、利用料及び補助額を記入すること。(例:利用料 〇〇保育園〇時間〇円、補助額 1人につき〇月当たり〇円上限)

17-2 保育利用支援事業(市町村間接補助分)

市町村名

(2) 予約制道 λ に 係る休制整備

(Z) Ti	約制導人に係る体制	1笠佣												
NO.	施設類型	施設名	対象人数	予約入所実施時 期	配置職員	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	⑤	6	7)	(8)(6)-(7))	9	(10)	11)	(12)	(13)	$(14)((13) \times 1/2)$
			人			円	円	円	円	円	円	円	円	H
1								0			0			(
2								0			0			C
3								0			0			C
4								0			0			(
5								0			0			C
6								0			0			C
小計			, A			円 0	円 0	0 円	円 0	円 0	円 0	円 0	円	们 0

- (記載上の注意) 1. ①欄は、保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、年間の対象人数を記入すること。
- 4. ④欄は、予約制により設定する入所時期を記入すること。(複数設定する場合は、すべての実施時期を記入すること。随時入所可能とする場合は「随時」と記入すること。)
- 5. ⑤欄は、配置する職員の職種を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ③欄には、①欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 8. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)(総括)

市町村名

	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円
(1)3歳児受入れ連携支援事業								
(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

⁽記載上の注意) 1. ①欄から⑧欄の各欄には各箇所の合計を記入すること。

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

市町村名		
111		

(1)3歳児受入れ連携支援事業

(1/0	戚元文八10连拐又扮	女子木											
NO.	施設類型	施設名	連携支援コーディ ネーターの職種	連携施設設定状況	満3歳以上の 児童の定員拡大	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	5	6	7	8(6-7)	9	10	11	12	(13)(12×1/2)
				か所		円	円	円	円	円	円	円	F.
				家庭的保育									
1				小規模保育				0			0		(
				事業所内保育									
				家庭的保育									
2				小規模保育				0			0		C
				事業所内保育									
				家庭的保育									
3				小規模保育				0			0		(
				事業所内保育									
				家庭的保育									
4				小規模保育				0			0		(
				事業所内保育									
_				家庭的保育				_			_		_
5				小規模保育				0			0		(
				事業所内保育									
				家庭的保育									
6				小規模保育				U			Ü		C
<u></u>		1	<u> </u>	事業所内保育									
				か所] 円	円	円	円	円	円	円	l H
小計				家庭的保育							•		_
				小規模保育		0	0	0	0	0	0	0	١
I		·		事業所内保育	· /	1		l		1			

- 1. ①欄は、連携支援コーディネーターを配置する施設について、保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- 4. ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、()内に具体的な内容を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑫欄には、⑪欄の額を記入すること。
- 8. ③欄には、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

18-1 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村事業・直接補助分)

(2)家庭的保育コンソーシアム形成事業											
	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	コーディネーター数	家庭的保育 事業者数	実施事業内容
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧(⑦×1/2) 円	9 人	⑩ 人	10
家庭的保育コンソーシアム形成事業			0			0		0			1. 共同での備品購入等の調整 2. 共同での自園調理等の調整 3. 連携施設からの給食提供等の調整 4. 代替保育等の調整 5. 家庭的保育補助者の雇用管理等 6. 子どものための教育・保育給付交付金 等の請求等の事務処理 7. 各家庭的保育事業所への巡回指導 又は相談支援等 8. その他()
±1	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- こ。 ③欄には、⑦欄の碗に至めて要素ののできます。 3. ⑧欄には、⑦欄の碗に交付要欄の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。 4. ⑩欄は、コンソーシアムを形成する事業者数を記入すること。
- 5. ①欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

市町村名

18-2 3歳児受入れ等連携支援事業(市町村間接補助事業分)

市町村名

(1)3歳児受入れ連携支援事業

(1)3	歳児受入れ連携支援	事 業												
NO.	施設類型	施設名	連携支援コーディ ネーターの職種	連携施設設定状況	満3歳以上の 児童の定員拡大	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	(4	5	6	(7)	(8) (6)-(7))	9	(10)	(1)	(12	(13)	(⅓(⅓×1/2)
				か月	ŕ	円	円	円	円	円	円	FI	円	円
				家庭的保育										
1				小規模保育				0			0			0
				事業所内保育										
				家庭的保育										
2				小規模保育				0			0			0
				事業所内保育										
				家庭的保育				_			_			_
3				小規模保育	4			0			0			0
				事業所内保育										
				家庭的保育	4									
4				小規模保育	_			U			0			U
				事業所内保育 家庭的保育										
5				小規模保育	4			0			0			0
"				事業所内保育	-			ď			0			· ·
				家庭的保育										
6				小規模保育	1			0			0			0
•				事業所内保育	1			Ĭ			,			· ·
H				か別がある。		н	В	Н		Н	Н Н		※1 円	※2 円
				家庭的保育	Ϊ /	l ''	' '	' 1	.,	''	''	["		//- II
小計				小規模保育	1 /	0	0	0	0	0	0		0	0
			/	事業所内保育	1/	Ĭ	Ĭ	Ĭ	· ·			1		Ĭ

- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、配置する連携支援コーディネーターの職種・保育に従事した経験等を記入すること。(例:保育士、保育士経験者、保育所園長経験者)
- 4. ④欄は、連携施設として連携協力を行う施設の類型毎のか所数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、ア(保育所等の3歳以上児の定員枠の拡大)、イ(保育所等の3歳未満児の定員枠を3歳以上児の定員枠への振替え)又はウ(その他())のいずれかを記入すること。ウの場合は、()内に具体的な内容を記入すること。
- 6. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑬欄には、⑪欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 8. ⑭欄には、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

19-1 医療的ケア児保育支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)(国負担割合2分の1)

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
1	2	3(1-2)	4	(5)	6	7	®(⑦×1/2)
円	円	円	Ħ	円	円	円	円
		0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- (1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受護支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

	E-WH) / 20422	CACIDAMAM	O TEINITO CHANGE		911947 XIII-XIII	「川今」口も口匠(E-7/41777 7000 10	THE INSTRUMENT OF THE PARTY.		SI/T/ロ 却(ヤタ 却) 又 1反。
NO.	施設類型	施設名	看護師等 医療的ケアに 従事する職員	等の配置 対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	(ii
				人						F
1										
2										
3										
4										
5										
小計				人 0						

(記載上の注意

- (記載上の注意) 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども圏、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。
- (2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

(2/2	5次ロブノブルの文	人 いこまず のまた	2/19 3/5 47 02 4/2/10 ().	当日による自成明-
NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
	1	2	3	4
1	巡回による看護 師等の配置			円
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの 策定			
4	検討会の設置			
小計				H
	/			0

- 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

市町村名

総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(⑥×3/4)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
1	2	3(1-2)	4	(5)	6	7	8	9	①(9×2/3)
円	円	円	H	円	Ħ	円	円	円	円
		0		0	0	0		0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要網の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(差難研笑の配置 研修の受護支援 補助者の配置 医療的ケア児の倦見補助 災害対策倦息整備及び園外活動投動支援)

(1)	医療的グチ 売の3	で人を行う休月別	守に関する規程(自護師寺の配直、	切修の支膊又抜	、補助石の配直、	医療的グチ 児の順	自由補助、火告內.	東岬加登岬及び	國外 店期移期文援》
			看護師等	等の配置						
NO.	施設類型	施設名	医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10
				人						Ħ
1										
2										
3										
4										
5										
小計				0						円 0

- 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務從事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

136177770472	24101 C [X] = 101.7	EN1 3/C () 03 4/2/10 (2	三日1年の・中日成日
項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
1	2	3	4
巡回による看護 師等の配置			円
医療的ケア児保 育支援者の配置			
ガイドラインの 策定			
検討会の設置			
			円 0
	項目 ① ③ ②回による看護 節等の配置 医療的ケア児保 育支援者の配置 ガイドラインの 策定	項目 実施の有無 ① ② 巡回による看護 節等の配置 医療的ケア児保 育支援者の配置 ガイドラインの 策定	項目 実施の有無 密察吸引研修 受講済み保育 土の配置 ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ⑤ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥

- 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

19-3 医療的ケア児保育支援事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)(国負担割合3分の2)

総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本 額	国庫補助所要 額
1	2	3(1-2)	4	(5)	6	7	®(⑦×2/3)
円	円	円	Ħ	円	円	円	円
		0		0	0	0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

(1)	医療的ソノ元の3	と人を打り休日が	守に対する収組(4	自設師寺の配直、	切修の文語又接	、補助者の配直、	区が的アプルル	相印册则、火吉对.	末期 印 密 期 及 ひ は	10% 古到
			看護師等	等の配置						
NO.	施設類型	施設名	医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				Α.						円
1										
2										
3										
4										
5										
小計										円
				J						U

(記載上の注意

- (記載上の注意) 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども圏、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

(2/2	5次ロブノブルの文	人 いこまず のまた	2/19 3/5 47 02 4/2/10 ().	当日による自成明-
NO.	項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
	1	2	3	4
1	巡回による看護 師等の配置			円
2	医療的ケア児保 育支援者の配置			
3	ガイドラインの 策定			
4	検討会の設置			
小計				H
	/			0

- (記載上の注意)
 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

市町村名

総事業費	の収入額		対象経費の 国庫補助 実支出額 基準額		選定額	(⑥×5∕6)	都道府県補助 額	国庫補助基本 額	国庫補助所要額
1	2	3(1-2)	4	(5)	6	7	8	9	①(9×4/5)
Ξ	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0		0	0

(記載上の注意)

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑨欄には、⑦欄及び⑧欄を比較し、少ない方の額を記入すること。
- 3. ⑩欄には、⑨欄の額に交付要網の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

(1) 医療的ケア県の受入を行う保育所等に関する取組(差離研等の配置 研修の受達支援 補助者の配置 医療的ケア県の機品補助 災害対策機品整備及び園外活動移動支援)

(1)	四部リアアルマン	と八を打り休日から	AICINI ANNUT (日成時でいた。	明珍の文冊又版	、国列日の旧画、		明阳阳明、火百万.	水岬印玉岬及い西	371活到炒到又拔/
			看護師等	等の配置						
NO.	施設類型	施設名	医療的ケアに 従事する職員	対象 児童数	研修の受講支 援	補助者の配置	医療的ケア児の 備品補助	災害対策備品 整備	園外活動移動 支援	国庫補助基準額
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				人						円
1										
2										
3										
J										
4										
5										
小計				人 0						円 0

- 1. ①欄は、医療的ケア児の受入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記入すること。
- 2. ②欄は、施設名を記入すること。
- 3. ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- 4. ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記入すること。
- 5. ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- 6. ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務從事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- 7. ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- 9. ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する都道府県等の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

136177770472	24101 C [X]	EN1 3/C () 03 4/2/10 (2	三日1年の・中日成日
項目	実施の有無	看護師等又は 喀痰吸引研修 受講済み保育 士の配置	国庫補助基準 額
1	2	3	4
巡回による看護 師等の配置			円
医療的ケア児保 育支援者の配置			
ガイドラインの 策定			
検討会の設置			
			円 0
	項目 ① ③ ②回による看護 節等の配置 医療的ケア児保 育支援者の配置 ガイドラインの 策定	項目 実施の有無 ① ② 巡回による看護 節等の配置 医療的ケア児保 育支援者の配置 ガイドラインの 策定	項目 実施の有無 密察吸引研修 受講済み保育 土の配置 ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ③ ⑤ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥

- 1. ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- 2. ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合で、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

20-1 家庭支援推進保育事業(市町村事業・直接補助分)

NO.	保育所等名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童 入所率	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外 の加配数	要保護児童対策 地域協議会への 参加	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	(5)	6	(7)	8	9	10	(1)(9-10)	(12)	(13)	(1 4)	(15)	(f6)(f5)×1/2)
			月	%	%	人	人		円	円	円	円	円	円	円	円
1											0			0	0	0
2											0			0	0	0
3											0			0	0	0
4											0			0	0	0
5											0			0	0	0
6											0			0	0	0
小計	か所 0	か所 公 0 私 0					0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. 保育所等ごとに記入すること。
- 2. ②欄は、いずれかを選択すること。
- 3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。
 - (「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、小数点第1位まで記入)
- ただし、年間平均の対象児童入所率が上記割合を下回る場合は、超えた月のみを対象とし、その平均の対象児童入所率を記入すること。
- 7-7-2、十同ドラルンド象が上来、バルドル・エル・おけることがあっていた。 (この場合の「午間事業月数」は、対象児童人所学が「要保護児童が策地域協議会」「保育工が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)
- 4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。 (必ず20%以上、小数点第1位まで記入)
- 5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- 6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)
- 7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。
- 8. ⑭欄は、⑪欄、⑫欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 9. ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
- 10. ⑥欄には、⑤欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

20-2 家庭支援推進保育事業(市町村間接補助事業分) 市町村名

NO.	保育所名	設置主体 (公又は私)	年間事業 月数	平均対象児童 入所率	平均対象外国人 世帯児童 入所率	加配保育士数	文化・習慣等に精 通した保育士以外 の加配数	要保護児童対策 地域協議会への 参加	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3	4	(5)	6	9	(8)	9	(10)	(1)(9-(10)		(13)	(14)	(15)	(16)	00(001172)
			月	%	%	, ,	人		円	円	円	円	円	円	H	円	円
1											0			0			0
2											0			0			0
3											0			0			0
4											0			0			0
5											0			0			0
6	-										0			0			0
小計	か所 0	か所 公 0 私 0				0	0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	E C	※1 円	※2 円

- 1. 保育所等ごとに記入すること。
- 2. ②欄は、いずれかを選択すること。
- 3. ④欄は、事業を実施した月ごとに対象児童入所率(対象児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象児童入所率を記入すること。 (「要保護児童対策地域協議会」に保育土が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上、小数点第1位まで記入 ただし、年間平均の対象児童入所率が上記割合を下回る場合は、起えた月のみを対象とし、そのの対象児電入所率を記入すること。 (この場合の「年間事業月数」は、対象児童入所率が「要保護児童対策地域協議会」に保育土が構成員として参加する場合は30%以上、それ以外の場合は40%以上を超えた月数を記入すること。)
- 4. ⑤欄は、事業を実施した月ごとに対象外国人世帯児童の入所率(対象外国人世帯児童数を入所児童数で除した数)を算出し、それを合計したものを事業実施月数で除して得た、年間平均の対象外国人世帯児童入所率を記入すること。 (必ず20%以上、小数点第1位まで記入)
- 5. ⑥欄は、本事業の要件である設置配置基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- 6. ⑦欄は、本事業に規定する外国人子育て家庭の児童に対する支援を適切に実施できる職員を加配した人数を記入すること。(必ず1人以上)
- 7. ⑧欄は、市町村が参集する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する場合は「有」と記入すること。
- 8. ④欄は、⑪欄、⑫欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 9. ⑯欄には、⑭欄の額と⑮欄の額を比較して少ない方の額を記載すること。
- 10. ①欄には、⑥欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

21-1 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県事業・直接補助分)

道府県	名		

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	地域連携推進員 配置数	地域連携推進員の 巡回支援施設数
1	② 円	③ 円	④(②-③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	® 円	⑨(⑧×1/2) 円	⑩ 人	① か所
			0			0	0	0		277
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
			0			0	0	0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。
- 3. ①欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

21-2 保育所等における要支援児童等対応推進事業(都道府県間接補助事業分)

市町村名

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑦×3/4)	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	地域連携推進員 配置数	地域連携推進員の 巡回支援施設数
1	② 円	③ 円	④(②-③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	9 円	⑩ 円	⑪(⑩×2/3) 円	⑫ 人	① か所
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
			0			0	0			0		
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑬欄は、保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱3(2)⑤に定める地域連携推進員が、巡回支援を行う施設数(実数)を記入すること。

22-1 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・直接補助分)

指 定 都 市 。

市町村名	認可外保育施設名	運営 主体	区分	参加人数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	(13)
				人	円	円	円	円	円	円	円	円
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
							0					
	か所 0	か所 公 私		0	0	0	0	0	円	0	0	円 0

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 4. ⑫欄は、⑪欄と同額を記入すること。
- 5. ⑬欄は、⑰欄の額に1/3を乗じた額を記入すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

22-2 認可外保育施設の衛生・安全対策事業(市町村事業・間接補助分)

指定都市名中核市名

市町村名	認可外保育施設名	運営 主体	区分	参加人数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11)	12	13	(4) (13 × 1/3)
				人	円	円	円	円	円	円	円		円
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
							0						
	か所			Α.	円	円	円	円	円	円	Ħ	※1 円	※2 円
	U	公私		0	0	0	0	0		0			0

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 4. ③欄には、①欄の額と⑫欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 5. ⑭欄には、⑬欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

市 町 村 名

市町村名	認可外保育施設名	運営 主体	区分	参加人数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	(⊕×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	⑤ 人	<u>⑥</u> 円	⑦ 円	<u></u> 图	<u> </u>	(1) (2)	① 円	<u>⑫</u> 円	(13)		0,0
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
							0							
		か所公		0	0	円 0	0	円 0	円	円 0	円 0	Ħ	円	0 F

- 1. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 2. ①欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑭欄は、⑫欄の額と⑬欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

指定都市 中核市

名

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	5	6	7	8
(1)基本改善事業								
①保育所等設置促進事業								
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業								
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業								
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業								
①障害児受入促進事業								
②分園推進事業								
③熱中症対策事業								
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業								
⑤感染症対策のための改修整備等事業								
⑥保育環境向上等事業								
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	円 0	円 0	円 0			円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

指定都市

中 核 市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業

施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	提供する保育サービス内 容	実施事業内容
1	2	3		5(3-4)	6	7	8	9	①(9×1/3)	11	1
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所公	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		

^{1.} ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

^{2.} ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

^{3.} ⑪欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。

^{4.} ⑫欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市名中核市

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

(2)病児保育事業(体調不良児気	可心空/改直征	<u> </u>	1			T	T	T			
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	①(⑨×1/3)	11)	12
		円	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 (C	か所) 公	0 円	0	0	0	0	0	円 0	0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市名中核市名

(1)基本改善事業

③ ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

	(3)ノンコンタクトタイムスペース	<u>文直促進爭果</u>								1	
	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
	1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	①(⑨×1/3)	11)
ſ			円	円	田	円	円	円	円	円	
		公			0			0		0	
		公			0			0		0	
		公			0			0		0	
		公			0			0		0	
		公			0			0		0	
		公			0			0		0	
	か所 0	か所公	円 0	円 0	円 0	円 0	0	0	円 0	円 0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、実施した事業の内容について記入すること。

指定都市名中核市名

(2)環境改善事業

①障害児受入促進事業

①障害児受人促進事業			1	1	1	T	1		1	
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
(1	2		4	5(3-4)		7	8	9	①(9×1/3)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0			1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0			1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か 可	0			円	PI					
	公	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ①欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市名中核市

(2)環境改善事業

②分園推准事業

②分園推進事業										
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	$(0)(9 \times 1/3)$	0
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 0	か所公				円	H		円	Ħ	
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

指定都市中核市

名

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

③ 熱甲症刈束事素										
対象施設名	設置 室数	心	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	設置内容
①	2	3	4	(3-4)	6	7	8	9		
		円	円	円	円	円	円	円	円	
							0			
				0					0	
				0			0			
				U					U	
							0			
				0					0	
				<u> </u>					·	
							0			
				0					0	
							0			
				0					0	
か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	か所
	0	1	0	0	0	١	0	0	0	新規 (
U				· ·	Ŭ	Ĭ				
										更新 (
										新規及び更新 (

- 1. ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ①欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

指定都市名中核市名

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
①	2	3	4	(3)-(4)	6	7	8	9	①(9×1/3)	11	0
		円	円	円	円	円	円	円	Ħ		
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	円		
0	公	0	0	0	0	0	0	0	0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ①欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指 定 都 市 名 中 核 市

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

⑤感染症対策のための改修整備等事業

③ 松朱証刈束の75gの0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出の内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9		1
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0	か所	PI	円	円	円	円	円	円	PI	
Ĭ	公	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

指 定 都 市 名 中 核 市 名

23-1 保育環境改善等事業(市町村事業・直接補助分)

(2)環境改善事業

⑥保育環境向上等事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出の内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8			11
		円	H	円	円	円	円	円	円	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
	公			0			0		0	
か所 0	か所	PI	円	円	円	円	円	PI	円	
·	公	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

23-2 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

指定都市 中核市 名

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	
	1	2	3(1-2)	4	5	6	Ī	8	9	
(1)基本改善事業										
①保育所等設置促進事業										
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業										
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業										
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2)環境改善事業										
①障害児受入促進事業										
②分園推進事業										
③熱中症対策事業										
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業										
⑤感染症対策のための改修整備等事業										
⑥保育環境向上等事業										
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外)計(B)	0	0	0	, and the second	0	0	0	0	0	
合 計(A+B)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円	

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

指定都市 名中 核 市

(1)基本改善事業

①保育所等設置促進事業												
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	提供する保育サービス内 容	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	12	(3)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所私	円 0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	0	円 0	円 0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、保育所、保育所分園の別を記入すること。
- 5. ^③欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業·間接補助分)

指定都市名中核市名

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	12)	(3)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所) 私	円 0	円 0	0	円 0	円 0	0	円 0	円 0	0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 5. ⑬欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市名中核市名

(1)基本改善事業

③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要 額	実施事業内容
	① ②	3	4	(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	12)
		H	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
ħ	所 か所 0 私	· 円	0 円	0	0	円 0	0	円 0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、実施した事業の内容について記入すること。

指定都市名中核市

(2)環境改善事業

① 隨害児受入促進事業

①障害児受入促進事業											
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
①	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	(
		Ħ	円	H	円	円	円	H	E	Ħ	
	私			0			0				 1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
か所 0	か所	PI C	円 0	Ħ	円 0	n O	円 0	H o	円 0	H o	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市名中核市名

(2)環境改善事業

②分園推進事業											
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	$(1)(10 \times 1/3)$	()
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所 (f か所) 私	П	H O	H O	円 0	円 0	円	円 0	円 0	円 0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市中核市

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業

② 州 1 上 バリス・テス											
対象施設名	設置 室数	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	設置内容
1	2	3		5(3-4)	6	7	8			①(①×1/3)	12
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
				0			0			0	
か所	室	円	円	円	円	円	円	円	円	円	か所
0											新規 0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	更新 0
											新規及び更新 0

- 1. ②欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 4. ①欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑫欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

指 定 都 市 名 中 核 市 名

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
①	2	3	4	(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	12	(3)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
か所	か所	H	円	円	円	円	円	円	円	円	_	
0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 5. ③欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

指定都市 名

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業・間接補助分)

(2)環境改善事業

⑤ 成染症対策のための改修整備等事業

<u>(5)感染症対策のための改修整備等事業</u>		1			1				1	1	
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出の内容
1	2	3	4	5(3-4)	6		8	9	10		
		H	円	円	円	円	円	円	円	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所	か所	円	円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円	
0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

23-2 保育環境改善等事業(市町村事業·間接補助分) 指 定 都 市 名

(2)環境改善事業

⑥保育環境向 F 等事業

少床月環境内工 专事来 対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入予定額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出の内容
①	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/3)	
		円	円	円	円	円	円	円	Ħ	円	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
	私			0			0			0	
か所 0	か所	円 0	H o	П	円 0	П	H o	円 0	※1 円	※2 円	

- 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑨欄と⑧欄の少ない額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

23-3 保育環境改善等事業(総括)(都道府県間接補助事業)

都道府県 名

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	①	2	3(1-2)	4	5	6	7	8	9	10
(1)基本改善事業										
①保育所等設置促進事業										
②病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業										
③ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業										
(1) 計(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)環境改善事業										
①障害児受入促進事業										
②分園推進事業										
③熱中症対策事業										
④病児保育事業(体調不良児対応型)推進事業										
⑤感染症対策のための改修整備等事業										
⑥保育環境向上等事業										
(2)(安全対策事業、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業以外) 計(B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計(A+B)	円 0	0	円 0	0	円 0	0	0	0	0	0

^{1.} ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業) (1)基本改善事業

町村名	施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (6)(4)-(5))	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 (③(①)×1/2)	提供する保育 サービス内容	実施事業内容
(I)	\ <u>\</u>) 3	円	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	(B) (4)-(3))	THE STATE OF THE S) H	9		- U	円	円	<u>U</u>	
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
	か所				0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費

都道府県 名

- 6. ⑤欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(1)基本改善事業

②病児保育事業(体	調不良児対応型)設置促進事業													
市町村名	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
1	2	3	4	5	⑥ (④ − ⑤)	7	8	9	10	11	(12)	(3)((12)×1/2)	(14)	Œ
			H	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計 0 市町村	•	か所 公 私	0	0	円 0	Π 0	円 0	円 0	0	円 0	円 0	円 0		

(記載上の注意)

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 6. ⑮欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

都 道 府 県 名

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(1)基本改善事業

③ノンコンタクトタイプ 市町村名	ムスペース設置促進事業 対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
(1)	2	3	4	(5)	6 (4 - 5)	7	8	9	(10)	(1)	(12)	(3)((12)×1/2)	14
			円	円	円	円	円	円	Ä	円	円		
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計 0 市町村	か所 (か所 公 私	円 0	П	T)	円 0	0	円 0	PH o	円 0	円 0	円 0	

都 道 府 県 名

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑫欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、実施した事業の内容について記入すること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(2)環境改善事業

①障害児受入促進	事業												
市町村名	施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4	5	6 (4 - 5)		8	9	10	11)	(12)	(13)(12)×1/2)	14
			円	円	円	F	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計 0	か所 0	か所 公	H	Ħ	円	Ħ	l 円	円	H	円	円	円	
市町村	1	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

都 道 府 県 名

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(2)環境改善事業

②分園推進事業													
市町村名	施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
1	2	3	4	5	6(4-5)	7	8	9	10	11	(12)	(13)(12)×1/2)	(1)
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					0			0	0				1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0	1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0				1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	H	Ħ	円	円	H	H	Ħ	円	円	Ħ	
0 市町村	0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

都 道 府 県 名

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県

(2)環境改善事業

③熱中症対策事業 設置 室数 寄付金その他の収 入額 対象経費の 実支出額 都道府県 補助額 国庫補助基準額 設置内容 市町村名 対象施設名 総事業費 差引額 選定額 (9×2/3) 国庫補助基本額 国庫補助所要額 (6)(4)-(5)) $(13)((12) \times 1/2)$ 円 円 円 円 円 円 合計 室 円 円 田 円 か所 か所 新規 更新 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 市町村 新規及び更新

- 1. ③欄は、冷房設備を新規設置又は更新するための改修等を行う室数を記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。 5. ④欄は、冷房設備の新規設置のみの場合「新規」、更新のみの場合「更新」、新規設置及び更新の場合「新規及び更新」と記入すること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(2)環境改善事業

④病児保育事業(体	(調不良児対応型)推進事業													
市町村名	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
(1)	2	3	(4)	(5)	(G) ((A)-(S))	(7)	8	9	(10)	10	12	(13)(12)×1/2)	(14)	(5)
			P	円	円	Ħ	円	円	円	円	円	円		
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					0			0	0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計 0	U	か所 公	Р	円	Ħ	Ħ	PI	P	Ħ	Pi	P	Ħ		
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

都 道 府 県 名

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ③欄は、①欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
- 6. ⑮欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

都 道 府 県 名

(2)環境改善事業

<u> </u>	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	支出の内容
1		2 3	3	5	6(4-5)	7	8	9	10	1	12	(3)((12)×1/2)	
			H	円	円	円	H	円	円		円	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
	か	所 か月	f A	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	PI	Ħ	※1 円	※2 円	
0		0 公											
市町村		私											

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、「トイレ・調理場の乾式化」や「非接触型蛇口の設置」等、支出した内容を具体的に記入すること。

23-3 保育環境改善等事業(都道府県間接補助事業)

(2)環境改善事業 ⑥保育環境向上等事業 都 道 府 県 名

市町村名	対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(9×2/3)	都道府県 補助額	国庫補助基本額		支出の内容
1	2	3	4	5	6(4-5)	7	8	9	10	11	12	(3)((12) × 1/2)	14)
			円	円	円	円	円	Ħ	円	円	B	円	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
					0			0	0			0	
合計	か所	か所	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	※1 円	※2 円	
0	0	公											
市町村		私	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ③欄は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
- 2. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑫欄は、⑩欄と⑪欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。
- 4. ⑬欄は、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑭欄は、「机・椅子の購入」や「フローリング貼の更新」等、支出した内容を具体的に記入すること。

23-4 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・直接補助分)

市町村 名

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
(2)環境改善事業	1	2	3(1-2)	4	<u>\$</u>	6	<u> </u>	8
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業								
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

(2)環境改善事業

23-4 保育環境改善等事業(市町村事業·直接補助分)

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入 額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
①	2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	①(⑨×1/2)	11)	12
		F.	円	円	円	円	円	円	円		
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	公			0			0		0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費

円

円

市町村名

円

円

(記載上の注意)

1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

か所

- 2. ⑩欄は、⑨欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 3. ⑪欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。

か所

4. ⑫欄は、該当するもの全ての番号にOをすること。

23-5 保育環境改善等事業(総括)(市町村事業・間接補助分)

市町村 名

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (3)(1)-(2))	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 ⑨
(2)環境改善事業	<u> </u>	<u>(2)</u>	3((<u>1</u> - <u>2</u>)	4	<u> </u>	<u>(6)</u>	<i>(</i>)	<u> </u>	<u> </u>
⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における 乳幼児受入れ支援事業									
合 計	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円

(記載上の注意)

1. ①から⑨の各欄には各施設の合計を記入すること。

(2)環境改善事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等に	おける乳幼児受	そ入れ支援事業										
対象施設名	運営 主体	総事業費	寄付金その他の収入 額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	市町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	事業開始 年月日	実施事業内容
	1 2	3	4	5(3-4)	6	7	8	9	10	①(①×1/2)	12	(3)
		F	1 円	円	円	円	円	円	円	円		
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		 設備の設置費及び修繕費 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
	私			0			0			0		1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
ħ	が所 か所	i P	H H	円	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	PI	Ħ		
0	私	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

市町村名

- 0 (記載上の注意) 1. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑩欄は、⑧欄と⑨欄を比較し、低い額を記入すること。
- 3. ⑪欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑫欄は、放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児の受入れを開始する年月日を記入すること。
- 5. ⑬欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

23-6 保育環境改善等事業(総括)(直接補助事業分)

都道府県 市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の収入 額 ②	差引額	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額	国庫補助基本額	国庫補助 所要額
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業								
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業								
合 計	円 0	0	0	0	円 0	0	※1 円	※2 円

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

- 23-6① 保育環境改善等事業(直接補助事業分)
- (2)環境改善事業
- 8安全対策事業
- (2) ICTを活用したスピュの目空川に必要な機関の購入を行う事業

(2)ICIを沿	5用した士で	こもの見寸り	こ必安は協奋の) 購入を打り事	耒						
対象施設名	設置主体 (公立、私立 の別)	施設種別	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	購入等の機器
1	2	3	4	5	6 (4-5)	7	8	9	10	① (①×1/2)	12
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

都道府県 名

市町村

- 1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- 3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額を記載すること。
- 5. ①欄は、⑩欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 6. ⑫欄には、製品名等を記入すること。
- 7. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

23-7 保育環境改善等事業(総括)(間接補助事業分)

都道府県 市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の収入 額 ②	差引額	対象経費の 支出額 ④	国庫補助 基準額 ⑤	選定額	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助 所要額 ⑨
(2)環境改善事業 ⑧安全対策事業									
(1)睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業									
(2)ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業									
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	円 0	0	0	0	0	0	※1 円	※2 円 0

(記載上の注意)

1. ①欄から⑨欄までの各欄には、別表※の※一※の合計額を記入すること。

밂	表っ	

23-7 保育環境改善等事業(間接補助事業分)

(2)環境改善事業

8安全対策事業

(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入を行う事業

都道府県		
市町村	名	

	対象施設名	対象施設の類型	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額 (5(3)-④)	文山銀	国庫補助基準額	選定額	(8×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 ①(①×2/3)	
	U	(2)	3	(4)	3(3-4)	0	w.	0	9	(III)	W	(L)((L) × 2 / 3)	(1)
対象児童数	Д.				0			0	0				(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品 ()
													(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム
対象児童数	Д				0			0	0			0	(3)その他類似製品 ()
対象児童数	λ.				0			0	0			0	(1)午睡チェック (2)無呼吸アラーム (3)その他類似製品
	か所		P	<u></u>	円	円	<u></u>	円	四	А	※1 円	※2 円	, ,
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 1. ①欄は、上段は「施設名」を記入し、下段は補助対象機器の使用対象となる児童数を記入すること(対象児童数以上の機器の購入及び同一児童に対する複数機器の購入は補助対象外であることに留意すること。)。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 3. ⑨欄は、⑧欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 4. ⑪欄は、⑨欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 5. ⑫欄は、⑪欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 6. ⑬欄は、該当するもの全てにOをすること。なお、(3)に該当する場合、製品名等を記載すること。

(2) 【CTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

対象施設名	設置主体 (公立、私立の 別)	施設種別	総事業費	寄付金その他の 収入額 ⑤	差引額 (6) (4) (4) (5))	対象経費の 支出額 ⑦	国庫補助基準額	選定額	(⑨×3∕4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額 ③ (⑫×2/3)	購入等の機器
	(2)	3		9	⊌ (4)−(3)	<i>W</i>	•	9	100	W	W.	(b) ((b) × 2 / 3)	(14)
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

- 1. ②欄には公立(自治体による設置)又は私立(社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置)を記載すること。
- 2. ③欄には保育所や小規模保育事業等の施設種別を記載すること。
- 3. ⑨欄は、⑥欄、⑦欄及び⑧欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 4. ⑩欄は、⑨欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 5. ⑰欄は、⑩欄と⑪欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
- 6. ⑬欄は、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記載すること。
- 7. ⑭欄には、製品名等を記入すること。
- 8. 記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(総括)(都道府県、市町村事業・直接補助分)

都道府県 市町村名

		総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
		① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円		⑥ 円	⑦ 円	
1. 質の確保	呆・向上のための研修事業								
2. 質の確保	呆・向上のための巡回支援指導事業								
	計	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。 2. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記載すること。

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(1)質の確保・向上のための研修事業

都道府県 市 町 村 名

研修実施事業者(所)名	研修開催場所	開催 回数	研修 受講者数	研修の内容	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額
1	2	3	4	5	6	7	8(6-7)	9	10	11)
		回	人		円	円	円	円	円	円
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
				1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
∆ =1	か所	□	人		円	円	円	円	円	円
合計	0	0	0		0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 2. ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- 3. ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- 4. ⑤欄は、実施する研修内容に〇をすること。
- 5. ①欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

24-1 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県、市町村事業・直接補助分)

(2)質の確保・向上のための巡回支援指導事業

都道府県 市 町 村 名

巡回支援指導 実施事業者(所)名	巡回支援 指導員数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額
①	2	3	4	(3-4)	6	7	8
	7	円	円	円	Ħ	円	円
				0			0
				0			0
				0			0
슴計	0	円	円 0	円	円	円 0	円

- 1. ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(総括)(都道府県間接補助事業分)

市町村名	
------	--

	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3/4)	都道府県 補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	⑨ 円	⑩(⑨×2/3) 円
1. 質の確保・向上のための研修事業										
2. 質の確保・向上のための巡回支援指導事業										
計	0	0	0	0	0	0	0			0

- 1. ①欄から⑤欄の各欄には各箇所の合計を記載すること。
- 2. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑦欄は、⑥欄の額に3/4を乗じた額を記入すること。
- 4. ⑨欄は、⑦欄と⑧欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(1)質の確保・向上のための研修事業

市町村名

研修実施事業者(所)名	研修開催場所	開	開催 回数	研修 受講者数	研修の内容	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額
1		2	3	4	(5)	6	7	8(6-7)	9	10	1
				人		円	円	円	円	田	円
					1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
					1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
					1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
					1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
					1. 事故報告 2. ガイドライン 3. 検証 4. その他			0			0
合計	ħ	が所	回	人		円	円	円	円	円	円
口前	0		0	0		0	0	0	0	0	0

- 1. ②欄は、研修を開催する施設名及び住所を記載すること。
- 2. ③欄は、実施延べ回数を記載すること。
- 3. ④欄は、研修受講者の実人員数を記載すること。
- 4. ⑤欄は、実施する研修内容に〇をすること。
- 5. ①欄は、⑧欄、⑨欄及び⑩欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

24-2 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業(都道府県間接補助事業分)

(2)質の確保・向上のための巡回支援指導事業

市町村名

巡回支援指導 実施事業者(所)名	巡回支援 指導員数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額
1	2	3	4	5(3-4)	6		8
	人	円	円	円	円	円	円
				0			0
				0			0
				0			0
合計	人 0	0	0	円 0	0	0	0

- 1. ②欄は、巡回支援指導員の実人数を記載すること。
- 2. ⑧欄は、⑤欄、⑥欄及び⑦欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

25 放課後居場所緊急対策事業

市町村名		

													開所状況			
	事業所名	総事業費	寄付金その他の収 入額	差引額	対象経費の実支出 額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施場所	運営主体	週の開所日数	開所時間	待機児童数	事業実施月数	開設準備経費
	1	2	3	4(2-3)		6	7	8	9(8×1/3)	10	11	(12)	(13)	U	(15)	16
		円	円		円	円		円	円			日	時間	人	月	
1				0			0		0							
2				0			0		0							
3				0			0		0							
4				0			0		0							
ţ	i			0			0		0							
6	;			0			0		0							
				0			0		0							
8				0			0		0							
9				0			0		0							
10				0			0		0							
	合計(か所)	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0							

(記入上の注意)

- 1. ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。

- 3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- 3. ②側には、②側に回収とはハチャンピー。 4. ③欄には、③欄の館に交付を網の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。 5. 仰欄は、児童館(児童センター含む)、公民館、小学校、塾、スポーツクラブ、民家・アパート、保育所、認定こども園、幼稚園、団地集会室、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。 ※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- 6. ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 7. ③欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- 8. ④欄は、4月1日における市町村内の放課後児童クラブの待機児童数を記入すること。なお、4月1日時点で事業を開始していない場合、事業開始月の1日時点の待機児童数を記入すること。
- 9. ⑤欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- 10. ⑥欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「〇」を記入すること。

26 小規模多機能·放課後児童支援事業

																	開所状況			放課後児童3	を援員の配置	
	事業所名		総事業費	寄	付金その他 の収入額	差引	額	対象経費の 実支出額	国庫補助 基準額	選定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	実施場所	運営主体	事業内容等	週の開所日数	開所時間数	利用児童数	事業実施月数	配置の有無	配置月数	開設準備経費
		1		2	3	4	(2-3)	5	6	7	8	9(8×1/3)	10	1	12	(3)	(14)	(15)	(16)	07)	(18)	Œ
				H	円		H	円	円	円	Ħ	PI				В	時間	7	月		月	
1						0				0		0										
2						0				0		0										
3						0				0		0										
4						0				0		0										
5						0				0		0										
6						0				0		0										
7						0				0		0										
8						0				0		0										
9						0				0		0										
10						0				0		0										
	合計(か所)			円 0	円 0		H o	H O	PI 0	Ħ	PI 0	H 0										

市町村名

(記入上の注意)

- 1. ⑥欄の計算方法は下記のとおりとする。
- ・②欄を「事業内容(1)」としたとき・・・ ⑤欄の事業実施月数÷12×1,116,000円 + ③欄の配置月数÷12×778,000円 (+ ⑤欄に「〇」を記入した場合、2,000,000円)
- ・⑰欄を「事業内容(2)」としたとき・・・ ⑱欄の事業実施月数÷12×2.416.000円 + ⑬欄の配置月数÷12×778.000円 (+ ⑬欄に「○」を記入した場合、2.000.000円)
- 2. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 3. ⑧欄には、⑦欄と同額を記入すること。
- 4. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1.000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 5. ⑩欄は、児童福祉施設(保育所以外)、保育所、団地集会室、空き店舗、公共施設(※)、その他から該当するものを選択すること。 ※「公共施設」とは、上記に記入した公共施設以外の公共施設をいう。
- 6. ⑪欄は、NPO法人、社会福祉法人、任意団体、学校法人、株式会社、生活協同組合、直営、その他から該当するものを選択すること。
- 7. ①欄は、「放課後児童対策支援事業の実施について」の別添2の3のうち、(1)又は(2)のいずれかを選択すること。
- 8. ④欄は、例のように平均開所時間数を記入することとし、小数第3位を切り捨てること。(例:3時間10分⇒3.16)
- 9. ⑤欄は、年間平均利用児童数を記入するこことし、小数点以下は切り捨てること。
- 10. ⑥欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。
- 11. ①欄は、放課後児童支援員を配置した場合には「〇」を記入すること。
- ③欄は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とした値を記入すること。なお、①欄に「○」を記入しない場合、空欄とすること。
- 13. ⑬欄は、開設準備経費の単価を適用する場合には「○」を記入すること。

別表2	別	表	2
-----	---	---	---

27 待機児童対策協議会推進事業

都道府県名

	対象経費の 実支出額 ① 円	国庫補助基準額 ② 円	配置職員の職種
待機児童対策協議会推進事業			
計	0	0	0

^{1.} ③欄は、配置する職員の職種(事務、保育士、保健師等)を記入すること。

28-1 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県、市町村直接補助事業分)

都道府県 市町村名

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額②	実施事業内容
新たな待機児童対策提案型事業	円		3 1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	

し (記載上の注意) 1. ③欄は、該当するもの全ての番号に○をすること。

28-2 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県・市町村間接補助事業分)

都道府県 市町村名

	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	都道府県又は市 町村補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	8 円	⑨(⑧×10/10) 円	10
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	0	0	0	0	0	※1 円 0	※2 円 0	

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

28-3 新たな待機児童対策提案型事業(都道府県間接補助事業分)

都道府県名 市町村名

	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	実施事業内容
	① 円	② 円	③(①-②) 円	④ 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑧×10/10) 円	(1)
新たな待機児童対策提案型事業			0			0			0	1. 保育の受け皿拡大を図る事業 2. 保育人材の確保を図る事業 3. 多様な保育の促進を図る事業 4. その他、特に待機児童解消に資すると 考えられる事業
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

- 1. ⑥欄は、③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑥欄の額と⑦欄の額を比較して少ない方の額を記入すること。 3. ⑨欄には、⑧欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。
- 4. ⑩欄は、該当するもの全ての番号に〇をすること。

29-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)(総括)

都道府県 市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0
	円	円	H	円	円	円	円	円
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

1. ①から⑧の各欄には各施設の合計を記入すること。

29-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)

(1)改修費等支援

都道府県 市町村 名

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費 ((ア)⑦+(イ)⑦)	寄付金その他の 収入額 ((ア)®+(イ)®)	差引額 ((ア)⑨+(イ)⑨)	対象経費の 実支出額 ((ア)⑪+(イ)⑩)	国庫補助基準額 ((ア)⑪+(イ)⑪)	選定額 ((ア)⑫+(イ)⑫)	国庫補助基本額((ア)⑬+(イ)⑬)	国庫補助所要額 ((ア)④+(イ)④)
各施設の合計		0				の 0	0	0	の 0	0 0	の 0	n 0	9

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

(ア)晏件 を両に9 施設													
対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	10	(12)	(13)	(1)(13)×1/2
		人				円	円	円	円	円	円	円	F
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小計		0				0	円 0	円 0	0	円 0	円 0	円 0	0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9(7-8)	10	10	12	13	(1)((13)×1/2)
		人				円	円	円	円	円	FI	円	円
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
								0			0		0
小計		0				0	0	0	0	0	円 0	円 0	円 0

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ③欄には、①欄の額を記入すること。
- 8. ⑭欄には、⑭欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

29-1 認可外保育施設改修費等支援事業(直接補助分)

(2)移転費等支援

都道府県 市 町 村 名

	対象施設名 ①	実施主体	定員	区分	区分	移行予定	総事業費 ((ア)⑦+(イ)⑦)	寄付金その他の	差引額 ((ア)⑨+(イ)⑨)	対象経費の実支出	額((ア)⑩+(イ)⑩)		国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額((ア)⑥+(イ)⑥)
		美胞主体	建 員 ③	(現状)	(移行後) ⑤	年月 ⑥	((7)(7)+(1)(7)) (7)	収入額 ((ア)⑧+(イ)⑧) ⑧	((7)9+(1)9) 9	100	移転費 ((ア)⑪+(イ)⑪) ⑪	仮設設置費 ((ア)⑫) ⑫	((ア)(3+(イ)(3)) (3)	選定額 ((ア)(中(イ)(小) ()	((ア)⑤+(イ)⑤) ⑤	((ア)(6+(イ)(6)) (6)
	솜 計		人 0				0	0	0	円 0	円 0	0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の実支出	岩額		国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
0	(2)	(3)	(5t1A) (a)	(1991)196)	# <i>n</i>	7)	4X八朝 (8)	9(7-8)	(iii)	移転費	仮設設置費	l n	na na	rs.	(§((§×1/2)
		Ž				m m	m m	H	PI PI	PI PI	m m	PI PI	m H	H.	円
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
숨 왉		人 0				円 0	円 0	П 0	円 0	円 0	O E	円 0	П	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の実支出	: 額		国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
0	②	(3)	(3LV)	(5)	-7/1 (6)	7	1X/10A	9(7-8)	(iii)	移転費	仮設設置費	(3)	(I)	(5)	(§((§) × 1/2)
		人	, and the second			H	Ħ	H H	Ħ	FI	l H	PI PI	Ħ	H	円
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
								0	0				0		0
숨 計		人 0				П 0	円 0	円 0	円 0	O E		円 0	0	円 0	円 0

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ⑭欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑮欄には、⑭欄の額を記入すること。
- 8. ⑥欄には、⑤欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

29-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助事業分)(総括)

都道府県 市 町 村 名

	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の 実支出額	国庫補助基準額	選定額	(⑥×3/4)	自治体補助額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
	1	2	3(1-2)	4	(5)	6	7	8	9	10
(1)改修費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)移転費等支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	円 0	円 0	円 0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	※1 円 0	※2 円

(記載上の注意)

1. ①から⑩の各欄には各施設の合計を記入すること。

29-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)

(1)改修費等支援

都道府県 市 町 村 名

対象施設名		実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事来貸 ((ア)⑦+(イ)	寄付金その他 の 収入額 ((ア)®+(イ)®)	差引額 ((ア)⑨+(イ) ⑨)	対象経費の 実支出額 ((ア)⑩+(イ) ⑩)	国庫補助基準額 ((ア)①+(イ) ①)	選定額 ((ア)⑫+(イ) ⑫)	((ア)③+(イ) ③)	自治体 補助額 ((ア)(4+(イ) (4))	本額	国庫補助所 要額 ((ア)値+(イ) 値)
	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12)	(13)	14)	(15)	16
合 計			0				円 0	円 0	0	の 0	円 0	0	の 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分(現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他の収入額	左기段	対象経費の実 支出額 -	基準額	選定額	(①×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	5	6	7	8	9(7-8)		10		(13)	(14)		(¶5)(¶5)×2/3)
		人				Ħ	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
숨 計		0				円 0	円 0	0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の実 支出額	国庫補助 基準額	選定額	(①×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	5	6	7	8	9(7-8)		10	(12)	(13)	140		16(15×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
								0			0	0			0
合 計		0				円 0	円 0	В	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設·事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ⑫欄は、⑨欄、⑩欄及び⑪欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ⑤欄は、③欄と⑭欄を比較し、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8. ⑥欄は、⑤欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

29-2 認可外保育施設改修費等支援事業(間接補助分)

(2)移転費等支援

都道府県 市町村 名

						***	総事業費	寄付金その他の	差引額	対象経費の写	実支出額((ア)⑩	+(1)10)	国庫補助基準	選定額	/	自治体		国庫補助所
	対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	((ア)⑦+(イ) ⑦)	((ア)⑧+(イ)	((ア)⑨+(イ) ⑨)		移転費 ((ア)⑪+(イ)	仮設設置費 ((ア)①)	額 ((ア)③+(イ) ③)	((' Z)(1A) L (A)	((7)(5)+(1) (5)	補助額 ((ア)⑥+(イ) ⑥)	本額 ((ア)①+(イ) ①)	要額 ((ア)®+(イ) ®)
	•	2	3	4	5	6	7	8)	9	00	(11)	(() (g)	13	19	15	16	0	18
Ī	合 計		0				0	円 0	円 0	0	円 0	0	0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0

(内訳)

(ア)要件1を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の実			国庫補助 基準額	選定額	(14)×3/4)	自治体 補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
(I	2	3	4	5	6	7	8	9(7-8)	10	移転費	仮設設置費 ⑫	⊕+sx (3)	(14)	(15)	16		®(⑪×2/3)
		人				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	F
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
合 計		0				円 0	円 0	円 0	円 0	В	の 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	0 0

(イ)要件2を満たす施設

対象施設名	実施主体	定員	区分 (現状)	区分 (移行後)	移行予定 年月	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額	対象経費の実			国庫補助 基準額	選定額	((1/4) × 3/4)	自治体補助額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額
1	2	3	4	5	6	Ø	8	9(7-8)	10	移転費	仮設設置費 ⑫	(3)	(4)	(15)	(6)	0	®(①×2/3)
		人				Ħ	円	Ħ	円	円	円	円	円	Ħ	円	円	円
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
								0	0				0	0			0
솜 計		0				0	円 0	0	O H	円 0		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	П

- 1. ②欄は、実施主体の種別を記入すること。(社会福祉法人、株式会社等)
- 2. ③欄は、現在の定員を記入すること。
- 3. ④欄は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。
- 4. ⑤欄は、将来的に移行を予定している認可保育施設・事業の形態を記入すること。(認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)
- 5. ⑥欄は、将来的に認可保育施設・事業へ移行する予定年月を記入すること。
- 6. ⑭欄は、⑨欄、⑩欄及び⑬欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 7. ①欄は、⑤欄と⑩欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
- 8. ⑬欄には、⑰欄の額に交付要綱の別表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を配入すること。

30-1 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業(市町村事業・直接補助分)

-	m-	-44	
т	Щ	ተ	2

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	② 円	③ 円	④(②一③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	⑧ 円	⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

30-2 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業(市町村間接補助事業分)

ī	町	村	名		
ī	町	村	名		

対象施設名	総事業費	寄付金その他の 収入予定額	差引額	対象経費の 支出予定額	国庫補助基準額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額
①	② 円	③ 円	④(②一③) 円	⑤ 円	⑥ 円	⑦ 円	® 円	⑨(⑧×1/2) 円
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
			0			0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

- 1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- 2. ⑧欄には、⑦欄の額を記入すること。

別	表	2
11.1	1	_

31 保育士等の処遇改善促進等事業

都道府県名_____

	対象経費の 実支出額 ①	国庫補助基準額②
	<u> </u>	Ä
保育士等の処遇改善促進等事業		
計	0	0